

# **宇治市の健康福祉**

## **(令和2年度版)**

**宇 治 市**



# 目 次

## 《地域福祉課》の事務、事業、制度

(地域援護係)

1 民生委員・児童委員活動	1
2 内職あっせん事業	3
3 火災見舞金等の支給	4
4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付	5
5 くらしの資金貸付事業	7
6 各種団体への補助	8
7 旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	9
8 行旅死亡人取扱業務	10
9 宇治市社会福祉協議会への補助	10
10 総合福祉会館管理運営事業(指定管理者制度)	11
11 日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務	13
12 社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務	14
13 地域共生社会実現サポート事業補助金	16
14 地域共生社会推進事業補助金	17

## 《生活支援課》の事務、事業、制度

(生活支援庶務係・保護第1係・保護第2係・保護第3係・保護第4係)

1 生活保護	18
2 市単独事業における生活保護(法外援護等)	21
3 中国残留邦人生活支援事業	22
4 生活困窮者自立支援	23

## 《障害福祉課》の事務、事業、制度

(庶務企画係・社会参加推進係・自立支援係)

1 身体障害者手帳の交付	24
2 療育手帳の交付	26
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	26
4 介護給付・訓練等給付等	27
5 障害児通所給付費	29
6 自立支援医療費(精神通院)給付事業	30
7 自立支援医療費(更生医療)給付事業	30
8 自立支援医療特別対策医療費給付事業	31
9 補装具の交付及び修理事業	31
10 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成	32
11 福祉タクシ一事業	32
12 補助犬飼育費用助成事業	33
13 福祉電話使用料の助成	34

14	重度身体障害者緊急通報装置貸与事業	34
15	障害者住宅改修助成事業	35
16	身体障害者等の府営住宅への優先入居	36
17	有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度	36
18	身体障害者用車椅子貸与事業	36
19	特別障害者手当の支給	37
20	経過的福祉手当の支給	38
21	障害児福祉手当の支給	38
22	障害者施設等通所交通費の助成	39
23	身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK 放送受信料の減免	40
24	各種団体への補助	40
25	障害者介護給付費等支給認定審査会	41
26	社会参加促進事業	41
27	障害者意思疎通支援事業	43
28	宇治市手話通訳職員派遣事業	44
29	日常生活用具給付事業	44
30	重度身体障害者訪問入浴サービス事業	45
31	障害者生活支援センター運営事業	45
32	生活支援事業	46
33	移動支援事業	47
34	日中一時支援事業	48
35	特別児童扶養手当の進達	49
36	地域活動支援センター事業	50
37	軽・中等度難聴児支援事業	50

## 《こども福祉課》の事務、事業、制度

### (子育て企画係)

1	乳幼児健康支援一時預かり事業	51
2	地域子育て支援拠点事業	51
3	ファミリー・サポート・センター	52
4	こどもショートステイ事業	52
5	地域子育てひろば支援事業	53
6	子育て支援総合コーディネート事業	53

### (児童給付係)

7	児童手当の支給	54
8	児童扶養手当の支給	55
9	入院助産制度	57
10	奨学資金の貸与	58
11	母子家庭奨学金の進達	59
12	ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付	60
13	ひとり親家庭自立支援給付事業	60

(学童保育係)

14 育成学級への入級	62
-------------	----

《保育支援課》の事務、事業、制度

(計画係・管理係・保育支援係)

1 保育所等への入所	64
2 民間保育所等に対する助成	66
3 特別保育対策	68
4 保育相談	69

《保健推進課》の事務、事業、制度

(健康企画係)

1 不妊治療等助成事業	70
2 妊婦健康診査事業	70
3 妊婦歯科健診	71
4 未熟児養育医療給付事業	71
5 予防接種事業	73
6 風しん予防接種助成事業	76

(発達支援係)

7 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業	77
8 発達相談	77
9 親子あそびの教室	78
10 幼児期後期フォロー教室	79
11 障害児等通園事業	79
12 親子サポート事業	80
13 未熟児訪問指導事業	81
14 新生児訪問指導事業	81

(親子健康係)

15 妊婦面談事業	82
16 妊娠・産後支援事業	83
17 産後ケア事業	86
18 3か月児健康診査	87
19 10か月児健康診査	88
20 1歳8か月児健康診査	89
21 3歳児健康診査	91
22 離乳食教室	92
23 はじめての絵本ふれあい事業	92

(健康企画係・発達支援係・親子健康係)

24 家庭訪問指導	93
-----------	----

## 《健康生きがい課》の事務、事業、制度

### (健康づくり係)

1 保健・消防センター	94
2 歯科サービスセンター	94
3 休日急病診療所	95
4 献血推進事業	96
5 骨髓ドナー助成事業	97
6 がん検診等	98
7 健康教育・健康相談	99
8 成人歯科健診	99
9 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	100
10 結核予防事業(健診)	101
11 子宮頸がん予防接種事業	101
12 高齢者用肺炎球菌予防接種事業	102
13 風しん抗体検査及び第5期定期接種事業	103

### (生きがい振興係)

☆ 高齢者人口等の推移	104
14 老人クラブ助成事業	105
15 老人園芸ひろば事業	106
16 シルバー人材センター助成事業	107
17 老人運動ひろば事業	108
18 地域福祉センター	108
19 高齢者見舞品支給	110
20 老人福祉電話設置(老人福祉電話電話料助成金支給)	110
21 緊急通報装置(シルバーホン)設置事業	111
22 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	111
23 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業	112
24 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業	112
25 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	113
26 高齢者住宅改造助成事業	113
27 高齢者日常生活用具給付等事業	114
28 高齢者保健福祉オングマン制度	114
29 地域介護・福祉空間整備費補助事業	115
30 地域密着型サービス等整備費補助金	116
31 介護予防拠点施設整備事業	117
32 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	118
33 介護予防安心住まい推進事業	118
34 山城ふるさとを守る絆ネット推進事業	119
35 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	120
36 高齢者アカデミー運営事業	120

### (地域包括ケア・介護予防推進係)

37 認知症等高齢者家族安心事業	121
------------------	-----

38 健康診断書料金扶助	121
39 老人入所施設(養護老人ホーム)への措置	122
40 高齢者成年後見制度利用支援事業	123
41 高齢者虐待対策	123
42 地域包括支援センター運営事業	124
43 介護予防把握事業	126
44 機能訓練	127
45 訪問指導	130
46 認知症予防教室	130
47 家族介護者教室	131
48 認知症地域支援事業	132
49 介護予防普及啓発事業	133
50 初期認知症総合相談支援事業	134
51 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	135
52 在宅医療・介護連携推進事業	136
53 地域リハビリテーション活動支援事業	137
54 地域介護予防活動支援事業	137

## 《介護保険課》の事務、事業、制度

(保険料係・給付係・介護認定係)

1 介護保険給付事業の概要	138
---------------	-----

## 《年金医療課》の事務、事業、制度

(福祉医療係)

1 重度心身障害老人健康管理事業	150
2 老人医療費支給事業	151
3 福祉医療費支給事業	153
4 子育て支援医療費支給事業	157

(後期高齢者医療係)

5 後期高齢者医療制度	159
-------------	-----

(国民年金係)

6 国民年金事業	164
7 特別障害給付金事業	171
8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	171
9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業	172

## 《国民健康保険課》の事務、事業、制度

(国保管理係・国保資格給付係)

1 保険給付事業の状況	173
-------------	-----

(国保保健事業係)	
2 国民健康保険保健事業	179
(国保資格給付係)	
3 国民健康保険の適用	181
4 国民健康保険料の賦課状況	183
(国保料収納係)	
5 国民健康保険料の収納状況	185
『宇治市社会福祉協議会』の事務、事業、制度	187
◎ 資料	
・ 我が国の福祉制度の変遷について	201
・ 決算の推移	207
・ 福祉施設等一覧	208

## = 記 載 例 =

### 制 度 の 概 要

各課、係毎に所管制度の概要を記載した。また、該当事業に要する経費の財源の負担割についても、できるかぎり記載した。

### 根 抱 法 令 等

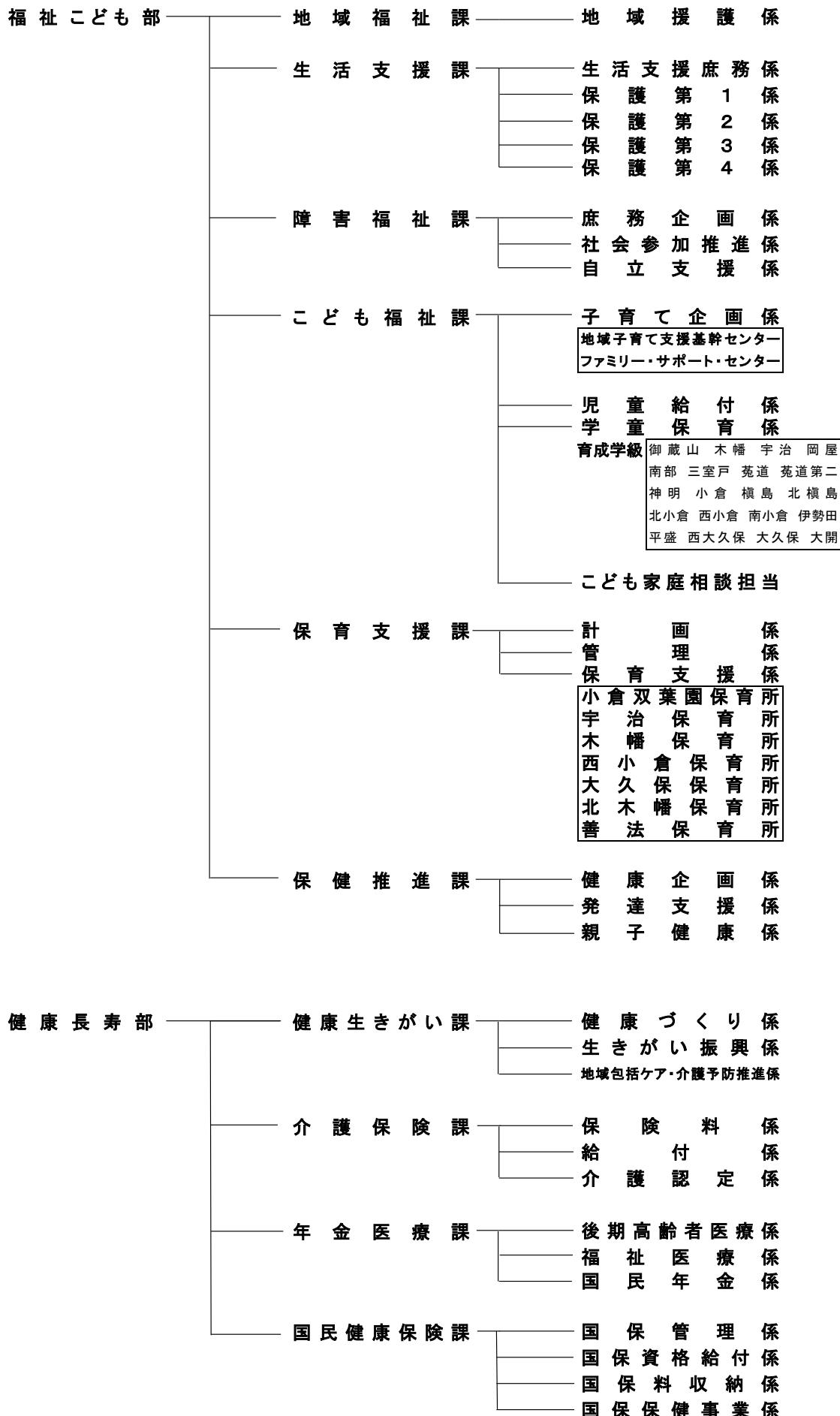
法的根拠の検索に役立つよう、法令名等を記載した。  
ただし、当該制度の直接の根拠となるものにとどめたものがある。

### 制 度 の 現 況

近年の制度利用状況、経費支出の状況等を、原則として平成 27 年度から記載した。数値は、概ね決算(令和元年度は決算見込み)によるもの又は各年度 3 月末現在で記載した。

## 福祉こども部・健康長寿部の機構

(令和2年4月現在)





# 地 域 福 祉 課

係	分掌事務
地域援護係	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部の公印の管理に関すること。 (3) 部に係る諸統計(他の課に属するものを除く。)に関すること。 (4) 部の事務事業の調整に関すること。 (5) 地域福祉計画に関すること。 (6) 社会福祉法人の設立等の認可等に関すること。 (7) 戦傷病者の援護に関すること。 (8) 戦没者の慰靈及び遺族の援護に関すること。 (9) 戦没者の叙位叙勳に関すること。 (10) 引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関すること。 (11) 日本赤十字社地区業務に関すること。 (12) 災害に係る援助及び援護に関すること。 (13) 火災の見舞い及び応急援護に関すること。 (14) 行旅死亡人に関すること。 (15) 身寄りのない又は引取者のない独居人の死亡に関すること。 (16) 民生委員及び児童委員に関すること。 (17) 社会福祉協議会、内職あっせん団体その他社会福祉関係団体に関すること。 (18) くらしの資金の貸付けに関すること。 (19) 総合福祉会館の管理及び運営に関すること。 (20) その他部内における他の課に属しないこと。



区分	1 民生委員・児童委員活動	所管係	地域援護係
----	---------------	-----	-------

### 制度の概要

民生委員は、府知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、給与を支給しないものとし、その任期は3年である。

法律上の身分は、特別職の地方公務員である。民間の奉仕者として、一定の区域を担当し、次の職務を行う。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

また、児童委員をも兼ねて児童福祉の推進という任務を持つ。

さらに、平成6年1月1日に設置された主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する。なお、宇治市における民生委員の推薦は、宇治市民生委員推薦会が行う。

### 根拠法令等

- ◇ 民生委員法（昭和23年法律第198号）
- ◇ 民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）
- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第16条 児童委員
- ◇ 宇治市民生委員推薦会設置規則（昭和28年宇治市規則第8号）

### 制度の現況

#### 民生委員・児童委員数

(各年改選時)

区分 改選年月日	平成22年12月1日		平成25年12月1日		平成28年12月1日		令和元年12月1日	
定 数 (人)	305 (30)		307 (30)		310 (30)		311 (30)	
男女別人数 (人) (%)	男	女	男	女	男	女	男	女
	115	190	129	178	129	181	124	177
	37.7	62.3	42.0	58.0	41.6	58.4	41.2	58.8
平均年齢 (歳)	61.5		63.2		64.0		65.8	
男女別平均年齢 (歳)	男	女	男	女	男	女	男	女
	63.7	60.1	65.3	61.7	66.7	62.1	68.0	64.3
備 考	民生・児童委員1人増員		民生・児童委員2人増員		民生・児童委員3人増員		民生・児童委員1人増員	

※ ( ) は、主任児童委員の内数

## 民生委員・児童委員活動状況

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
活 動 日 数	37,154	37,097	35,124	33,907	31,906
相 談 ・ 支 援 件 数	2,472	2,157	2,025	2,280	1,867
調 査 活 動 件 数	2,437	2,508	2,835	2,194	1,944
証 明 事 務 件 数	2,113	2,070	1,973	1,828	1,737
関 係 機 関 連 絡 件 数	6,212	6,169	5,380	5,051	4,557
会 議 ・ 行 事 参 加 件 数	6,189	6,362	6,266	4,694	4,212
友 愛 訪 問 等 件 数	20,872	20,537	17,971	17,747	14,280

## 民生委員・児童委員活動 内容別相談・支援件数

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
在 宅 福 祉	272 件	243 件	241 件	247 件	224 件
介 護 保 險	68	77	64	83	76
健 康 ・ 保 健 医 療	230	208	183	130	77
子 育 て ・ 母 子 保 健	174	186	160	154	135
子 む も の 地 域 生 活	27	31	40	45	33
子 む も の 教 育 ・ 学 校 生 活	79	47	43	71	44
生 活 費	220	159	180	108	70
年 金 ・ 保 險	9	7	9	3	3
仕 事	15	11	9	3	5
家 族 関 係	72	54	78	106	95
住 居	85	72	80	79	71
生 活 環 境	156	134	155	206	121
日 常 的 な 支 援	454	501	420	694	568
そ の 他	611	427	363	351	345
合 計	2,472	2,157	2,025	2,280	1,867

## 民生委員・児童委員活動費補助金

(各年度決算額 単位：千円)

年 度	27	28	29	30	元
委 員 1 人 当 り 活 動 費	116	118	118	118	118
内 訳	府	58	59	59	59
	市※	58	59	59	59

※ 当該委員の属する法定単位民児協の事業等に充当するもの

区分	2 内職あっせん事業	所管係	地域援護係
----	------------	-----	-------

### 制度の概要

宇治市内職センター（宇治市木幡南端 48 - 15 昭和 59 年度移転新築）において、家庭外で働くことが困難な主婦、高齢者、心身障害者等に対し、内職についての相談、あっせん、技術指導等を行っており、この運営を内職者団体の宇治市内職友の会に委ねている。

また、この施設を拠点として行われる宇治市内職友の会活動に対して補助金を支出するとともに、市民の内職技能修得の一環として、初級和裁講習の開催を同会に委託している。

### 根拠法令等

- ◇ 内職者対策事業補助金交付要綱（昭和 46 年京都府告示第 413 号）
- ◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）
- ◇ 宇治市内職あっせん事業助成要綱（昭和 46 年宇治市告示第 54 号）

### 制度の現況

年度		27	28	29	30	元
区 分		978	978	932	920	920
財 源	府 (1/2 以内)	489	489	466	460	460
	市	489	489	466	460	460

年度		27	28	29	30	元
区 分		300	300	300	300	300
委託料の額		市	単	費	事	業

年度		27	28	29	30	元
区 分		9,129,763 円	7,749,310 円	6,973,340 円	6,874,141 円	8,738,013 円
加工実績		632 人	539 人	465 人	454 人	613 人
会員内訳	身体障害者	45	47	32	25	23
	老人	256	219	245	243	369
	母子世帯	2	0	0	0	0
	その他	329	273	188	186	221
業種別内訳	和裁	47 人	56 人	34 人	34 人	41 人
	毛糸あみ	0	0	0	0	0
	のり付け	438	361	343	307	426
	その他	147	122	88	113	146

区分	3 火災見舞金等の支給	所管係	地域援護係
----	-------------	-----	-------

### 制度の概要

宇治市内に居住し、住民基本台帳に記載されている者が、不幸にして火災等により居住家屋が全・半焼等した場合又は死亡した場合に、見舞金及び見舞品を支給する。また、日本赤十字社京都府支部からも見舞金品が支給される。

### 根拠法令等

- ◇ 宇治市火災等見舞金等支給要綱（昭和45年宇治市告示第3号）
- ◇ 赤十字必携 ◇ 災害見舞品配分基準（日本赤十字社京都府支部）

### 制度の現況

#### 支給基準

(令和2年3月31日現在)

区分	市		日赤京都府支部	
見舞金	全焼 ・ 全壊	① 1世帯 100,000円 ② 1人当たり 10,000円		
	半焼 ・ 半壊	① 1世帯 50,000円 ② 1人当たり 5,000円		
	水損	1世帯当たり 30,000円		
	死 亡	1人当たり 10,000円	死者 1人当たり	20,000円
	見舞品	シュラフ 1人当たり 1枚	毛布 1人当たり タオルケット 1人当たり 緊急セット 1世帯当たり 安眠セット 1人当たり	原則 1枚 原則 1枚 原則 1組 原則 1組

#### 支給状況

(各年度決算による)

区分	年 度	27	28	29	30	元
見舞金等支給額(円)		260,000	1,040,000	240,000	360,000	270,000
火災見舞対象世帯数等	全焼	世帯数(世帯)	2	6	2	3
	全焼	世帯人数(人)	2	16	4	5
	半焼	世帯数(世帯)	0	4	0	0
	半焼	世帯人数(人)	0	6	0	4
水損	世帯数(世帯)	1	1	0	0	1
死 亡 者 (人)		1	2	0	1	1

区分	4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給 災害援護資金の貸付	所管係	地域援護係												
制度の概要															
<p>○ 災害弔慰金の支給</p> <p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然災害（以下「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。</p> <p>（遺族の範囲）</p> <p>死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</p> <p>（災害弔慰金の額）</p> <table> <tr> <td>* 死亡者が生計を主として維持していた場合</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>* その他の場合</td> <td>250万円</td> </tr> </table>				* 死亡者が生計を主として維持していた場合	500万円	* その他の場合	250万円								
* 死亡者が生計を主として維持していた場合	500万円														
* その他の場合	250万円														
<p>○ 災害障害見舞金の支給</p> <p>災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、次に掲げる程度の障害があるときは、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>（障害の程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 両眼が失明したもの</li> <li>* そしやく及び言語の機能を廃したもの</li> <li>* 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>* 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>* 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>* 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>* 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>* 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>* 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul> <p>（災害障害見舞金の額）</p> <table> <tr> <td>* 当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時の属する世帯の生計を主として維持していた場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>* その他の場合</td> <td>125万円</td> </tr> </table>				* 当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時の属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円	* その他の場合	125万円								
* 当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時の属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円														
* その他の場合	125万円														
<p>○ 災害援護資金の貸付</p> <p>災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害により、被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸付を行う。（ただし、所得制限あり）</p> <p>（災害援護資金の貸付限度額）</p> <table> <tr> <td>* 療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>　　イ) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>　　ウ) 住居が半壊した場合</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>　　ただし、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合（以下「特例」という）（特例：350万円）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　エ) 住居が全壊した場合</td> <td>350万円</td> </tr> </table>				* 療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合		ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円	イ) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円	ウ) 住居が半壊した場合	270万円	ただし、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合（以下「特例」という）（特例：350万円）		エ) 住居が全壊した場合	350万円
* 療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合															
ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円														
イ) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円														
ウ) 住居が半壊した場合	270万円														
ただし、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合（以下「特例」という）（特例：350万円）															
エ) 住居が全壊した場合	350万円														

- \* 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
  - ア) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円
  - イ) 住居が半壊した場合 170万円 (特例: 250万円)
  - ウ) 住居が全壊した場合 250万円 (特例: 350万円)
  - エ) 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(貸付の条件)

- \* 償還期間 10年 (うち据置3年) ※特例の場合5年
- \* 償還方法 年賦、半年賦又は月賦で元利均等償還
- \* 利率 保証人を立てる場合は無利子  
保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)
- \* 連帶保証人 任意
- \* 所得制限 条例等に定める額

根拠法令等

- ◇ 災害救助法 (昭和22年法律第118号)
- ◇ 災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 (昭和48年政令第374号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年宇治市条例第24号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年宇治市規則第45号)

(財源の負担割合)

災害弔慰金及び災害障害見舞金

	市	府	国
費用負担	1/4	1/4	1/2

災害援護資金

	府	国
貸付原資負担	1/3	2/3

制度の現況

平成24年8月に発生した京都府南部地域豪雨災害に関し、下記のとおり支給・貸付を実施。

災害弔慰金

支給額	生計維持者	その他
5,000,000	0	2

災害援護資金

貸付額	家財の損害	住居の半壊
4,900,000	1	2

※ 平成28年度から貸付金の償還が開始。

(貸付3件のうち1件については、平成25年度に繰上げ償還済み。)

区分	5 くらしの資金貸付事業	所管係	地域援護係										
制度の概要													
<p>生活困窮世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的として、夏期（7月）及び冬期（12月）の2回、10万円を限度としてくらしに必要な資金を貸付けるものであり、この事務を社会福祉法人宇治市社会福祉協議会に委託している。</p>													
<p>(貸付対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 夏期は7月1日、冬期は12月1日（以下「基準日」という。）現在、宇治市に住民登録があり、6ヶ月以上在住しているもの</li> <li>② 基準日現在で生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給又は受給決定していないもの</li> <li>③ 基準日の属する月の前月における世帯全員の収入が生活保護法に定める生活保護（生活扶助）基準の1.8倍以内であること</li> <li>④ 夏期または冬期の賞与等の臨時収入（予定のものも含む）が100,000円を超えていないこと</li> </ul>													
<p>(貸付限度額等)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 33%;">* 貸付限度額</td><td style="width: 33%;">1世帯当たり未償還金を含め100,000円以内</td></tr> <tr> <td>* 償還方法</td><td>一括又は分割償還</td></tr> <tr> <td>* 据置期間</td><td>貸付日が属する月から4ヶ月以内</td></tr> <tr> <td>* 償還期間</td><td>据置期間経過後20ヶ月以内</td></tr> <tr> <td>* 利子等</td><td>無利子、無担保</td></tr> </tbody> </table>				* 貸付限度額	1世帯当たり未償還金を含め100,000円以内	* 償還方法	一括又は分割償還	* 据置期間	貸付日が属する月から4ヶ月以内	* 償還期間	据置期間経過後20ヶ月以内	* 利子等	無利子、無担保
* 貸付限度額	1世帯当たり未償還金を含め100,000円以内												
* 償還方法	一括又は分割償還												
* 据置期間	貸付日が属する月から4ヶ月以内												
* 償還期間	据置期間経過後20ヶ月以内												
* 利子等	無利子、無担保												
根拠法令等													
<p>◇ くらしの資金貸付規程（宇治市社会福祉協議会規程）</p>													
制度の現況													
委託料支出状況		(各年度決算額 単位：円)											
区分	年 度	27	28	29	30	元							
委託料（事務費分）		620,000	620,000	900,000	900,000	760,000							
貸付原資		3,410,000	2,600,000	2,150,000	2,080,000	1,480,000							
貸付金償還金		3,174,500	3,004,000	2,825,000	2,873,000	2,526,000							

貸付状況（金額別件数欄上段夏期・下段冬期）

年 度 貸付額	27	28	29	30	元
30,000 円	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
	0	0	0	0	0
50,000	0	0	1	0	0
	1	0	0	1	0
60,000	1	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
80,000	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	1
100,000	15	10	7	7	6
	18	16	14	13	8
計	35	26	22	22	15
貸付総額	3,410 千円	2,600 千円	2,150 千円	2,080 千円	1,480 千円

区 分	6 各種団体への補助	所管係	地域援護係
-----	------------	-----	-------

制 度 の 概 要

京都府原爆被災者の会宇治支部及び宇治市連合遺族会に対し、団体運営経費に関する補助金を支出している。市単独事業。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）

制 度 の 現 況

補助金支出状況

(各年度決算額 単位：千円)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
京都府原爆被災者の会宇治支部事業補助金	100	100	100	100	100
宇治市連合遺族会事業補助金	100	100	100	68	25

区分	7 旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	所管係	地域援護係
----	------------------------	-----	-------

### 制度の概要

旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等に対する援護については、下表のとおり、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（いわゆる援護法）並びに各種給付金等支給法などによって実施されている。

また、市では昭和58年度より、800有余の戦没者に対し、追悼の誠をささげ遺族の労苦に慰謝するとともに平和を願い、戦没者追悼式を実施している。

根拠法 律	援護の項目
恩給法 (大正12年法律第48号) <総務省人事・恩給局が直接受付事務を行う>	(1) 普通恩給 (10) 一時恩給 (2) 増加恩給 (11) 傷病賜金 (3) 傷病年金 (12) 一時扶助料 (4) 特例傷病恩給 (13) 特別の一時金 (5) 普通扶助料 (6) 公務扶助料 (7) 増加非公死扶助料 (8) 特例扶助料 (9) 傷病者遺族特別年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和27年法律第127号) <厚生労働省社会・援護局が直接受付事務を行う>	(1) 障害年金 (4) 遺族給与金 (2) 障害一時金 (5)弔慰金 (3) 遺族年金 (6) 遺族一時金
戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号)	(1) 戦傷病者手帳の交付 (2) 療養の給付 (3) 療養費の支給 (4) 療養手当ての支給 (5) 葬祭費の支給 (6) 更生医療の給付 (7) 補装具の支給及び修理 (8) 国立保養所収容 (9) JR乗車券類引換証の交付
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和38年法律第61号)	特別給付金
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (昭和42年法律第57号)	特別給付金
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和41年法律第109号)	特別給付金
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和40年法律第100号)	特別弔慰金

区分	8 行旅死亡人取扱業務	所管係	地域援護係
----	-------------	-----	-------

### 制度の概要

本市へ行旅中死亡し、氏名、住所、居住が不明であり、引取者が無い者について、市長が遺体を引取り、火葬に付し、遺骨を保管するとともに、官報、掲示場により告示する。

取扱に要した経費は遺留金品等を充て、不足分はいったん市が支出するが、府に対して請求することにより、府が負担することになる。

### 根拠法令等

- ◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）
- ◇ 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）
- ◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく費用の弁償に関する規則（昭和 62 年京都府規則第 24 号）
- ◇ 宇治市行旅病人、行旅死亡人及びこれらの同伴者の救護又は取扱いに関する規則  
(昭和 63 年宇治市規則第 3 号)

区分	9 宇治市社会福祉協議会への補助	所管係	地域援護係
----	------------------	-----	-------

### 制度の概要

昭和 47 年に設立された、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に規定される社会福祉法人である宇治市社会福祉協議会は、宇治市の地域福祉推進の中心的役割を担っており、本市の福祉施策遂行上、重要な位置付けの団体であることから、法に基づき財政援助を行っている。

### 根拠法令等

- ◇ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条
- ◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和 46 年宇治市条例第 49 号）
- ◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則（昭和 47 年宇治市規則第 6 号）
- ◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）

制 度 の 現 況

宇治市社会福祉協議会に対する補助金支出状況

(各年度決算額 単位：円)

年 度 補助金名	27	28	29	30	元
福祉活動専門員設置事業	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000
福祉サービス利用援助事業 専門員設置事業	979,500	979,500	979,500	979,500	979,500
ボランティアコーディネーター 設置事業	1,959,000 ※(979,000)	1,959,000	1,959,000 ※(900,000)	1,959,000 ※(900,000)	1,959,000
社 協 事 務 所 運 営 事 業	51,982,361	53,288,199	57,087,550	58,694,716	55,418,350
学区福祉委員会活動事業	3,300,000	3,300,000	3,282,619	3,150,000	3,150,000
ふれあい福祉センター事業	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
災害ボランティアセンター 体制整備事業	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

※京都府みらい戦略一括交付金

区 分	10 総合福祉会館管理運営事業（指定管理者制度）	所管係	地域援護係
-----	--------------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

昭和 58 年 1 月、福祉事業推進の拠点として設置した宇治市総合福祉会館は、身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センターからなっており、指定管理者として社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会を指定している。市単独事業。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市総合福祉会館条例（昭和 57 年宇治市条例第 37 号）
- ◇ 宇治市総合福祉会館条例施行規則（昭和 58 年宇治市規則第 2 号）
- ◇ 宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年宇治市条例第 19 号）

## 施設の概要

名 称：宇治市総合福祉会館

### <1階> 身体障害者福祉センター

- 日常生活訓練室 … 障害のある方の活動の場として、卓球バレーやコーラスなどに取り組むための用具を設置。
- 作業工作室 … 彫刻や粘土細工など創作意欲を増すため、陶芸などの用具を配置。
- その他の … 研修室、相談室、団体事務室、売店などを設置。

### <2階> 老人福祉センター

- 第1、2集会室 … 各種集会やサークル活動に利用。
- 和室 … 教養、娯楽、健康相談、集会など多様に使用できる10畳の和室4室。
- 交流ロビー … 高齢者の交流スペースを設けて、テレビ、バンバー（ミニ玉突き）を備えている。
- その他の … 老人福祉センター事務所、ボランティア室、浴室などを設置。

### <3階> 福祉センター（一部老人福祉センター及び身体障害者福祉センター）

- 料理講習室 … 各種の料理講習会ができるように、調理器具、食器などを設置。
- ボランティア室 … 各種ボランティア活動の作業スペース、器材を設置。
- 大広間 … ステージを備えた部屋。
- その他の … 会議室、屋外プレイコーナーなどを設置。

所 在 地：宇治市宇治琵琶45  
敷地面積：3,781.<sup>18</sup> m<sup>2</sup>  
建築面積：930.<sup>20</sup> m<sup>2</sup>  
延床面積：2,353.<sup>63</sup> m<sup>2</sup>  
建物構造：鉄筋コンクリート造3階建  
事業費：総事業費 5億5,093万円  
開設年月日：昭和58年1月19日

## 制 度 の 現 況

### 施設使用状況

(各年度 3月末現在)

区 分	年 度	27	28	29	30	元
		開 館 日 数	298 日	297 日	297 日	296 日
利 用 者 の 数 等	個人利用者数 〔老人福祉センター 身体障害者福祉センター〕	7,527 人	6,735 人	5,579 人	4,427 人	3,765 人
	団体・サークル利用者数	66,966 人	64,964 人	64,861 人	67,078 人	59,848 人
	( 団 体 数 )	(4,399 団体)	(4,013 团体)	(4,121 团体)	(4,368 团体)	(3,905 团体)
	利 用 者 数 合 計	74,493 人	71,699 人	70,440 人	71,505 人	63,613 人

### 指定管理料支出状況

(各年度決算額 単位：円)

区 分	年 度	27	28	29	30	元
決 算 額 (円)	24,965,191	26,679,902	24,648,000	25,297,915	24,764,934	

区 分	11 日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務	所管係	地域援護係
-----	-----------------------	-----	-------

## 制 度 の 概 要

「日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。」(日本赤十字社法抜粋)

上記を目的とした日本赤十字社の組織として、都道府県の区域に支部が置かれ、支部の下部機関として福祉事務所の所管区域に地区が設けられている。

宇治市においては、地区長として宇治市長があたり、宇治市地区を構成している。

### 《 宇治市地区業務 》

#### \* 日本赤十字社活動資金募集事業

日本赤十字社は、会員をもって構成される特殊法人であり、赤十字社の行う各事業の財源は、会員の拠出金（会費）及びその他の者の寄付金でまかなわれているが、この財源確保のため、宇治市地区では毎年5月から7月末までを赤十字運動期間と定めて活動資金の募集事業を行っている。

#### \* 災害援護

火災その他の災害の被災者に対し、自立助長を図るために見舞金及び援護物資の支給を行う。

#### \* 献血推進育成事業

宇治市献血推進協議会に対し、補助金を交付する。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）
- ◇ 日本赤十字社定款（昭和 27 年厚生大臣認可）

### 制 度 の 現 況

- 会費の額 年額 2,000 円以上（平成 28 年度まで年額 500 円以上）
- 寄付金の額 任意

#### 活動資金募集状況

(各年度 3 月末現在)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
総 額	10,229,648 円	9,805,715 円	9,268,578 円	9,054,413 円	8,841,804 円

区 分	12 社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務	所管係	地域援護係
-----	------------------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）第 34 条により、社会福祉法人に関する社会福祉法の規定が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から主たる事務所が宇治市内にあり、かつ宇治市内のみにて事業を行う社会福祉法人に対しては、宇治市が所轄庁として次の事務を行う。

（所轄庁として行う主な事務）

- \* 社会福祉法人の設立認可事務
- \* 社会福祉法人の定款変更認可（届出受理）事務
- \* 社会福祉法人の解散認可（届出受理）事務
- \* 社会福祉法人の合併認可事務
- \* 社会福祉法人への立入検査、改善措置命令事務（指導監査）
- \* 社会福祉法人への業務停止命令事務・法人役員解職勧告事務
- \* 社会福祉法人への解散命令事務
- \* 社会福祉法人への公益事業又は収益事業の停止命令事務
- \* 社会福祉法人の現況報告受理・公開事務

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ◇ 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）
- ◇ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
- ◇ 社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
- ◇ 社会福祉法人指導監査実施要綱
- ◇ 宇治市社会福祉法人指導監査実施要綱

## 制 度 の 現 況

### 社会福祉法人の設立認可及び指導監査実績

年度 区分	27	28	29	30	元
設立認可法人数	1	0	0	0	0
解散法人数	0	0	0	0	0
既存法人数(※)	21	21	21	21	21
監査実施法人数	11	12	5	8	8

※ 当該年度末日時点の法人数。

区分	13 地域共生社会実現サポート事業補助金	所管係	地域援護係
----	----------------------	-----	-------

### 制度の概要

京都府が実施する地域共生社会実現サポート事業補助金と協調して、社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

補助対象事業	補助基準額	補助率
(1) 地域包括ケア推進事業	1 施設当たり 440 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	4 分の 1 以内
(2) 地域課題解消事業		
(3) 災害対応力向上事業		
(4) 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり 400 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	

### 根拠法令等

- ◇宇治市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要項
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成 30 年京都府告示第 559 号）
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

### 制度の現況

令和元年度実施分（実績・総数）

法人数：9 施設数：21 交付額：1,746 千円

#### 内訳（延べ数）

	法人数	施設数	交付合計額
1. 地域包括ケア推進事業	1	1	¥5,000
2. 地域課題解消事業	0	0	¥0
3. 災害対応力向上事業	4	14	¥1,043,000
4. 小規模法人等活動サポート事業	5	7	¥698,000
合 計	10	22	¥1,746,000

※同一の社会福祉法人等が複数の事業の補助を受ける場合があるため、総数と延べ数は一致しない場合がある。

区分	14 地域共生社会推進事業補助金	所管係	地域援護係
----	------------------	-----	-------

### 制度の概要

子どもの貧困、引きこもり、地域福祉の担い手確保等の今日的課題の解決並びに地域共生社会の実現を目指し、地域における主体的な取組を行う団体等の支援及び地域資源のネットワーク化を促進し、協働による地域福祉の推進を図る。

	地域共生パイロット事業	公募型地域福祉活動支援事業
事業主体	宇治市社会福祉協議会	宇治市社会福祉協議会（間接補助）
対象団体	宇治市社会福祉協議会	学区福祉委員会、NPO、社会福祉法人、町内会・自治会、福祉活動グループ等
対象事業	①ひきこもり支援（選定課題） 要支援者等懇談会、支援団体交流会、フォーラム（実態把握、課題共有、支援の輪拡大） ②地域資源のネットワーク化推進 ③地域福祉活動の相談・支援の充実 ④広報・啓発	子どもの貧困、ひきこもり、地域福祉の担い手確保等の課題解決に寄与する事業 （例：こども食堂・居場所づくり・学習支援事業、ひきこもり支援事業、担い手養成講座、イベント等）
補助率	10／10	2／3
補助限度額等	1,500千円 4年間（3期中期計画期間で一旦総括）	150千円（1団体）×10団体 3年限度

### 根拠法令等

- ◇宇治市地域共生社会推進事業補助金交付要項
- ◇宇治市社会福祉協議会地域共生社会推進事業公募型地域福祉活動支援事業助成金交付要綱

### 制度の現況

補助金支出状況

（単位：円）

区分	年度	30	元
地域共生パイロット事業		1,500,000	1,500,000
公募型地域福祉活動支援事業 (助成団体数)		419,000 (5件)	195,000 (2件)
合計		1,919,000	1,695,000



# 生活支援課

係	分掌事務
生活支援庶務係	(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関すること。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関すること。 (3) 生活保護法による予算経理に関すること。 (4) 生活保護法による調査統計に関すること。 (5) 生活保護法による医療事務に関すること。 (6) 生活保護法による介護事務に関すること。 (7) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関すること。 (8) 面接相談に関すること。 (9) 行旅病人に関すること。 (10) 市単独事業による生活保護に関すること。 (11) 生活保護費の支給事務に関すること。 (12) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関すること。 (13) 返還金及び徴収金の収納管理に関すること。 (14) 中国残留邦人の生活の支援に関すること。 (15) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (16) 課の庶務に関すること。
保育保護第1係 保育保護第2係 保育保護第3係 保育保護第4係	(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関すること。 (2) 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。 (3) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関すること。 (4) 面接相談に関すること。 (5) 行旅病人に関すること。 (6) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関すること。 (7) 課の庶務に関すること。



区分	1 生活保護	所管係	保護第1・2・3・4係
制度の概要			
<p>日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p>			
<p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民で生活に困窮する者の最低生活を保障する。</li> <li>(2) 国の直接責任において行う。</li> <li>(3) 自立を助長する。</li> </ul>			
<p>(生活保護制度の基本原理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 無差別平等の原理 すべての国民は、生活保護法による保護を無差別平等に受けることができる。</li> <li>(2) 最低生活保障の原理 生活保護法で保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。</li> <li>(3) 補足性の原理 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める援助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われるものとする。</li> </ul>			
<p>(保護の種類及び給付内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活扶助 食費、被服費、光熱水費等日常の生活費</li> <li>(2) 住宅扶助 家賃、地代、家屋の補修費等</li> <li>(3) 教育扶助 義務教育で必要な教材費、学用品費、給食費等</li> <li>(4) 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用</li> <li>(5) 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用</li> <li>(6) 出産扶助 分娩のための費用</li> <li>(7) 生業扶助 仕事に必要な技能の習得や高校就学のために必要な費用</li> <li>(8) 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用</li> </ul>			
<p>(民生委員の協力業務)</p> <p>要保護者の状況を調査し、福祉事務所長の求めに応じ保護の要否に係る意見書を作成する。 (要否の意見は、保護の決定事務を拘束するものではない。)</p> <p>[参考] 生活保護法第22条 民生委員は、この法律の施行について福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。</p>			

根 抱 法 令 等

- ◇ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
- ◇ 生活保護法施行令(昭和 25 年政令第 148 号)
- ◇ 生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)

制 度 の 現 況

被保護世帯、人員の推移

(各年度月平均、停止を含む)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
世 帯 数	2,030 世帯	2,081 世帯	2,127 世帯	2,143 世帯	2,129 世帯
人 員	3,044 人	3,083 人	3,091 人	3,066 人	3,008 人

生活保護費の推移

(各年度決算額) (単位: 千円)

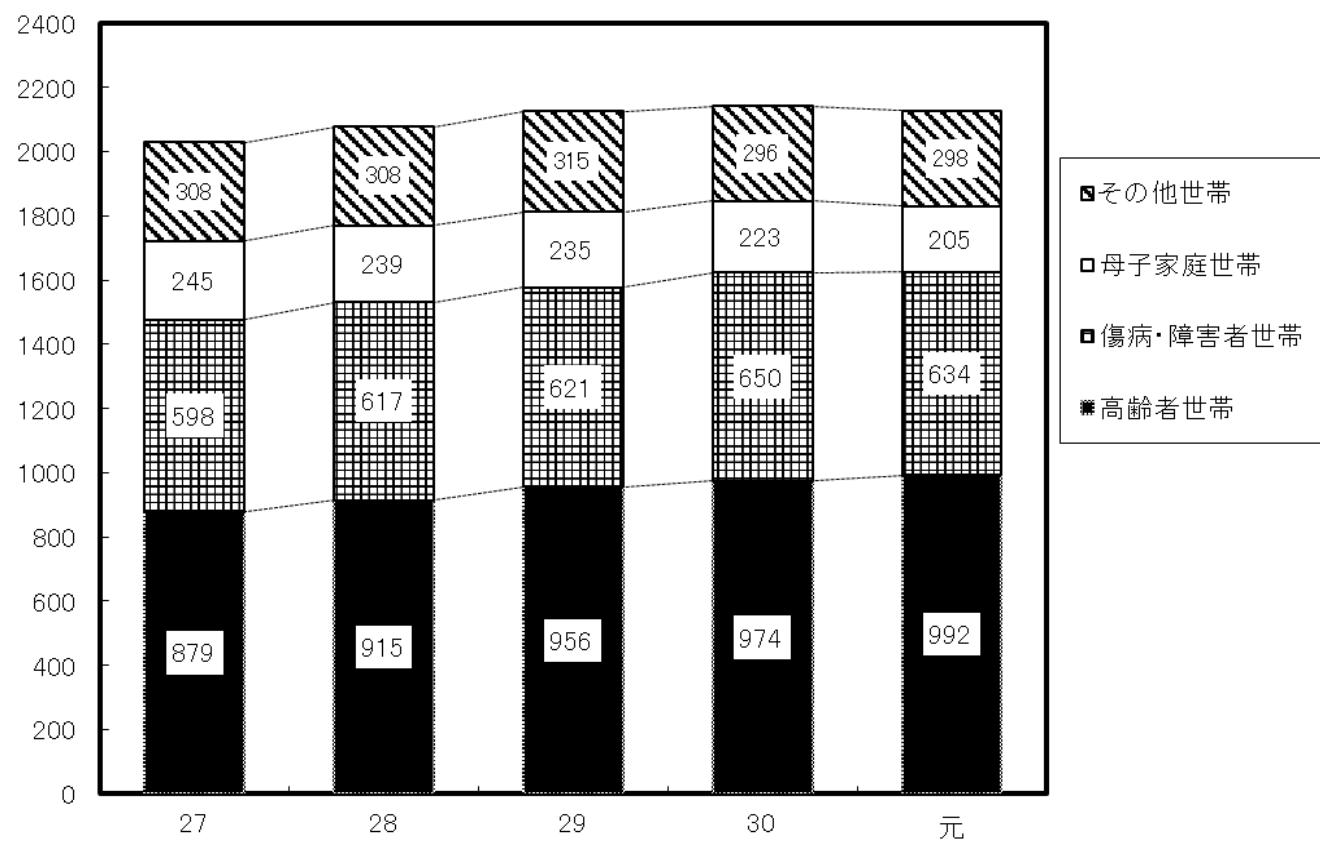
年 度 区 分	27	28	29	30	元	
一般会計歳出決算総額 A	60,582,265	61,356,380	63,532,696	62,204,573	62,976,479	
生活保護費扶助費 決算額 B	4,766,832	4,781,354	4,985,584	5,030,420	4,844,340	
構 成 比 B/A	7.9%	7.8%	7.9%	8.1%	7.7%	
扶 助 別 内 訳	生活扶助 住宅扶助 教育扶助 介護扶助 医療扶助 その他扶助	1,590,810 748,766 38,663 85,073 2,244,195 59,325	1,616,910 762,600 36,175 92,417 2,210,913 62,339	1,624,356 779,211 34,000 96,128 2,386,043 65,846	1,586,024 790,618 29,340 99,838 2,451,964 72,636	1,517,163 788,364 22,960 102,281 2,337,684 75,888

(財源の負担割合)

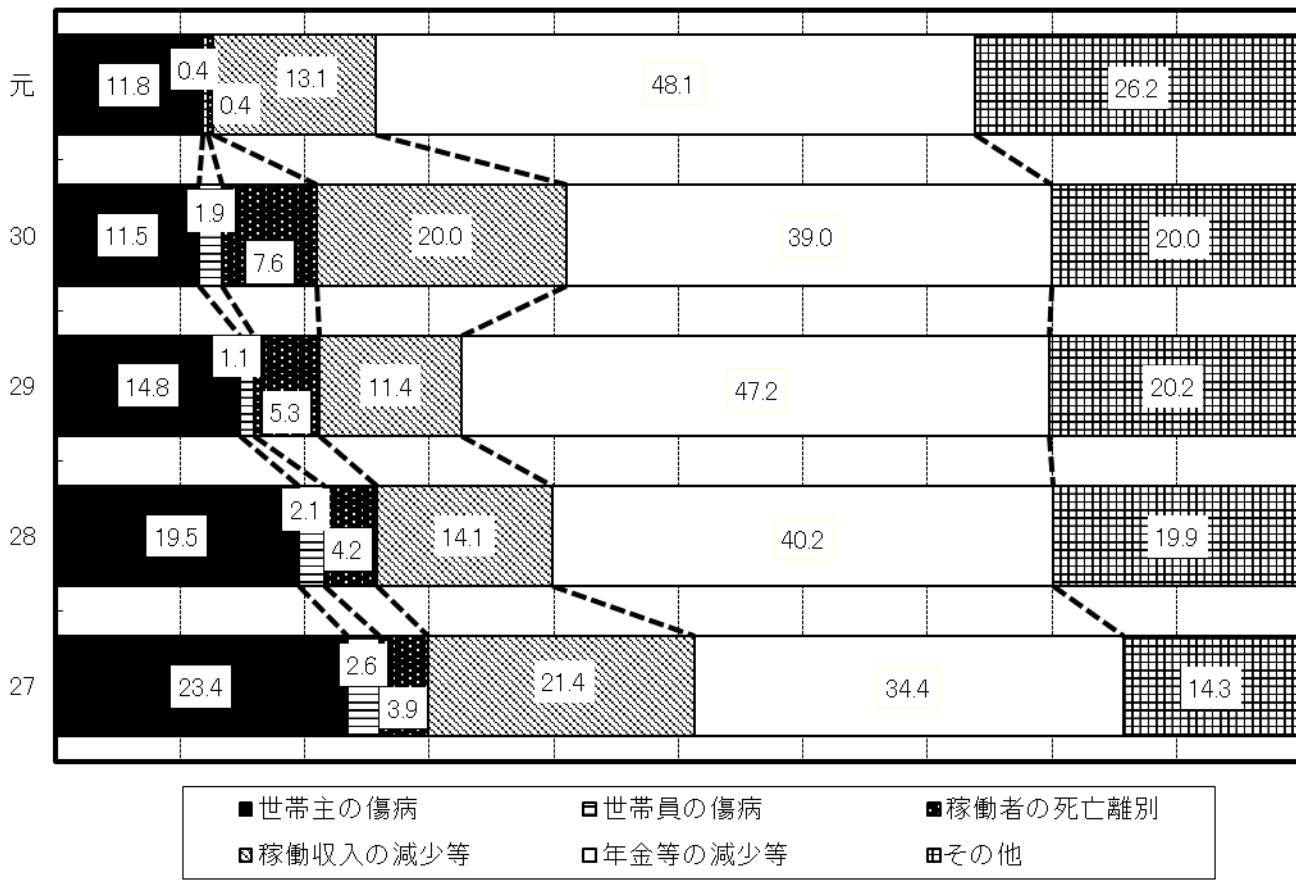
(令和元年度)

区分	現在地保護分	左以外のもの
国	3/4	3/4
府	1/4	—
市	—	1/4

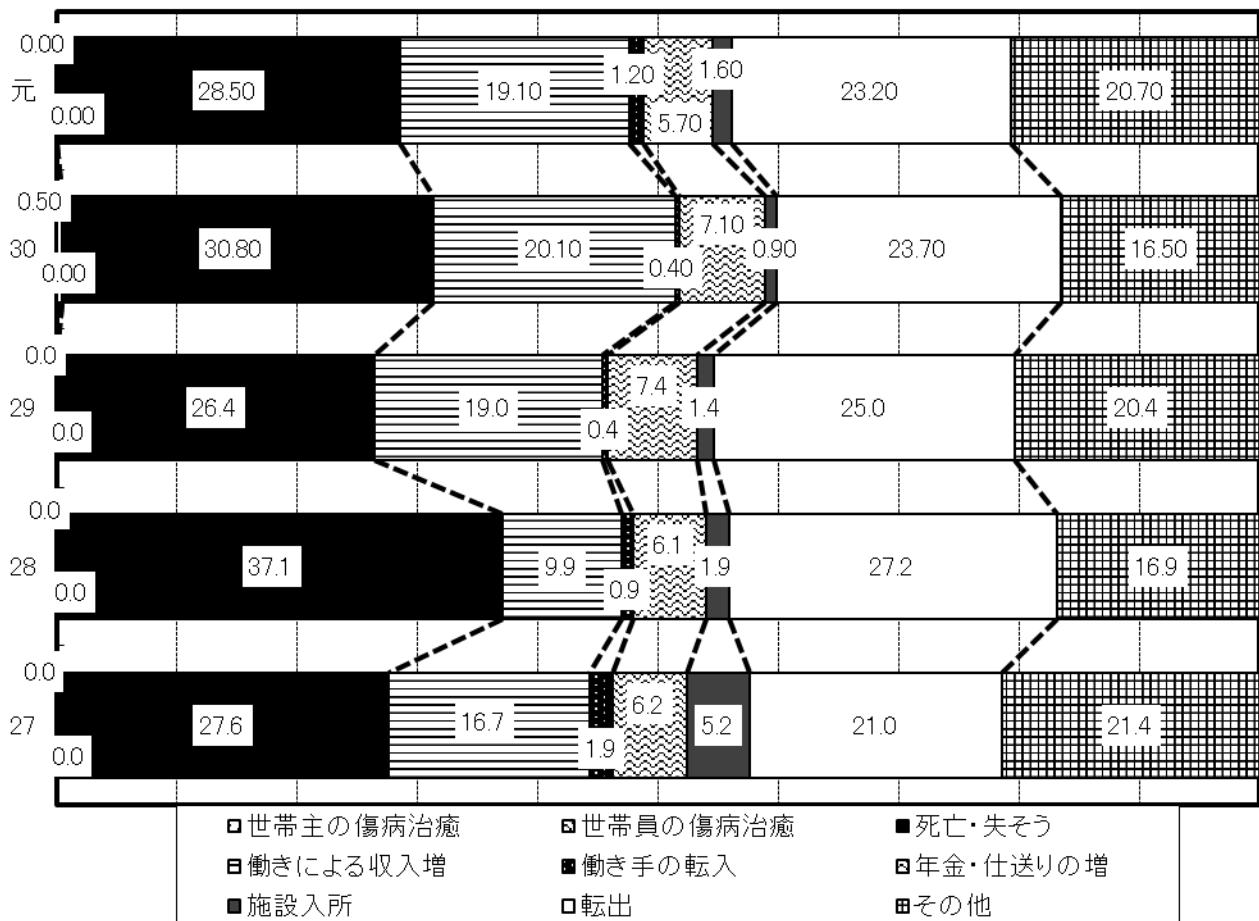
## 被保護世帯の類型と世帯数



## 保護開始世帯の理由別構成比の推移



## 保護廃止世帯の理由別構成比の推移



区分	2 市単独事業における生活保護（法外援護等）	所管係	生活支援庶務係
----	------------------------	-----	---------

### 制度の概要

最低生活の保障は、国の責任において実施されており、国は保護の基準について一般世帯との生活水準の格差を縮小するよう改善を重ねてきた。

生活保護世帯に対しては、法律に基づく援護の他に、法律に基づかない部分で、より一層の自立助長と生活意欲の向上を図るために、次の単独事業を実施している。

また、当面の生活費に困窮する生活保護申請者に対し、次の貸付金事業を実施している。

#### (1) 要保護者修学援助金支給

民族学校に修学している被保護児童・生徒に対し、生活保護による教育扶助相当額を修学援助金として支給する。

#### (2) 生活保護申請者つなぎ立替金貸付金

生活保護申請者で、決定までの間の生活費に困窮する世帯に対し、3万円を限度として貸付けを実施している。

### 根拠法令等

◇ 宇治市要保護者修学援助費支給要綱(昭和58年宇治市告示第76号)

区分	3 中国残留邦人生活支援事業	所管係	生活支援庶務係
制度の概要			
<p>永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたり帰国がかなわず帰国後も言葉や生活習慣等の違いから、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している。この現状を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援策としての事業を行う。</p>			
<p>① 老齢基礎年金を補完する生活支援</p> <p>「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対して支援給付を支給する。</p> <p>(支援給付の種類)</p> <p>1 生活支援給付 2 住宅支援給付 3 医療支援給付 4 介護支援給付 5 その他政令で定める給付 (支援・相談員の配置)</p> <p>中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語がわかる「支援・相談員」を配置し、ニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。</p>			
<p>② 日本語教育支援事業</p> <p>身近な地域で日本語教室を開催し、日本語や文化について学習する機会を提供するとともに、目標に向けて学習の支援や助言を行う。この教室の運営を、「公益財団法人大阪YWCA」に委託している。</p>			
<p>③ 自立支援通訳派遣事業</p> <p>中国残留邦人等の置かれている特別の事情を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等が日常生活でのコミュニケーションで支障が生じる場合に、自立支援通訳を派遣する。</p>			
<p>④ 地域生活支援プログラム事業</p> <p>生活保護または支援給付を受給している中国残留邦人等及び二世等に対し、個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図る。</p>			
<p>⑤ 支援ネットワーク事業</p> <p>中国残留邦人等の日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的として日本語交流サロンを開催している。運営は「中国残留孤児を支援し交流する京都の会」に委託している。</p>			
<p>※ 「老齢基礎年金の満額支給」対象者</p> <p>本邦に永住帰国した中国残留邦人等で、次のいずれの要件も満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明治 44 年 4 月 2 日以後に生まれた者</li> <li>・昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた者（昭和 22 年 1 月 1 日以後に生まれ、昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた中国残留邦人等に準じる事情のあるものとして厚生労働大臣が認める 60 歳以上の者を含む）</li> <li>・永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有している者</li> <li>・昭和 36 年 4 月 1 日以後に初めて永住帰国した者</li> </ul>			
根拠法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）</li> <li>◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）</li> <li>◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）</li> </ul>			

区分	4 生活困窮者自立支援	所管係	生活支援庶務係
----	-------------	-----	---------

### 制度の概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、自立の促進を図る。

#### ○自立相談支援事業（必須事業）

相談者の抱える課題に応じ、必要な情報提供、助言及びプランを作成し支援を行う。

#### ○住居確保給付金（必須事業）

離職等により経済的に困窮し、住所を喪失又は喪失するおそれのある者に対し、給付金を支給し、常用就職のための支援を行う。

#### ○就労準備支援事業（任意事業）

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### ○一時生活支援事業（任意事業）

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う。

#### ○学習支援事業（任意事業）

経済的な理由などから、学習する環境の確保が難しい子どもに対し、学習環境の提供と学力向上を図るために必要な支援を行う。

#### ○家計改善支援事業（任意事業）

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行う。

### 根拠法令等

- ◇ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）

### 制度の現況

#### 事業利用者数の推移

事業名\年度	27	28	29	30	元
自立相談支援事業	181人	103人	151人	120人	167人
住居確保給付金	8人	10人	7人	3人	1人
就労準備支援事業	3人	2人	0人	0人	14人
一時生活支援事業	2人	3人	7人	6人	6人
学習支援事業			20人	21人	15人
家計改善支援事業					32件

# 障　害　福　祉　課

係	分掌事務
庶務企画係	(1) 障害福祉の施策に関すること。 (2) 障害福祉の計画に関すること。 (3) 障害福祉に係る関係機関との連携に関すること。 (4) 障害支援区分の認定に関すること。 (5) 国庫、府事業費等の補助金事務に関すること。 (6) その他障害福祉の庶務に関すること。
社会参加推進係	(1) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。 (2) 障害者のコミュニケーション支援事業等に関すること。 (3) 特別障害者手当等の支給に関すること。 (4) 心身障害者扶養共済制度に関すること。 (5) 補装具費の支給並びに日常生活用具の給付及び貸与に関すること。 (6) 自立支援医療のうち更生医療に関すること。 (7) その他障害福祉の助成制度に関すること。 (8) 各種証明に関すること。 (9) 身体障害者団体等に関すること。
自立支援係	(1) 障害者の自立支援に関すること。 (2) 介護給付費等に関すること。 (3) 自立支援医療のうち育成医療に関すること。 (4) 自立支援医療のうち精神通院医療に関すること。 (5) 自立支援協議会に関すること。 (6) 障害者の相談支援事業その他障害福祉サービスに関すること。 (7) 精神障害者の保健及び福祉に関すること。 (8) 精神障害者の関係団体等に関すること。 (9) 障害者虐待の防止に関すること。 (10) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること。 (11) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関すること。 (12) 障害児通所給付費に関すること。 (13) 障害児相談支援給付費に関すること。



区分	1 身体障害者手帳の交付	所管係	社会参加推進係																								
制度の概要																											
補装具、自立支援医療（更生医療）の給付、施設への入所等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める各種の福祉サービスを受ける場合や、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分される。																											
交付決定機関：京都府	申請と交付の窓口：市																										
根拠法令等																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</li> <li>◇ 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)</li> <li>◇ 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)</li> </ul>																											
制度の現況																											
<p>身体障害者手帳 交付台帳登載者状況 (各年度3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳未満の人</td> <td>119人</td> <td>113人</td> <td>116人</td> <td>116人</td> <td>128人</td> </tr> <tr> <td>18歳以上の人</td> <td>10,162人</td> <td>10,200人</td> <td>10,333人</td> <td>10,438人</td> <td>10,464人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,281人</td> <td>10,313人</td> <td>10,449人</td> <td>10,554人</td> <td>10,592人</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	18歳未満の人	119人	113人	116人	116人	128人	18歳以上の人	10,162人	10,200人	10,333人	10,438人	10,464人	計	10,281人	10,313人	10,449人	10,554人	10,592人
年 度	27	28	29	30	元																						
18歳未満の人	119人	113人	116人	116人	128人																						
18歳以上の人	10,162人	10,200人	10,333人	10,438人	10,464人																						
計	10,281人	10,313人	10,449人	10,554人	10,592人																						
* 参考資料 京都府																											

## 身体障害者手帳交付者数

(資料: 京都府提供)

(令和2年3月31日現在)

障害の種別	内訳	障害の程度別人員						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	総数	202	246	31	47	75	42	643
	18歳未満	2	0	0	1	0	0	3
	18歳~64歳	46	58	3	6	15	9	137
	65歳以上	154	188	28	40	60	33	503
聴覚・平衡	総数	47	160	102	234	12	282	837
	18歳未満	1	7	0	2	0	3	13
	18歳~64歳	10	62	20	26	2	33	153
	65歳以上	36	91	82	206	10	246	671
音声・言語 そしゃく	総数	12	12	65	44	0	0	133
	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳~64歳	3	2	6	23	0	0	34
	65歳以上	9	10	59	20	0	0	98
肢体不自由	総数	871	951	769	1,276	800	566	5,233
	18歳未満	44	22	6	5	2	1	80
	18歳~64歳	240	228	157	218	186	139	1,168
	65歳以上	587	701	606	1,053	612	426	3,985
肢体一般	総数	823	938	763	1,268	796	562	5,150
	18歳未満	35	21	5	4	2	1	68
	18歳~64歳	208	218	152	213	183	135	1,109
	65歳以上	580	699	606	1,051	611	426	3,973
脳原性運動障害	総数	48	13	6	8	4	4	83
	18歳未満	9	1	1	1	0	0	12
	18歳~64歳	32	10	5	5	3	4	59
	65歳以上	7	2	0	2	1	0	12
内部障害計	総数	1,586	40	514	1,606	0	0	3,746
	18歳未満	14	0	12	5	0	0	31
	18歳~64歳	295	9	84	324	0	0	712
	65歳以上	1,277	31	418	1,277	0	0	3,003
心臓	総数	1,045	18	374	1,238	0	0	2,675
	18歳未満	9	0	8	4	0	0	21
	18歳~64歳	140	0	60	259	0	0	459
	65歳以上	896	18	306	975	0	0	2,195
じん臓	総数	482	12	46	6	0	0	546
	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2
	18歳~64歳	132	1	7	1	0	0	141
	65歳以上	348	11	39	5	0	0	403
呼吸器	総数	30	0	61	21	0	0	112
	18歳未満	1	0	2	0	0	0	3
	18歳~64歳	5	0	4	2	0	0	11
	65歳以上	24	0	55	19	0	0	98
ぼうこう 又は直腸	総数	2	1	18	333	0	0	354
	18歳未満	1	0	2	0	0	0	3
	18歳~64歳	0	0	1	57	0	0	58
	65歳以上	1	1	15	276	0	0	293
小腸	総数	2	0	1	4	0	0	7
	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳~64歳	2	0	1	2	0	0	5
	65歳以上	0	0	0	1	0	0	1
免疫	総数	9	5	14	4	0	0	32
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳~64歳	9	5	11	3	0	0	28
	65歳以上	0	0	3	1	0	0	4
肝臓	総数	16	4	0	0	0	0	20
	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳~64歳	7	3	0	0	0	0	10
	65歳以上	8	1	0	0	0	0	9
合計	総数	2,718	1,409	1,481	3,207	887	890	10,592
	18歳未満	61	29	18	14	2	4	128
	18歳~64歳	594	359	270	597	203	181	2,204
	65歳以上	2,063	1,021	1,193	2,596	682	705	8,260

区分	2 療育手帳の交付	所管係	社会参加推進係
----	-----------	-----	---------

### 制度の概要

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA（重度）及びB（中度、軽度）に区分される。

交付決定機関：京都府

申請と交付の窓口：市

◇ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）

### 療育手帳の交付状況

(各年度3月末現在)

年 度		27	28	29	30	元
A	18歳未満	118人	130人	134人	133人	141人
	18歳以上	522人	534人	545人	570人	583人
B	18歳未満	265人	298人	325人	340人	344人
	18歳以上	749人	772人	787人	793人	811人
計		1,654人	1,734人	1,791人	1,836人	1,879人

\* 参考資料 京都府

### 区分

### 3 精神障害者保健福祉手帳の交付

所管係

自立支援係

### 制度の概要

精神障害者等に対する各種の援助を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級までに区分される。

交付決定機関：京都府精神保健福祉総合センター 申請と交付の窓口：市

### 根拠法令等

- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)

### 制度の現況

#### 精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載者状況

(各年度3月末現在)

年 度	27	28	29	30	元
1級	105人	102人	112人	97人	97人
2級	584人	617人	644人	655人	715人
3級	468人	498人	561人	611人	677人
計	1,157人	1,217人	1,317人	1,363人	1,489人

\* 参考資料 京都府精神保健福祉総合センター調

区分	4 介護給付・訓練等給付等	所管係	自立支援係
制度の概要			
障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行う。			
根拠法令等			
◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）			
サービスの種類及び給付内容			
<p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (介護給付) 居宅介護・ホームヘルプ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</li> <li>○ (介護給付) 重度訪問介護 重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。</li> <li>○ (介護給付) 行動援護 知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者が行動するときに生じる危険を回避するために必要な支援を行う。</li> <li>○ (介護給付) 重度障害者等包括支援 當時介護が必要な人の中でも介護の必要性が極めて高いと認められる人に、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的に行う。</li> <li>○ (介護給付) 同行援護 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護、外出に伴う視覚的情報の支援、その他外出の際に必要となる援助を行う。</li> </ul>			
<p>日中系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (介護給付) 療養介護 當時医療と介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う。</li> <li>○ (介護給付) 生活介護 當時介護を必要とする人を対象に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供する。</li> <li>○ (介護給付) 短期入所・ショートステイ 介護者が病気等の場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</li> </ul>			
<p>訓練・就労系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (訓練等給付) 自立訓練／機能訓練・生活訓練 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う。</li> <li>○ (訓練等給付) 就労移行支援 一般就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。</li> <li>○ (訓練等給付) 就労継続支援／A型＝雇用型、B型＝非雇用型 一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</li> <li>○ (訓練等給付) 就労定着支援 就労移行支援等の利用後、一般企業に雇用された障害者の就労の継続を図るために、相談、指導及び助言等の支援を行う。</li> </ul>			

○ (訓練等給付) 自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、訪問、相談対応及び連絡調整等を行うことで自立した日常生活のための環境整備に必要な援助を行う。

居住系サービス

○ (介護給付) 施設入所支援

施設入所者に対し、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供する。

○ (訓練等給付) 共同生活援助

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

制 度 の 現 況

①訪問系サービス

年 度	27	28	29	30	元
居 宅 介 護	50,290.5 h	54,633.75 h	61,552 h	70,731 h	83,651.75 h
重 度 訪 問 介 護	5,456.5 h	12,081 h	15,343 h	40,681 h	55,855 h
行 動 援 護	10,123 h	12,898 h	14,719 h	20,841 h	27,223 h
重度障害者等包括支援	0 h	0 h	0 h	0 h	0 h
同 行 援 護	6,067.5 h	7,628.5 h	7,500 h	8,453 h	11,203 h

※ 同行援護 平成 23 年 10 月から実施

②日中活動系サービス

年 度	27	28	29	30	元
療 養 介 護	10,657 日	10,824 日	10,908 日	10,782 日	10,568 日
生 活 介 護	86,885 日	89,911 日	93,835 日	93,096 日	97,438 日
短 期 入 所	6,906 日	6,632 日	6,994 日	8,107 日	10,043 日

③訓練・就労系サービス

年 度	27	28	29	30	元
自立訓練（機能訓練）	492 日	806 日	852 日	846 日	479 日
自立訓練（生活訓練）	7,683 日	7,720 日	6,121 日	6,047 日	4,714 日
就労移行支援	8,992 日	10,672 日	10,703 日	9,999 日	8,239 日
就労継続支援（A型）	20,040 日	22,526 日	21,861 日	23,196 日	24,981 日
就労継続支援（B型）	57,129 日	50,709 日	45,768 日	51,768 日	52,944 日
就労定着支援※				113 件	252 件
自立生活援助※				0 件	0 件

※平成 30 年度より実施

④居住系サービス

年 度	27	28	29	30	元
施設入所支援	50,745 日	48,661 日	46,454 日	46,300 日	47,013 日
共同生活援助	33,254 日	40,908 日	39,683 日	45,638 日	48,332 日

区分	5 障害児通所給付費	所管係	自立支援係
----	------------	-----	-------

### 制度の概要

障害のある児童が、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、必要な通所サービスにかかる費用の給付を行う。

(財源の負担割合)

国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	左記以外
---	----------	---	----------	---	------

### 根拠法令等

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

### サービスの種類及び給付内容

#### ○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

#### ○医療型児童発達支援

医療の提供を必要とする児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

#### ○放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

#### ○保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

#### ○居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要支援を行う。

### 制度の現況

年 度	28	29	30	元
児童発達支援	15,280 日	13,731 日	13,801 日	15,144 日
医療型児童発達支援	707 日	798 日	519 日	582 日
放課後等デイサービス	15,247 日	24,670 日	33,243 日	39,738 日
保育所等訪問支援	132 日	126 日	151 日	180 日
居宅訪問型児童発達支援※			33 日	50 日

※平成 30 年度より実施

区分	6 自立支援医療費（精神通院）給付事業	所管係	自立支援係
----	---------------------	-----	-------

### 制度の概要

指定の医療機関への通院により精神障害の医療を受ける場合にその医療費の給付を受けることができる。

交付決定機関：京都府精神保健福祉総合センター 申請と交付の窓口：市

### 根拠法令等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

### 制度の現況

自立支援医療費（精神通院）の状況

（各年度3月末現在）

年 度	27	28	29	30	元
人 数	2,873人	2,940人	3,013人	3,141人	3,263人

\* 参考資料 京都府精神保健福祉総合センター調

区分	7 自立支援医療費（更生医療）給付事業	所管係	社会参加推進係
----	---------------------	-----	---------

### 制度の概要

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人に対し、身体の機能障害を除去、又は軽減する医療を指定の医療機関で受ける場合にその医療費の給付を受けることができる。

(財源の負担割合)

国	1/2	府	1/4	市	1/4
---	-----	---	-----	---	-----

### 根拠法令等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

### 制度の現況

自立支援医療費（更生医療）の状況

（各年度決算による）

年 度	27	28	29	30	元
延 件 数	9,416件	9,432件	9,658件	9,703件	10,350件
扶 助 費	237,819,086円	268,854,268円	279,576,597円	273,230,996円	308,423,342円

区分	8 自立支援医療特別対策医療費給付事業				所管係	社会参加推進係				
制度の概要										
身体障害者手帳3級所持者で、自立支援医療（更生医療）や福祉医療等の対象とならない者であって、在宅酸素療法やストマ周辺の感染防止等の治療を行っている場合その医療費の給付を受けることができる。										
(財源の負担割合)	府	1/2	市	1/2						
根拠法令等										
◇ 宇治市障害者自立支援医療費特別対策事業実施要項										
制度の現況										
自立支援特別対策医療費の状況（平成20年1月より実施）										
年度	27	28	29	30	元					
延件数	370件	305件	226件	190件	250件					
扶助費	2,885,632円	2,122,710円	1,704,482円	1,187,180円	1,691,050円					
区分	9 補装具の交付及び修理事業				所管係	社会参加推進係				
制度の概要										
補装具は、身体障害児・者の失われた身体機能を補完するために用いられる用具であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき申請手続を受けて補装具の交付及び修理等の給付を行う。										
(補装具の種類)	① 視覚障害者用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡	② 聴覚障害者用	補聴器	③ 音声、言語機能障害者用	重度障害者用意思伝達装置				
	④ 肢体不自由者用	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器								
(財源の負担割合)	国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外				
根拠法令等										
◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）										
制度の現況										
件数および負担額の状況 (各年度決算による)										
年度	27	28	29	30	元					
障害者	交付修理件数 391件	381件	410件	381件	428件					
	扶助費 24,769,265円	31,294,336円	26,389,246円	30,988,151円	35,763,981円					
障害児	交付修理件数 114件	107件	100件	114件	131件					
	扶助費 16,330,307円	14,169,282円	14,693,417円	17,096,982円	20,019,844円					

区分	10 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成	所管係	社会参加推進係 自立支援係																		
<b>制度の概要</b>																					
身体障害者手帳等の交付（再交付）を申請する際に必要な診断書料を助成する。																					
(助成額) 限度額 1件につき 2,000円																					
(財源の負担割合) 平成19年度以降市単独事業																					
<b>根拠法令等</b>																					
◇ 宇治市身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱（昭和57年宇治市告示第24号）																					
<b>制度の現況</b>																					
診断書料助成件数及び助成額の状況 (各年度決算による)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>1,102 件</td> <td>1,230 件</td> <td>1,117 件</td> <td>1,203 件</td> <td>1,297 件</td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td>3,286,110 円</td> <td>3,674,560 円</td> <td>2,877,480 円</td> <td>2,406,000 円</td> <td>2,594,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	件 数	1,102 件	1,230 件	1,117 件	1,203 件	1,297 件	扶助費	3,286,110 円	3,674,560 円	2,877,480 円	2,406,000 円	2,594,000 円
年 度	27	28	29	30	元																
件 数	1,102 件	1,230 件	1,117 件	1,203 件	1,297 件																
扶助費	3,286,110 円	3,674,560 円	2,877,480 円	2,406,000 円	2,594,000 円																
(注 精神障害者保健福祉手帳分を含む。)																					
※H29年9月受付分まで1件につき3,000円、10月受付分以降は1件につき2,000円。																					
区分	11 福祉タクシー事業	所管係	自立支援係																		
<b>制度の概要</b>																					
外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する。																					
助成の方法は、対象者の申請によりタクシー券を交付することにより実施する。																					
昭和59年度新設																					
(対象者)	① 視覚の障害程度が1級又は2級の者 ② 下肢又は体幹の障害程度が1級、2級又は3級の者 ③ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が1級の者 ④ 免疫、又は肝臓の機能の障害程度が1級又は2級の者 ⑤ 療育手帳の障害の程度がAの者 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の者（平成21年4月より）																				
(交付)	申請の日の属する月から当該年度分をまとめて交付する。																				
(利用券)	1ヶ月 100円券 12枚 <年額 14,400円>																				
(財源の負担割合)	市単独事業																				
<b>根拠法令等</b>																					
◇ 宇治市福祉タクシー事業実施要綱（昭和59年宇治市告示第161号）																					

制 度 の 現 況

交付件数及び助成額

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
交 付 件 数	3,627 件	3,588 件	3,568 件	3,519 件	3,501 件
助 成 額	37,021,100 円	35,851,100 円	34,909,700 円	34,058,600 円	31,277,200 円

区 分

12 補助犬飼育費用助成事業

所管係

社会参加推進係

制 度 の 概 要

補助犬を使用して社会生活活動を行っている障害者に対し、自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図るため、補助犬の飼育費の一部について助成金を交付する。

平成9年度新設

(助成金額) 月額 4,000 円  
(財源の負担割合) 市単独事業

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市補助犬飼育費用助成金交付要項

制 度 の 現 況

利用の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
金 額	16,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円

区分	13 福祉電話使用料の助成	所管係	社会参加推進係																		
<p><b>制度の概要</b></p> <p>福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対し福祉電話の基本料金と通話料 300 円（月額）の助成を行う。</p> <p>（財源の負担割合） 市単独事業</p> <p><b>根拠法令等</b></p> <p>◇ 宇治市身体障害者福祉電話電話料助成金支給規則（昭和 56 年宇治市規則第 32 号）</p> <p><b>制度の現況</b></p> <p>福祉電話貸与台数及び扶助額の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 話</td> <td>13 台</td> <td>13 台</td> <td>13 台</td> <td>11 台</td> <td>11 台</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>313,800 円</td> <td>313,800 円</td> <td>315,960 円</td> <td>266,330 円</td> <td>266,560 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	電 話	13 台	13 台	13 台	11 台	11 台	扶 助 費	313,800 円	313,800 円	315,960 円	266,330 円	266,560 円
年 度	27	28	29	30	元																
電 話	13 台	13 台	13 台	11 台	11 台																
扶 助 費	313,800 円	313,800 円	315,960 円	266,330 円	266,560 円																
区分	14 重度身体障害者緊急通報装置貸与事業	所管係	社会参加推進係																		
<p><b>制度の概要</b></p> <p>重度身体障害者が、急に体の具合が悪くなったとき等に、ボタンを押すだけで協力者に連絡がとれるよう に、緊急発信装置付電話を貸与する。</p> <p><b>根拠法令等</b></p> <p>◇ 宇治市重度障害者緊急通報装置貸与事業実施要綱（平成 6 年宇治市告示第 75 号）</p> <p><b>制度の現況</b></p> <p>緊急通報装置貸与の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延 件 数</td> <td>8 件</td> <td>8 件</td> <td>8 件</td> <td>6 件</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>127,440 円</td> <td>137,558 円</td> <td>19,463 円</td> <td>66,204 円</td> <td>75,887 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	延 件 数	8 件	8 件	8 件	6 件	5 件	扶 助 費	127,440 円	137,558 円	19,463 円	66,204 円	75,887 円
年 度	27	28	29	30	元																
延 件 数	8 件	8 件	8 件	6 件	5 件																
扶 助 費	127,440 円	137,558 円	19,463 円	66,204 円	75,887 円																

区分	15 障害者住宅改修助成事業	所管係	社会参加推進係
----	----------------	-----	---------

### 制度の概要

障害者の日常生活を容易にするため、障害者又はその者と同居する家族が、住宅の改修等を行う場合に経費の助成を行う。

- (対象者) I 身体障害者手帳の等級が1級もしくは2級である在宅の重度身体障害者（聴覚障害は除く）又はその者と同居する家族  
II 療育手帳の障害の程度がAの判定を受けた在宅の重度知的障害者又はその者と同居する家族

- (対象となる工事等) ① 介護保険による住宅改修に対しての追加助成（対象者I）  
② 日常生活用具給付による住宅改修に対しての追加助成（対象者I）  
③ ①、②に該当しない重度身体障害者（上肢・内部障害者は医師の意見書が必要）  
(対象者I)  
④ 重度知的障害者に対しての特殊便器（日常生活用具）の取り付け工事（対象者II）  
⑤ リフト、階段昇降機、エレベーター等の設置工事（対象者I・II）

- |            |  |
|------------|--|
| ①、②、③の対象工事 | ア 手すりの取り付け<br>イ 段差の解消<br>ウ 滑り防止・移動の円滑化<br>エ 引き戸等への扉の取り替え<br>オ 和式便器を洋式便器に取り替え<br>カ ア～オの付帯工事 |
|------------|--|

- (助成額) ①・②は、10万円を限度とする。  
③・④は、30万円を限度とする。  
⑤は、費用の1/2。但し30万円を限度とする。  
＊すべての助成において所得制限有り（対象者の属する世帯の市民税所得割の額が23万5千円未満の世帯であること）。  
＊一部自己負担有り。

(財源の負担割合) 市単独事業

### 根拠法令等

◇ 宇治市障害者住宅改修助成事業実施要項

### 制度の現況

#### 助成の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	23 件	11 件	15 件	12 件	19 件
金 額	2,665,005 円	1,297,654 円	1,772,252 円	1,517,416 円	2,481,100 円

区分	<b>16 身体障害者等の府営住宅への優先入居</b>	所管係	社会参加推進係
<b>制度の概要</b>			
<p>1～4 級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1～3 級の精神障害者が属する世帯で、著しく住宅の確保に困窮する世帯は、府営住宅優先入居者募集があったとき、優先入居（戸数枠あり）の申請ができる。</p>			
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 17 条</li> <li>◇ 心身障害者世帯向公営住宅の建設等について（昭和 46 年 4 月 1 日建設省住総発第 51 号）</li> </ul>			
区分	<b>17 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度</b>	所管係	社会参加推進係
<b>制度の概要</b>			
<p>身体障害者が自ら自動車を運転する場合、又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金の 5 割が減額される。</p> <p>市は障害者手帳に必要事項の記入をする。また、ETC 利用対象者証明書を発行する。</p>			
<p>（事業主体） 西日本高速道路株式会社等</p>			
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者に対する有料道路通行料の割引措置について (平成 15 年 10 月 30 日 国道有第 52 号国土交通省道路局長通知)</li> </ul>			
区分	<b>18 身体障害者用車椅子貸与事業</b>	所管係	社会参加推進係
<b>制度の概要</b>			
<p>車椅子の一時使用が必要と認められる身体障害者に対し、車椅子を貸与する。</p>			
<p>（財源の負担割合） 市単独事業</p>			
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市身体障害者用車椅子貸与事業運営要綱（昭和 52 年宇治市告示第 77 号）</li> </ul>			

区分	19 特別障害者手当の支給	所管係	社会参加推進係
制度の概要			
心身の重度の障害のため、日常生活において常時、特別の介護を要する 20 歳以上の在宅重度障害者に支給される手当で、重度障害者の福祉の向上を図る。			
(支 給 額)	1人月額	27,200 円 (令和元年度)	
(支給要件)	国が定めた重度の障害が、2つ以上重複してある場合		
(支給制限)	(イ) 身体障害者更生援護施設等に入所した時 (ロ) 病院又は診療所等に継続して 3 ヶ月を越えて入院した時 (ハ) 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時		
(支 給 月)	2月、5月、8月、11月		
(財源の負担割合)	国	3/4	市
	1/4		
根拠法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）</li> <li>◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）</li> <li>◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 60 年政令第 323 号）</li> <li>◇ 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和 60 年厚生省令第 49 号）</li> </ul>			
制度の現況			
特別障害者手当の支給件数及び受給額の状況 <span style="float: right;">(各年度決算による)</span>			
年 度	27	28	29
件 数	3,617 件	3,728 件	3,786 件
金 額	95,906,720 円	99,884,710 円	101,515,200 円
			元
			3,897 件
			3,864 件
			104,880,810 円
			104,918,080 円

区分	20 経過的福祉手当の支給	所管係	社会参加推進係																		
<b>制度の概要</b>																					
在宅重度障害者に対する福祉の援護の一環として従来支給されていた福祉手当受給者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給できない重度障害者に対して経過的措置として支給される手当で、重度障害者の福祉の向上を図る。																					
(支 給 額) 1人月額 14,790円（令和元年度）																					
(支 給 要 件) (イ) 昭和61年3月31日現在20歳以上の者 (ロ) 昭和61年1月1日現在従来の福祉手当受給資格者																					
(支 給 制 限) •該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時 •障害を理由として年金等の給付を受けた時																					
(支 給 月) 2月、5月、8月、11月																					
(財源の負担割合)																					
国 3/4 市 1/4																					
<b>根拠法令等</b>																					
◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号） ◇ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）																					
<b>制度の現況</b>																					
経過的福祉手当の支給件数及び支給額状況 (各年度決算による)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>76 件</td> <td>72 件</td> <td>69 件</td> <td>53 件</td> <td>42 件</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>1,095,720 円</td> <td>1,049,760 円</td> <td>1,006,260 円</td> <td>775,750 円</td> <td>620,060 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	件 数	76 件	72 件	69 件	53 件	42 件	金 額	1,095,720 円	1,049,760 円	1,006,260 円	775,750 円	620,060 円
年 度	27	28	29	30	元																
件 数	76 件	72 件	69 件	53 件	42 件																
金 額	1,095,720 円	1,049,760 円	1,006,260 円	775,750 円	620,060 円																

区分	21 障害児福祉手当の支給	所管係	社会参加推進係
<b>制度の概要</b>			
在宅重度障害児に対する福祉援護の一環として、従来支給されていた福祉手当受給者のうち、日常生活において常時の介護を要する20歳未満の在宅重度障害児に支給される手当で、重度障害児の福祉の向上を図る。			
(支 給 額) 1人月額 14,790円（令和元年度）			
(支 給 要 件) 身体又は精神（知的障害を含む）に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児			
(財源の負担割合)			
国 3/4 市 1/4			

根 拠 法 令 等

◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)

制 度 の 現 況

障害児福祉手当の支給件数及び支給額の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	2,129 件	2,194 件	2,351 件	2,428 件	2,435 件
金 額	30,712,320 円	31,989,800 円	34,285,260 円	35,541,990 円	35,957,930 円

区 分	22 障害者施設等通所交通費の助成	所管係	自立支援係
-----	-------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

障害者施設等に通所する障害者に交通費の一部を助成する。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市障害者施設等通所交通費助成事業実施要項

制 度 の 現 況

助成の状況

年 度	27	28	29	30	元
前期（4 月～9 月）	3,744,375 円	3,773,695 円	3,821,634 円	3,799,960 円	4,104,840 円
後期（10 月～3 月）	3,773,695 円	3,718,785 円	4,164,720 円	4,050,375 円	4,322,100 円
交通費助成額	7,518,070 円	7,492,480 円	7,986,354 円	7,850,335 円	8,426,940 円

区分	<b>23 身体障害者・知的障害者・精神障害者に対するNHK放送受信料の減免</b>	所管係	社会参加推進係
<b>制度の概要</b>			
NHK放送受信料（衛星放送を含む）が減免される。			
<p>(全額免除) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいる世帯で、かつ世帯員全員が非課税の場合。</p> <p>(半額免除) 世帯主が、視覚障害者又は聴覚障害者あるいは、身体障害者(1・2級)、知的障害者(A)、精神障害者(1級)である場合。</p>			

区分	<b>24 各種団体への補助</b>	所管係	社会参加推進係																																				
<b>制度の概要</b>																																							
障害者の自立、社会参加の促進を図り、ひいては団体育成のために、障害のある方により構成する各団体（宇治市身体障害者福祉協議会、宇治市肢体障害者協会、宇治市視覚障害者協会、宇治市ろうあ協会及び宇治市中途失聴・難聴者協会）の年間を通じた活動に対して補助を行う。																																							
<p>(財源の負担割合) 市単独事業</p> <p>根拠 法令等</p> <p>◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和48年宇治市規則第19号）</p> <p>制度の現況</p> <p>補助金交付の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市身体障害者福祉協議会</td> <td>700,000円</td> <td>700,000円</td> <td>700,000円</td> <td>700,000円</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>宇治市肢体障害者協会</td> <td>370,000円</td> <td>370,000円</td> <td>370,000円</td> <td>370,000円</td> <td>370,000円</td> </tr> <tr> <td>宇治市視覚障害者協会</td> <td>360,000円</td> <td>360,000円</td> <td>360,000円</td> <td>360,000円</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>宇治市ろうあ協会</td> <td>290,000円</td> <td>290,000円</td> <td>290,000円</td> <td>290,000円</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>宇治市難聴者協会</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>				年度 区分	27	28	29	30	元	宇治市身体障害者福祉協議会	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	宇治市肢体障害者協会	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円	宇治市視覚障害者協会	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	宇治市ろうあ協会	290,000円	290,000円	290,000円	290,000円	290,000円	宇治市難聴者協会	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
年度 区分	27	28	29	30	元																																		
宇治市身体障害者福祉協議会	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円																																		
宇治市肢体障害者協会	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円																																		
宇治市視覚障害者協会	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円																																		
宇治市ろうあ協会	290,000円	290,000円	290,000円	290,000円	290,000円																																		
宇治市難聴者協会	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円																																		

区分	25 障害者介護給付費等支給認定審査会	所管係	庶務企画係												
<b>制度の概要</b>															
障害者等の介護給付費等の支給申請に対し、障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定を行う。															
(財源の負担割合)	市単独事業														
<b>根拠法令等</b>															
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年宇治市条例第 8 号）</li> <li>◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会規則（平成 18 年宇治市規則第 28 号）</li> </ul>															
<b>制度の現状</b>															
<p>審査件数 (各年度決算による)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(宇治田原町分含む)</td> <td>530 件</td> <td>381 件</td> <td>420 件</td> <td>553 件</td> <td>422 件</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	件数(宇治田原町分含む)	530 件	381 件	420 件	553 件	422 件
年 度	27	28	29	30	元										
件数(宇治田原町分含む)	530 件	381 件	420 件	553 件	422 件										

区分	26 社会参加促進事業	所管係	社会参加推進係			
<b>制度の概要</b>						
スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者等が社会参加を促進することを目的とする。						
(財源の負担割合)	国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	左記以外
<b>根拠法令等</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li> <li>◇ 宇治市障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要項</li> <li>◇ 宇治市身体障害者自動車改造助成事業実施要項</li> </ul>						

制 度 の 現 況

① 障害者自動車運転免許取得教習費助成事業

障害者の就労の促進を図るため、自動車運転免許を取得した障害者に対し、免許取得に要した教習費を助成する。所得制限あり。

(免許の種類) 第1種普通自動車免許

(助 成 額) 教習費の3分の2以内で10万円を限度とする。

(対 象 者) 身体障害者手帳及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、求職中である者。

助成の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	1 件	0 件	3 件	0 件	0 件
扶 助 額	100,000 円	0 円	300,000 円	0 円	0 円

② 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けている重度の上下肢又は体幹機能障害者であり、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者に、その経費を助成する。所得制限あり。

(助 成 額) 100,000 円を限度とする。

(対 象 者)

障 害 の 区 分	障 害 の 等 級
上 肢 機 能 障 害	1級から3級までの各級
下 肢 機 能 障 害	1級から4級までの各級
体 幹 機 能 障 害	1級から3級までの各級

助成の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	2 件	8 件	3 件	2 件	4 件
扶 助 額	200,000 円	789,000 円	300,000 円	197,000 円	400,000 円

区分	27 障害者意思疎通支援事業	所管係	社会参加推進係																		
制度の概要																					
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思の疎通の円滑化を図ることを目的とする。																					
(財源の負担割合)																					
国	基準額の1/2	府	基準額の1/4																		
市	左記以外																				
根拠法令等																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</li> <li>◇ 地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li> <li>◇ 宇治市要約筆記者派遣事業実施要綱（昭和62年宇治市告示第55号）</li> <li>◇ 宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱（昭和57年宇治市告示第48号）</li> </ul>																					
制度の現況																					
<p>① 要約筆記者派遣事業 聴覚障害者が社会参加のために円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に要約筆記者を派遣する。</p> <p>（要約筆記派遣対象） 次に掲げる場合において、要約筆記によるほかに適当な意思疎通の方法が得られないときに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公的機関主催の講演、講座等に参加する場合</li> <li>② 宇治市難聴者協会その他の福祉関係団体主催の会議等に参加する場合</li> <li>③ 医療機関において、診療を受け、又は相談する場合</li> <li>④ 冠婚葬祭、自治会における活動その他の社会活動を営む場合</li> <li>⑤ その他市長が必要と認める場合</li> </ol>																					
<p>派遣件数及び派遣事業費の状況</p> <p style="text-align: right;">（各年度決算による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派 遣 件 数</td> <td>503 件</td> <td>511 件</td> <td>517 件</td> <td>458 件</td> <td>422 件</td> </tr> <tr> <td>派 遣 事 業 費</td> <td>2,151,650 円</td> <td>2,030,420 円</td> <td>2,176,150 円</td> <td>1,965,280 円</td> <td>1,812,150 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	派 遣 件 数	503 件	511 件	517 件	458 件	422 件	派 遣 事 業 費	2,151,650 円	2,030,420 円	2,176,150 円	1,965,280 円	1,812,150 円
年 度	27	28	29	30	元																
派 遣 件 数	503 件	511 件	517 件	458 件	422 件																
派 遣 事 業 費	2,151,650 円	2,030,420 円	2,176,150 円	1,965,280 円	1,812,150 円																
<p>② 手話通訳者の派遣事業 聴覚障害者が、公的機関や医療機関等におもむくことが不可欠の時において、適当な付き添いが得られないため円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。</p> <p>（各年度決算による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派 遣 件 数</td> <td>604 件</td> <td>506 件</td> <td>549 件</td> <td>458 件</td> <td>400 件</td> </tr> <tr> <td>派 遣 事 業 費</td> <td>1,891,060 円</td> <td>1,761,580 円</td> <td>1,938,290 円</td> <td>1,393,150 円</td> <td>1,309,470 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	派 遣 件 数	604 件	506 件	549 件	458 件	400 件	派 遣 事 業 費	1,891,060 円	1,761,580 円	1,938,290 円	1,393,150 円	1,309,470 円
年 度	27	28	29	30	元																
派 遣 件 数	604 件	506 件	549 件	458 件	400 件																
派 遣 事 業 費	1,891,060 円	1,761,580 円	1,938,290 円	1,393,150 円	1,309,470 円																

区分	<b>28 宇治市手話通訳職員派遣事業</b>	所管係	社会参加推進係
<b>制度の概要</b>			
聴覚・言語障害者がその日常生活を営むうえでコミュニケーション等に関して著しい支障が生じる場合に、当該聴覚・言語障害者に対して、本市の手話通訳職員を派遣する。			

(財源の負担割合) 市単独事業

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市手話通訳職員派遣要綱（昭和 57 年宇治市告示第 47 号）

区分	<b>29 日常生活用具給付事業</b>	所管係	社会参加推進係			
<b>制度の概要</b>						
在宅の重度障害児・者に対し、日常生活の便宜を図るために特殊便器、特殊マット、特殊寝台等の日常生活用具の給付及び貸与を行う。						
給付	特殊便器、特殊マット、特殊寝台、点字器、収尿器、歩行補助つえ、頭部保護帽、ストーマ装具（尿路系、消化器系）等					
貸与	福祉電話					
(財源の負担割合)	国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	左記以外
<b>根拠法令等</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 宇治市障害者等日常生活用具給付等事業実施要項</li> </ul>						
<b>制度の現況</b>						
日常生活用具給付の状況（延べ件数）						
年 度	27	28	29	30	元	
身 体 障 害 者	3,949 件	4,002 件	4,199 件	4,041 件	4,229 件	
身 体 障 害 児	448 件	413 件	420 件	348 件	398 件	

区分	30 重度身体障害者訪問入浴サービス事業	所管係	自立支援係																														
<b>制度の概要</b>																																	
在宅の重度の身体障害者を介護する者の負担を軽減するため、移動入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを行う。																																	
(財源の負担割合)																																	
国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	左記以外																												
<b>根拠法令等</b>																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要項</li> </ul>																																	
<b>制度の現況</b>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">利用の状況</th><th colspan="5" style="text-align: right;">(各年度決算による)</th></tr> <tr> <th style="text-align: left;">年 度</th><th style="text-align: center;">27</th><th style="text-align: center;">28</th><th style="text-align: center;">29</th><th style="text-align: center;">30</th><th style="text-align: center;">元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利 用 者</td><td style="text-align: center;">12 人</td><td style="text-align: center;">10 人</td><td style="text-align: center;">11 人</td><td style="text-align: center;">11 人</td><td style="text-align: center;">12 人</td></tr> <tr> <td>利 用 回 数</td><td style="text-align: center;">399 回</td><td style="text-align: center;">370 回</td><td style="text-align: center;">300 回</td><td style="text-align: center;">300 回</td><td style="text-align: center;">328 回</td></tr> <tr> <td>事 業 費</td><td style="text-align: center;">3,979,500 円</td><td style="text-align: center;">3,682,750 円</td><td style="text-align: center;">2,994,000 円</td><td style="text-align: center;">2,989,750 円</td><td style="text-align: center;">3,272,900 円</td></tr> </tbody> </table>				利用の状況	(各年度決算による)					年 度	27	28	29	30	元	利 用 者	12 人	10 人	11 人	11 人	12 人	利 用 回 数	399 回	370 回	300 回	300 回	328 回	事 業 費	3,979,500 円	3,682,750 円	2,994,000 円	2,989,750 円	3,272,900 円
利用の状況	(各年度決算による)																																
年 度	27	28	29	30	元																												
利 用 者	12 人	10 人	11 人	11 人	12 人																												
利 用 回 数	399 回	370 回	300 回	300 回	328 回																												
事 業 費	3,979,500 円	3,682,750 円	2,994,000 円	2,989,750 円	3,272,900 円																												

区分	31 障害者生活支援センター運営事業	所管係	自立支援係																		
<b>制度の概要</b>																					
福祉サービス等の利用に関する相談や情報提供、社会資源を活用する支援等を行う障害者生活支援センターを運営し、障害者やその家族の地域における生活を支援する。																					
(平成 17 年度開設)																					
(財源の負担割合)	市単独事業																				
<b>根拠法令等</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市町村障害者生活支援事業の実施について（平成 8 年 5 月 10 日社援更第 133 号厚生省社会・援護局長通知）</li> <li>◇ 宇治市障害者生活支援センター運営事業実施要項</li> </ul>																					
<b>制度の現況</b>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">利用の状況</th><th colspan="5" style="text-align: right;"></th></tr> <tr> <th style="text-align: left;">年 度</th><th style="text-align: center;">27</th><th style="text-align: center;">28</th><th style="text-align: center;">29</th><th style="text-align: center;">30</th><th style="text-align: center;">元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相 談 件 数</td><td style="text-align: center;">7,122 件</td><td style="text-align: center;">7,042 件</td><td style="text-align: center;">7,255 件</td><td style="text-align: center;">7,233 件</td><td style="text-align: center;">7,477 件</td></tr> </tbody> </table>				利用の状況						年 度	27	28	29	30	元	相 談 件 数	7,122 件	7,042 件	7,255 件	7,233 件	7,477 件
利用の状況																					
年 度	27	28	29	30	元																
相 談 件 数	7,122 件	7,042 件	7,255 件	7,233 件	7,477 件																

区分	32 生活支援事業	所管係	社会参加推進係 自立支援係
----	-----------	-----	------------------

### 制度の概要

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

(財源の負担割合)

国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外
---	---------	---	---------	---	------

### 根拠法令等

◇ 地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### 制度の現況

#### ① 中途失明者点字講習会事業

宇治市視覚障害者協会に委託し、中途失明者を対象に点字講習会を行う。

##### 実施の状況

年度	27	28	29	30	元
開催延回数	96回	96回	48回	48回	48回
事業費	298,000円	298,000円	298,000円	298,000円	298,000円

#### ② 精神障害者社会復帰集団指導事業

回復途上にある在宅の精神障害者に対して、作業能力や生活能力を高め、社会生活への適応が図れるように、①再発防止②対人関係の改善③家庭・地域社会への適応④日常生活能力等の獲得⑤仲間作りを目標として指導及び訓練を実施する。

##### 利用の状況

年度	27	28	29	30	元
登録数	10人	10人	11人	8人	7人
利用延人数	284人	297人	340人	279人	247人

区分	33 移動支援事業	所管係	自立支援係			
制度の概要						
屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行う。						
(財源の負担割合)	国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	左記以外
根拠法令等						
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li> <li>◇ 宇治市障害者等移動支援事業実施要項</li> </ul>						
制度の現況						
① 障害者移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を個別的に行う。					
(対象者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いすを常用している肢体障害児・者（電動車いすを含む）</li> <li>・ 知的障害児・者</li> <li>・ 精神障害児・者</li> </ul>					
利用時間		(各年度決算による)				
年 度	27	28	29	30	元	
時 間	30,185 h	34,911 h	34,551 h	36,604 h	33,793 h	

区分	34 日中一時支援事業	所管係	自立支援係																		
<b>制度の概要</b>																					
障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に支援を行う。																					
(財源の負担割合)																					
	国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外															
<b>根拠法令等</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</li> <li>◇ 地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li> <li>◇ 宇治市障害者等日中一時支援事業実施要項</li> </ul>																					
<b>制度の現況</b>																					
<p>① 障害者日中一時支援事業</p> <p>障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。</p>																					
<p>利用の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 間</td> <td>89,435 h</td> <td>99,739 h</td> <td>101,642 h</td> <td>99,139 h</td> <td>111,017 h</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	時 間	89,435 h	99,739 h	101,642 h	99,139 h	111,017 h						
年 度	27	28	29	30	元																
時 間	89,435 h	99,739 h	101,642 h	99,139 h	111,017 h																
<p>② 心身障害者介護支援（レスパイトサービス）事業</p> <p>在宅の障害者を介護している保護者の負担軽減を図るため、一時的な休息を目的に介護等の支援を行う。</p>																					
<p>利用の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利 用 回 数</td> <td>1,635回</td> <td>1,642回</td> <td>1,697回</td> <td>1,605回</td> <td>1,793回</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>3,757,499円</td> <td>3,648,228円</td> <td>3,662,809円</td> <td>3,363,836円</td> <td>3,651,528円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	利 用 回 数	1,635回	1,642回	1,697回	1,605回	1,793回	補 助 金	3,757,499円	3,648,228円	3,662,809円	3,363,836円	3,651,528円
年 度	27	28	29	30	元																
利 用 回 数	1,635回	1,642回	1,697回	1,605回	1,793回																
補 助 金	3,757,499円	3,648,228円	3,662,809円	3,363,836円	3,651,528円																

区分	35 特別児童扶養手当の進達	所管係	社会参加推進係
----	----------------	-----	---------

### 制度の概要

身体・知的・精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等の保護者に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される。

進達事務　　府において決定し、支給される。所得制限あり。

(手当額)　　(平成31年4月1日より適用)

* 中度障害者(2級)	児童1人につき	月額	34,770円
* 重度障害者(1級)	児童1人につき	月額	52,200円

(支給月)

4月、8月、12月(ただし、12月分は11月)の3期で前月分まで支給

### 根拠法令等

- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)

### 制度の現況

特別児童扶養手当認定対象児童数

(各年度3月末現在)

年　度	27	28	29	30	元
1級認定対象児童	169人	192人	191人	187人	187人
2級認定対象児童	392人	431人	446人	493人	504人
計	561人	623人	637人	680人	691人

\* 京都府調

(所得制限等により支給停止中を含む)

区分	36 地域活動支援センター事業	所管係	自立支援係
<b>制度の概要</b>			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターに通所する障害者に対し、創意的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。			
(財源の負担割合)			
国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4
市	左記以外		
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li> </ul>			
<b>制度の現況</b>			
支援状況 (各年度決算による)			
年 度	27	28	29
事業所数	5 カ所	4 カ所	4 カ所
事業費	30,452,650 円	15,821,484 円	14,296,642 円
		30	元
		4 カ所	4 カ所
		13,739,410 円	14,544,022 円
区分	37 軽・中等度難聴児支援事業	所管係	社会参加推進係
<b>制度の概要</b>			
身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児(両耳の聴力が 30~70 d b 未満程度)に対し、補聴器の購入等の費用を助成することで、健全な育成を支援するために行う。			
(補聴器の種類)	① 高度難聴用ポケット型 ② 高度難聴用耳かけ型 ③ ①・②以外の型式で医師が必要と認めた補聴器		
(財源の負担割合)	府・市町村・申請者 各 1/3		
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市軽度・中等度難聴児支援事業実施要項</li> </ul>			
<b>制度の現況</b>			
件数および負担額の状況 (年度決算による)			
年 度	27	28	29
交付修理件数	4 件	11 件	12 件
扶助費	246,141 円	383,708 円	443,514 円
		30	元
		10 件	25 件
		276,065 円	448,999 円



# こども福祉課

係	分掌事務
子育て企画係	(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (2) 次世代育成支援対策行動計画に関すること。 (3) ファミリーサポートセンター事業に関すること。 (4) 地域子育て支援拠点事業に関すること。 (5) 児童虐待に関すること。 (6) 乳幼児健康支援一時預かり事業に関すること。 (7) 来庁者子育て支援コーナーに関すること。 (8) こどもショートステイ事業に関すること。 (9) 子ども・子育て支援情報発信事業に関すること。 (10) 子育て支援施策の調整に関すること。 (11) こども家庭相談に関すること。
児童給付係	(1) 児童手当に関すること。 (2) 児童扶養手当に関すること。 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 (4) 奨学金に関すること。 (5) 宇治市奨学資金に関すること。 (6) 入院助産施設及び母子生活支援施設に関すること。 (7) 関係団体の補助に関すること。 (8) 児童館に関すること。
学童保育係	(1) 育成学級指導員に関すること。 (2) 学童保育協力金の調定及び収納に関すること。 (3) 放課後児童健全育成事業に係る傷害保険に関すること。 (4) 児童の入退級に関すること。 (5) 育成学級の施設に関すること。 (6) その他放課後児童健全育成事業に関すること。



区分	1 乳幼児健康支援一時預かり事業	所管係	子育て企画係																														
<p style="text-align: center;"><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>病気回復期等で集団保育が困難であり、保護者の勤務の都合等により家庭での保育が困難な児童に対して保育と看護を行うもので、平成 8 年 9 月から宇治病院（令和 2 年 3 月まで）、平成 14 年 11 月から浅妻医院、平成 27 年 7 月から宇治徳洲会病院で実施している。</p>																																	
<p style="text-align: center;"><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>◇ 宇治市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要項（平成 8 年 9 月 3 日施行）</p>																																	
<p style="text-align: center;"><b>事 業 の 現 況</b></p> <p>利用状況（延べ利用日数）<span style="float: right;">(各年度 3 月末現在)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 15%;">区 分 \ 年 度</th> <th style="text-align: center;">27</th> <th style="text-align: center;">28</th> <th style="text-align: center;">29</th> <th style="text-align: center;">30</th> <th style="text-align: center;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇 治 病 院</td> <td style="text-align: center;">693 日</td> <td style="text-align: center;">562 日</td> <td style="text-align: center;">625 日</td> <td style="text-align: center;">451 日</td> <td style="text-align: center;">299 日</td> </tr> <tr> <td>浅 妻 医 院</td> <td style="text-align: center;">803 日</td> <td style="text-align: center;">749 日</td> <td style="text-align: center;">756 日</td> <td style="text-align: center;">686 日</td> <td style="text-align: center;">647 日</td> </tr> <tr> <td>宇治徳洲会病院</td> <td style="text-align: center;">286 日</td> <td style="text-align: center;">720 日</td> <td style="text-align: center;">688 日</td> <td style="text-align: center;">476 日</td> <td style="text-align: center;">472 日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">1,782 日</td> <td style="text-align: center;">2,031 日</td> <td style="text-align: center;">2,069 日</td> <td style="text-align: center;">1,613 日</td> <td style="text-align: center;">1,418 日</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元	宇 治 病 院	693 日	562 日	625 日	451 日	299 日	浅 妻 医 院	803 日	749 日	756 日	686 日	647 日	宇治徳洲会病院	286 日	720 日	688 日	476 日	472 日	計	1,782 日	2,031 日	2,069 日	1,613 日	1,418 日
区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元																												
宇 治 病 院	693 日	562 日	625 日	451 日	299 日																												
浅 妻 医 院	803 日	749 日	756 日	686 日	647 日																												
宇治徳洲会病院	286 日	720 日	688 日	476 日	472 日																												
計	1,782 日	2,031 日	2,069 日	1,613 日	1,418 日																												
区分	2 地域子育て支援拠点事業	所管係	子育て企画係																														
<p style="text-align: center;"><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>少子高齢化や家族規模の縮小、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している。</p> <p>実施施設として、市直営の地域子育て支援基幹センター（「げんきひろば」を含む、JR 宇治駅前市民交流プラザ ゆめりあ うじ内）及び西部地域子育て支援センター（小倉双葉園保育所内）、社会福祉法人に委託した南部地域子育て支援センター（同胞こども園内）、東部地域子育て支援センター（なかよし保育園・分園「あいあい」内）及び北部地域子育て支援センター（第 2 登りこども園「ほーぷるのぼり」内）、NPO 法人に委託した「りぼん」（平和堂 100BAN 店 2 階）、「ぶんきょうにこにこルーム」（京都文教大学・京都文教短期大学月照館 1 階）、「ひあ にしおぐら」（小倉町南浦）、「toridori（トリドリ）」（アル・プラザ 宇治東 2 階）、「ぽけっと」（伊勢田こども園ホール他）がある。</p>																																	
<p style="text-align: center;"><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>◇ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項（平成 20 年 4 月 1 日施行）</p>																																	

区分	3 ファミリー・サポート・センター	所管係	子育て企画係
----	-------------------	-----	--------

### 制度の概要

保護者の就労と子育て等の両立を図るために、子育て等の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織化し、子育て等の援助活動を行うことで安心して働くことのできる環境づくりを支援するファミリー・サポート・センターをJR宇治駅前市民交流プラザ ゆめりあ うじ内に開設し、アドバイザーを配置して、会員登録の受付、援助活動等を行っている。

### 事業の現況

#### 会員数及び利用件数

(各年度 3月末現在)

区分	年 度	27	28	29	30	元
援 助 会 員		136 人	128 人	120 人	123 人	123 人
依 賴 会 員		1,474 人	1,412 人	1,382 人	1,328 人	1,257 人
両 方 会 員		29 人	32 人	28 人	24 人	18 人
計		1,639 人	1,572 人	1,530 人	1,475 人	1,398 人
利 用 件 数		2,099 件	1,296 件	1,378 件	1,449 件	1,514 件

※両方会員とは、援助会員であり、かつ依頼会員である会員をいう。

区分	4 こどもショートステイ事業	所管係	子育て企画係
----	----------------	-----	--------

### 制度の概要

保護者が疾病や疲労等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を実施施設において一定期間養育・保護を行うものとして平成17年度より実施。実施施設は、桃山学園と京都大和の家の2か所。

### 根拠法令等

◇ 宇治市こどもショートステイ事業実施要項（平成17年4月1日施行）

### 事業の現況

#### 利用状況（延べ利用日数）

(各年度 3月末現在)

区分	年 度	27	28	29	30	元
利 用 日 数		39 日	78 日	21 日	11 日	15 日

区分	5 地域子育てひろば支援事業	所管係	子育て企画係
<b>制度の概要</b>			

家族規模の縮小などにより地域コミュニティが希薄化する中で、孤立しがちな子育て家庭を支援するため、主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い交流を図ることを目的とした集会所等での地域住民による「子育てひろば」の運営を補助金の交付等により促進し、地域における子育て家庭と地域住民との子育て支援関係づくりを支援している。

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市地域子育てひろば支援事業実施要項（平成18年10月1日施行）

#### 事業の現況

○ 補助件数

平成27年度	6か所
平成28年度	6か所
平成29年度	6か所
平成30年度	5か所
令和元年度	3か所

区分	6 子育て支援総合コーディネート事業	所管係	子育て企画係
<b>制度の概要</b>			

子育て家庭への支援の充実を図るため、「来庁者子育て支援コーナー」に子育て支援総合コーディネーター（専門相談員）と保育士を配置し、本市独自の行政サービスである来庁者の子どもの一時預かり及び子ども・子育て支援新制度に基づいた利用者支援事業として子育て支援全般に関する相談を実施している。

#### 根拠法令等

- ◇ 宇治市来庁者子育て支援コーナー事業実施要項（平成27年4月1日施行）

#### 事業の現況

利用状況（延べ利用人数）（3月末現在）

区分	年 度	27	28	29	30	元
		預 か り	1,794人	1,947人	1,812人	1,824人
相 談	815人	1,250人	1,351人	1,508人	1,514人	

区分	7 児童手当の支給	所管係	児童給付係
----	-----------	-----	-------

### 制度の概要

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給するもの。平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月までは「子ども手当」として同様の支給があった。

#### (主な支給要件)

- ① 日本国内に住所を有すること
- ② 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育していること
- ③ 児童が国内に居住していること（留学を除く）

#### (支給額)

支給対象となる児童	月額
0 歳～3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳以上～小学校修了前	第 1 子・第 2 子
	第 3 子以降
小学校修了後中学校修了前	一律 10,000 円
※ 所得制限超過の場合は、上記によらず一律 5,000 円	

#### (財源の負担割合)

支給対象となる児童	国	府	市
0 歳～3 歳未満	被用者	37/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6
3 歳以上～ 小学校修了前	第 1 子・第 2 子	4/6	1/6
	第 3 子以降	4/6	1/6
小学校修了後中学校修了前	4/6	1/6	1/6
所得制限超過世帯	4/6	1/6	1/6

※国には事業主負担分を含む

(平成 24 年 4 月分より)

### 根拠法令等

- ◇ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）
- ◇ 児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）
- ◇ 児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）
- ◇ 児童手当の支払日に関する規則（昭和 50 年宇治市規則第 10 号）

制 度 の 現 況

児童手当支給状況

(各年度 3月末現在)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
受給者数 (人)	13,675	13,150	12,932	12,602	12,286
児童数 (人)	22,671	21,881	21,420	20,824	21,042
支給額 (円)	3,096,955,000	3,014,075,000	2,926,380,000	2,847,550,000	2,750,740,000

区 分

8 児童扶養手当の支給

所管係

児童給付係

制 度 の 概 要

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育する家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため支給するもの。対象となる児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童。

平成14年8月以降、府からの権限委譲により、市において審査・決定し支給。所得制限あり。

平成22年8月以降、父子家庭も支給の対象となった。

平成26年12月以降、公的年金等を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より少額であれば、その差額が支給されるようになった。

平成28年8月以降、第2子以降の加算額が引き上げられた。また、加算額はこれまでの定額から所得に応じて支給額が遞減されるようになった。

平成30年8月以降、全部支給の所得制限限度額が引き上げられた。

令和元年11月以降、各奇数月に支払いがされるようになった。

(支給要件)

次のいずれかに該当する児童について、父又は母等がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給される。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他（父又は母が1年以上遺棄している児童、父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

(支給額)

	全部支給	一部支給
第1子	43,160円	43,150円～10,180円
第2子	10,190円	10,180円～5,100円
第3子以降	6,110円	6,100円～3,060円

(令和2年4月分より)

(支給月)

奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

(財源の負担割合)

国	1/3	市	2/3
---	-----	---	-----

根拠法令等

- ◇ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）
- ◇ 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）
- ◇ 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）
- ◇ 児童扶養手当の支払日に関する規則（平成14年宇治市規則第37号）

制度の現況

児童扶養手当受給者数(全額支給停止者を含む)

(各年度3月末現在)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
受給者数(人)	1,823	1,773	1,753	1,708	1,613
対象児童数(人)	2,520	2,407	2,356	2,260	2,144
支給額(円)	796,955,090	803,517,708	794,556,950	774,469,450	946,473,000

区分	9 入院助産制度	所管係	児童給付係																		
制度の概要																					
保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要した費用についてその経費を負担する。																					
(入所措置対象者)																					
<p>次の①及び②の条件を共に満たしている人</p> <p>① 前年分の世帯の所得税額が、8,400円以下であること</p> <p>② 医療保険による出産に対する給付金（出産育児一時金）が、404,000円以上支給されないこと ただし、生活保護世帯に属している人あるいは市町村民税非課税世帯に属している人は、上記にかかわらず対象とする。</p>																					
(その他)																					
<p>① 所得による階層区分により自己負担金がある。</p> <p>② 助産施設が指定されている。</p>																					
(財源の負担割合)																					
自己負担額を除いた額																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">国</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"><math>1/2</math></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">府</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"><math>1/4</math></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">市</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"><math>1/4</math></td></tr> </table>				国	$1/2$	府	$1/4$	市	$1/4$												
国	$1/2$																				
府	$1/4$																				
市	$1/4$																				
根拠法令等																					
<p>◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）</p> <p>◇ 助産施設に関する規則（昭和 43 年宇治市規則第 23 号）</p>																					
制度の現況																					
<p>措置人員及び事業費の状況</p> <p style="text-align: right;">(各年度決算額)</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度 区分</th><th style="width: 20%;">27</th><th style="width: 20%;">28</th><th style="width: 20%;">29</th><th style="width: 20%;">30</th><th style="width: 20%;">元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置人員（人）</td><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">14</td></tr> <tr> <td>事業費（円）</td><td style="text-align: center;">6,141,447</td><td style="text-align: center;">11,500,020</td><td style="text-align: center;">8,290,113</td><td style="text-align: center;">9,341,454</td><td style="text-align: center;">9,164,753</td></tr> </tbody> </table>				年度 区分	27	28	29	30	元	措置人員（人）	13	24	23	23	14	事業費（円）	6,141,447	11,500,020	8,290,113	9,341,454	9,164,753
年度 区分	27	28	29	30	元																
措置人員（人）	13	24	23	23	14																
事業費（円）	6,141,447	11,500,020	8,290,113	9,341,454	9,164,753																

区分	10 奨学資金の貸与	所管係	児童給付係
----	------------	-----	-------

### 制度の概要

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学資金を貸与する。  
奨学資金は、宇治市奨学資金及び宇治市篤志者奨学資金とする。(市単独事業)

#### (制度を利用できる人)

- ① 国・公・私立の高等学校、高等専門学校及び大学のいずれかに在学していること
- ② 保護者が宇治市内に在住していること
- ③ 学資の支出が困難であること(宇治市が定める所得基準以内)
- ④ 日本学生支援機構や他の奨学資金の貸付(給付)を受けていないこと

#### (奨学資金の額)

##### ① 高等学校

国公立	月額	6,600 円
私立	月額	13,500 円

##### ② 高等専門学校

1~3 学年	月額	6,600 円
4~5 学年	月額	12,000 円

##### ③ 大学

国公立	月額	21,000 円
私立	月額	30,000 円

### 根拠法令等

- ◇ 宇治市奨学資金貸与条例(平成17年宇治市条例第12号)
- ◇ 宇治市奨学資金貸与条例施行規則(平成17年宇治市規則第26号)
- ◇ 宇治市篤志者奨学基金条例(昭和54年宇治市条例第1号)

### 制度の現況

#### 貸与人数及び貸与額の状況

(各年度決算額)

区分	年 度	各年度決算額			
		27	28	29	30
貸与人数	高等學校(人)	0	1	1	0
	高等専門学校(人)	0	0	0	0
	大学(人)	12	8	12	4
	計(人)	12	9	13	3
貸与額(円)		3,996,000	2,635,200	4,183,200	1,440,000
					1,080,000

区分	11 母子家庭奨学金の進達	所管係	児童給付係																				
<b>制度の概要</b>																							
京都府内（京都市を除く）の母子家庭に対し、教育、養育等に要する経費の一部を助成することにより、母子家庭の福祉を推進する目的で支給される。																							
進達事務のため、府において決定され、支給される。																							
<b>(支給対象者)</b>																							
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定による女子であって、乳幼児、小学生、中学生、高校生を扶養している者又はこれに準じると知事が認める者（20歳未満で府の他の奨学金を受給している者を除く。）																							
<b>(支給額)</b>																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">乳　幼　兒</td><td style="width: 25%;">1人当たり年額</td><td style="width: 25%;">11,000円</td><td style="width: 25%;"></td></tr> <tr> <td>小　学　生</td><td>1人当たり年額</td><td>21,500円</td><td></td></tr> <tr> <td>中　学　生</td><td>1人当たり年額</td><td>43,000円</td><td></td></tr> <tr> <td>高　校　生</td><td>1人当たり年額</td><td>64,000円</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(高等学校入学支度金</td><td>35,000円)</td><td></td></tr> </table>				乳　幼　兒	1人当たり年額	11,000円		小　学　生	1人当たり年額	21,500円		中　学　生	1人当たり年額	43,000円		高　校　生	1人当たり年額	64,000円		(高等学校入学支度金		35,000円)	
乳　幼　兒	1人当たり年額	11,000円																					
小　学　生	1人当たり年額	21,500円																					
中　学　生	1人当たり年額	43,000円																					
高　校　生	1人当たり年額	64,000円																					
(高等学校入学支度金		35,000円)																					
<b>根拠法令等</b>																							
◇ 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）																							
<b>制度の現況</b>																							
<b>受給状況</b> <span style="float: right;">(各年度3月末現在)</span>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">年　度</th> <th style="width: 20%;">27</th> <th style="width: 20%;">28</th> <th style="width: 20%;">29</th> <th style="width: 20%;">30</th> <th style="width: 20%;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数（人）</td> <td></td> <td>1,546</td> <td>1,524</td> <td>1,586</td> <td>1,535</td> <td>1,471</td> </tr> </tbody> </table>				区分	年　度	27	28	29	30	元	受給者数（人）		1,546	1,524	1,586	1,535	1,471						
区分	年　度	27	28	29	30	元																	
受給者数（人）		1,546	1,524	1,586	1,535	1,471																	

区分	<b>12 ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付</b>	所管係	児童給付係																								
<b>制度の概要</b>																											
宇治市に居住するひとり親家庭の父又は母及び児童等に、日常生活に緊急に必要とする生活資金を無利子で貸し付ける。(市単独事業) (平成17年度より父子家庭も対象)																											
(貸付の要件)																											
貸付限度額 50,000円以内 返済期限 貸付の日から1年以内																											
<b>根拠法令等</b>																											
◇ 宇治市ひとり親家庭等福祉生活資金貸付規則(昭和41年宇治市規則第15号)																											
<b>制度の現況</b>																											
貸付の状況 (各年度決算額)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">年 度</th> <th style="text-align: center;">27</th> <th style="text-align: center;">28</th> <th style="text-align: center;">29</th> <th style="text-align: center;">30</th> <th style="text-align: center;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付件数(件)</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付金額(円)</td> <td style="text-align: center;">150,000</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	区 分						貸付件数(件)	3	0	0	0	1	貸付金額(円)	150,000	0	0	0	50,000
年 度	27	28	29	30	元																						
区 分																											
貸付件数(件)	3	0	0	0	1																						
貸付金額(円)	150,000	0	0	0	50,000																						

区分	<b>13 ひとり親家庭自立支援給付事業</b>	所管係	児童給付係
<b>制度の概要</b>			
ひとり親家庭の親等の就業をより効果的に促進するため、資格取得のための費用等の一部を支給する。 (平成25年度より父子家庭も対象)			
(対象者)			
宇治市内在住のひとり親家庭の親等で、本人の所得が児童扶養手当支給水準であること。			
<p>① 自立支援教育訓練給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 (一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練)</li> <li>○支給金額 教育訓練経費の60% (12,001円以上200,000円以下) ※専門実践教育訓練の場合は、200,000円×修業年数に相当する額。最大800,000円 ※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給者は、教育訓練経費の60%と一般教育訓練給付金受給額との差額を支給</li> </ul> <p>② 高等職業訓練促進給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象資格 (1年以上のカリキュラムが対象) 看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、製菓衛生師、社会福祉士</li> </ul>			

○支給金額 訓練促進給付金 非課税世帯：月額 100,000 円  
 課税世帯：月額 70,500 円  
 (修業期間の最後の 12 カ月は支給金額が増額)  
 修了支援給付金 非課税世帯： 50,000 円  
 (卒業後に支給) 課税世帯： 25,000 円

○支給期間 修学期間の全期間。ただし、上限 48 カ月（平成 31 年 4 月に修学中の者から適用）

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

○対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座

○支給金額 受講修了時給付金 受講経費の 40% (4,001 円以上 100,000 円以下)  
 合格時給付金 受講経費の 20%

※ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の支給合計額は 150,000 円を上限とする。

### 根拠 法令等

- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）
- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）
- ◇ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号）
- ◇ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号）
- ◇ 宇治市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要項
- ◇ 宇治市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要項
- ◇ 宇治市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要項

### 制度の現況

#### 受給状況

##### 自立支援教育訓練給付金事業

(各年度決算額)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
支 給 件 数 (件)	2	1	4	5	4
支 給 額 (円)	43,200	44,712	213,000	166,992	176,688

##### 高等職業訓練促進給付金事業

年 度 区 分	27	28	29	30	元
訓練促進給付金 支 給 件 数 (件)	14	22	16	13	14
修了支援給付金 支 給 件 数 (件)	3	9	8	4	4
支 給 額 (円)	13,035,000	20,877,500	16,354,500	12,467,500	16,640,000

##### 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

年 度 区 分	27	28	29	30	元
支 給 件 数 (件)	1	0	0	0	0
支 給 額 (円)	43,440	0	0	0	0

(財源の負担割合：平成 25 年度より)

国	3／4
市	1／4

区分	14 育成学級への入級	所管係	学童保育係	
制度の概要				
<p>○ 目的 保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童を放課後組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図る。</p>				
○ 対象児童	宇治市立小学校（笠取、笠取第二小学校除く。）に在学する児童で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。	① 保護者が、労働その他の事情により昼間不在である家庭の児童 ② 保護者が、疾病又は看護のため家庭での適切な保護が受けられない児童 ③ 保護者が、妊娠中又は出産後間もないため家庭での適切な保護が受けられない児童（概ね、産前・産後 8 週間）		
<p>○ 学童保育協力金 当該事業に必要な経費の一部を保護者の所得に応じて負担。</p>				
根拠法令等				
<p>◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） ◇ 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成 15 年宇治市告示第 39 号） ◇ 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 （平成 26 年宇治市条例第 28 号）</p>				
制度の現況				
<p>入級児童数の推移 (各年 5 月 1 日現在) (単位：人)</p>				
年度	学校数	小学校在籍児童数 A	育成学級入級児童数 B	入級率 (%) B/A
29	20	10,071	1,983	19.7
30	20	9,899	2,001	20.2
元	20	9,610	2,065	21.5
2	20	9,322	2,090	22.4

(注) 小学校在籍児童数は、笠取小学校及び笠取第二小学校は除く。

## 育成学級施設の現況

(令和2年5月1日現在)

学級名	学級数	定員	児童数	施設区分		開設年度
				余裕教室	専用施設	
御藏山育成学級	2	110	91		○	昭和48年 4月
木幡〃	2	100	99	○		昭和44年 4月
宇治〃	4	200	205	○		昭和42年 6月
岡屋〃	2	100	99		○	昭和49年 4月
南部〃	2	90	109		○	昭和47年 4月
三室戸〃	2	120	114		○	昭和50年 4月
菟道〃	1	70	68	○		昭和47年 4月
菟道第二〃	3	120	162		○	昭和43年 4月
神明〃	3	150	115		○	昭和47年 4月
小倉〃	2	120	123		○	昭和42年 6月
楨島〃	2	120	149		○	昭和45年 5月
北楨島〃	1	50	60		○	昭和58年 4月
北小倉〃	1	40	26	○		昭和48年 4月
西小倉〃	1	60	83	○		昭和45年 5月
南小倉〃	1	40	44	○		昭和53年 4月
伊勢田〃	2	100	99	○		昭和49年 4月
平盛〃	2	80	53		○	昭和50年 4月
西大久保〃	1	50	77	○		昭和46年 4月
大久保〃	4	190	211		○	昭和43年 4月
大開〃	2	100	103	○		昭和51年 4月
合計	40	2,010	2,090	9	11	

(注) 各育成学級は、小学校の余裕教室及び敷地内の専用施設で開設しています。



# 保育支援課

係	分掌事務
計画係	(1) 民間保育所等の運営指導及び補助金に関すること。 (2) 特別保育事業に関すること。 (3) 幼保連携型認定こども園に関すること。 (4) 幼児教育・保育の無償化に関すること。 (5) 保育所等関係諸団体に関すること。
管理係	(1) 保育指導に関すること。 (2) 保育所予算に関すること。 (3) 保育所職員の人事、研修等に関すること。 (4) 保育所に係る会計年度任用職員の任用等に関すること。 (5) 給食指導に関すること。 (6) 調理指導に関すること。 (7) 保育所における保健衛生指導に関すること。 (8) 児童の健康管理及び安全対策に関すること。 (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (10) 全国市長会学校災害賠償保険に関すること。 (11) 障害児保育に関すること。 (12) 保育所の整備協議及び施設の維持管理に関すること。 (13) 保育所等関係諸団体に関すること。
保育支援係	(1) 保育所等における保育の実施に関すること。 (2) 支給認定に関すること。 (3) 保育料に関すること。 (4) 民間保育所等の運営費及び施設型給付費に関すること。 (5) 幼児教育・保育の無償化に関すること。 (6) 保育所等関係諸団体に関すること。



区分	1 保育所等への入所	所管係	保育支援係														
制度の概要																	
<p>保育所等（保育所、認定こども園（2号・3号認定分）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所）への入所は、小学校就学前子ども（以下「児童」とする。）の保護者等のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 一月において、60時間以上労働することを常態とすること。          (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。          (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。          (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。          (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。          (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていていること。          (7) 学校教育法に規定する学校等に在学していること、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること。          (8) 児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められること。          (9) 育児休業等をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の児童が、保育所等を利用しておらず、当該育児休業の間に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められること。          (10) 前各号に掲げるもののほか、それらに類するものとして市長が認める事由であること。</p> <p>入所の決定は、保護者の申込みに基づき、保育を必要とする要件が高いと判断される児童から行っている。</p> <p>平成31年4月1日現在の保育所・認定こども園の施設数及び入所定員は、公立7カ所940人、民間19カ所3,020人、合計26カ所3,960人である。</p>																	
(民間保育所等の財源の負担割合)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">子どものための 教育・保育給付費 (国の基準) A</th> <th colspan="2">国基準の保育料 B</th> </tr> <tr> <th>国庫負担</th> <th>1/2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">A - B</td><td>府負担</td><td>1/4</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"></td><td>市負担</td><td>1/4</td></tr> </tbody> </table>				子どものための 教育・保育給付費 (国の基準) A		国基準の保育料 B		国庫負担	1/2	A - B		府負担	1/4			市負担	1/4
子どものための 教育・保育給付費 (国の基準) A		国基準の保育料 B															
		国庫負担	1/2														
A - B		府負担	1/4														
		市負担	1/4														
根拠法令等																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li> <li>◇ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</li> <li>◇ 宇治市保育所条例（昭和28年宇治市条例第8号）</li> <li>◇ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年宇治市規則第19号）</li> </ul>																	

制 度 の 現 況

就学前児童数の推移

(各年 4月 1日現在) (単位:人)

年齢 \ 年度	27	28	29	30	元
0 歳	1,398	1,334	1,246	1,239	1,181
1 歳	1,420	1,454	1,381	1,284	1,305
2 歳	1,514	1,435	1,447	1,390	1,299
3 歳	1,602	1,510	1,455	1,468	1,402
4 歳	1,650	1,612	1,519	1,470	1,479
5 歳	1,660	1,653	1,612	1,518	1,487
合 計	9,244	8,998	8,660	8,369	8,153

定員及び入所児童数の推移

(各年 4月 1日現在)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
定 員	公 立	940 人	940 人	940 人	940 人
	民 間	2,900 人	2,900 人	2,920 人	3,020 人
	計 A	3,840 人	3,840 人	3,860 人	3,960 人
入所児童数 B	3,870 人	3,954 人	3,933 人	3,893 人	3,906 人
充足率 B/A×100	100.8%	103.0%	101.9%	99.1%	98.6%

保育所・認定こども園施設の現況（令和2年4月現在） 別掲

区分	2 民間保育所等に対する助成	所管係	計画係		
<b>制度の概要</b>					
社会福祉法人に対する助成に関する条例及び同施行規則に基づき、社会福祉法人が経営する保育所等の運営、施設整備及び特別保育事業に対し、補助金を交付している。主なものは次のとおりである。					
<b>① 運営費に対する補助</b>					
<b>根拠法令等</b>					
◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和47年宇治市告示第18号）					
(補助金の種類)					
(1) 人件費補助金					
ア 処遇改善補助金 イ 乳児対策補助金 ウ 保育士加配補助金 エ 時間短縮対策補助金 オ 長時間保育補助金					
(2) 給食日数増補助金 (9) 長時間保育運営補助金 (3) 光熱水費補助金 (10) 産休明け保育調理師雇用補助金 (4) 傷害保険補助金 (11) 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約補助金 (5) 保育料徴収補助金 (12) 衛生費補助金 (6) 保育士研修補助金 (13) 修繕費補助金 (7) 被保護家庭児童委託補助金 (14) 副食費徴収免除補助金 (8) 園医手当補助金					
(補助金交付の状況) (各年度決算による)					
年度	27	28	29	30	元
金額(円)	447,590,928	464,160,066	466,935,407	418,523,888	424,760,572

② 施設整備費に対する補助

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市保育所等施設整備補助金交付要項

(制度の内訳)

○交付の対象 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要があると認める者

平成 21 年度から平成 27 年度にあっては、京都府子育て支援特別対策事業費補助金(京都府こども未来基金)により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要があると認める者

平成 28 年度からは、保育所等整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者

○交付額 交付基本額に 4 分の 3 を乗じて得た額及び別に市長が定める額

(補助金交付の状況)

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
金 額 (円)	21,088,125	0	85,098,000	0	0

③ 特別保育事業に対する補助

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市特別保育事業補助金交付要項

(制度の内訳)

○交付の対象事業 ア 延長保育事業 イ 一時預かり事業 ウ 病児保育事業

(補助金交付の状況)

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
金 額 (円)	101,276,600	99,506,061	94,625,943	94,101,799	99,174,837

④ 障害児保育事業に対する補助

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱 (昭和 59 年宇治市告示第 153 号)

(制度の内訳)

○交付の対象 特別児童扶養手当支給対象児童、市長が認定した児童が入所している民間保育所等

(補助金交付の状況)

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
金 額 (円)	59,618,930	74,736,490	75,815,220	74,760,530	81,712,350

区分	3 特別保育対策	所管係	各保育所（園）
① 延長（長時間）保育			
制 度 の 概 要			
<p>京都市内や大阪を通勤圏とする共働き家庭の需要に合わせて、昭和42年7月から公・民全保育所で長時間保育（午前7時30分から午後6時まで）を実施した。昭和44年9月には公立の木幡保育所で延長保育（午後6時までの保育時間を午後7時まで1時間延長）を実施し、平成17年4月からはその他の公立保育所で開所時間の延長（午後6時までの保育時間を午後6時30分まで30分間延長）を実施した。また、令和元年度末現在、全民間保育所・認定こども園で延長保育を実施しており、特に平成15年6月に開所したHana花保育園では夜間の保育ニーズにも対応するため、午後10時までの延長保育を実施している。</p>			
根 抱 法 令 等			
<p>◇ 延長保育事業の実施について            (平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>			
② 乳児保育・産休明け保育			
制 度 の 概 要			
<p>昭和37年5月から、生後6ヵ月以上の乳児保育を実施した。現在は、生後5ヵ月以上の乳児保育を公・民全保育所等で実施している。また、生後2ヵ月以上の産休明け保育は、昭和51年4月に公立保育所で試行開始し、令和元年度末現在は、公立7、民間10の計17保育所・認定こども園で実施している。</p>			
根 抱 法 令 等			
<p>◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和47年宇治市告示第18号）</p>			
③ 障害児保育			
制 度 の 概 要			
<p>保育を必要とする障害児で、保育所等で行う集団保育が可能な児童については、保育所等への入所を行うものとして、昭和44年4月から取り組みを実施した。昭和59年4月からは障害児保育に係る計画及び連絡調整等に従事する障害児保育指導員（非常勤）を保育支援課に配置している。</p>			
根 抱 法 令 等			
<p>◇ 宇治市障害児保育指導員取扱規程（昭和59年訓令甲第6号）</p>			

④ 一時預かり

制 度 の 概 要

保育所等に入所していない就学前児童で、保護者の傷病、入院、看護等により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、保護者の就労等により断続的に家庭での保育が困難な場合に、必要な期間、保育を提供する一般型を、平成4年4月から実施している。加えて、認定こども園等の1号認定児が、教育標準時間を超えて保育を受ける場合に、専任の職員を配置して対応する幼稚園型を、平成29年4月から実施している。

令和元年度末現在は15カ所の民間保育所・認定こども園で実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 一時預かり事業の実施について

(平成27年7月17日雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

⑤ 病児保育

制 度 の 概 要

保育所等に入所中の児童が保育中に体調不良となり、保護者が勤務等で直ちに迎えに来られない場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育所等において当日の緊急的な対応を図る事業で、平成19年度から実施している。令和元年度末現在は10カ所の民間認定こども園で実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 病児保育事業の実施について

(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

区 分

4 保育相談

所管係

管理係

制 度 の 概 要

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、地域住民に対して、乳児・幼児等の保育に関する相談等に応じる。

根 拠 法 令 等

◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

◇ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

# 保 健 推 進 課

係	分掌事務
健康企画係	(1) 妊婦健康診査に関すること。 (2) 母子健康手帳の交付に関すること。 (3) 不妊治療給付事業助成制度に関すること。 (4) 未熟児養育医療の給付等に係る申請を審査し、及び給付等を決定すること。 (5) 乳幼児の予防接種に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
発達支援係	(1) 発達支援に関すること。 (2) 障害児等通園事業に関すること。 (3) 新生児、未熟児その他の乳幼児等の訪問に関すること。
親子健康係	(1) 乳幼児健康診査に関すること。 (2) 妊娠期及び産後における支援に関すること。
各係共通	(1) 保健衛生思想の普及に関すること。 (2) 母子保健に関すること。 (3) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。



区分	1 不妊治療等助成事業	所管係	健康企画係
----	-------------	-----	-------

### 制度の概要

少子化対策の一環として、子を希望しながらも子に恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本市に住所を有する間に不妊治療を受け、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦(事実上婚姻関係にある男女を含む)で健康保険加入者に適用。助成金の額は、宇治市に住所を有している間に受けた不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の1/2の額で助成している。

また、平成23年度より制度が拡充され、保険診療分の助成上限額が3万円から6万円に引き上げられた。さらに、これまでの不妊治療(保険診療分)に加えて、新たに人工授精も対象となり、保険診療分と人工授精を含む治療の医療費の申請の場合、助成上限額が10万円となった。

平成26年11月からは不育治療を新たに助成対象とし、平成26年10月1日以降に受診した治療について、1回の妊娠につき10万円までを限度に、治療等に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成した。

### 根拠法令等

- ◇ 京都府不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱
- ◇ 宇治市不妊治療等助成事業実施要項

### 制度の現況

平成15年7月から事業を開始し、平成15年4月診療分から適用  
令和元年度申請は、355件(実人員 239人)

区分	2 妊婦健康診査事業	所管係	健康企画係
----	------------	-----	-------

### 制度の概要

妊婦の保健管理の向上を図ることを目的として実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診に必要な健康診査券を平成21年度より14回分交付している。(平成20年度までは、5枚の交付)

母子保健法の改正に伴い平成9年度より府から移譲された。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成8年11月20日児発第934号)

### 制度の現況

#### 母子健康手帳発行状況

年 度 区分	27	28	29	30	元
手帳発行数	1,390	1,353	1,312	1,157	1,194
初妊婦数	568	597	528	484	493
初妊婦率(%)	40.9	44.1	40.2	41.8	41.3

区分	3 妊婦歯科健診	所管係	健康企画係
<b>制度の概要</b>			
妊娠中の口腔の健康状態を確保し、健康な妊娠及び安全な分娩と健康な子の出産を支援するため、歯科健診に係る費用の一部を助成することで、健診の受診を推進する。			
(対象者) 本市に住民票のある妊婦で「宇治市妊婦歯科健診受診票」を持っている者			
(費用) 妊婦歯科健診受診票を使用し協力医療機関で受診することで、妊娠期間中に1回無料 協力医療機関以外で受診する場合、健診料を一旦自己負担されたのち、後日、還付請求により助成対象分を返金する。(助成上限額あり)			
<b>根拠法令等</b>			
◇ 母子保健法第13条(昭和40年8月18日法律第141号)			
<b>制度の現況</b>			
平成29年4月から事業を開始(平成29年4月診療分から適用) 令和元年度助成件数 389件(国保に支出更正した33件を含む)			
区分	4 未熟児養育医療給付事業	所管係	健康企画係
<b>制度の概要</b>			
身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療に係る費用の給付を行う。 入院養育にかかる「医療費(医療保険各法の適用範囲内)の患者負担額」及び「食事療養費の患者負担額」について、その自己負担額(食事療養費については標準負担額)を公費負担する。 ただし、室料、貸しあり等の保険対象外は自己負担となる。			
(1) 対象となる医療 ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療 ④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤移送(医療保険により給付を受けることのできない者の移送に限る)			

## (2) 納付の対象

宇治市内に住所を有し、次のいずれかの症状に該当するもので、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めた乳児（1歳未満）。

①出生時体重 2,000 グラム以下のもの

②生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態	①運動不安、けいれんがあるもの ②運動が異常に少ないもの
イ 体温	摂氏 34 度以下のもの
ウ 呼吸器 循環器系	①強度のチアノーゼが持続するもの ②チアノーゼ発作を繰り返すもの ③呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるもの ④呼吸数が毎分 30 以下のもの ⑤出血傾向の強いもの
エ 消化器	①生後 24 時間以上排便がないもの ②生後 48 時間以上、嘔吐が持続しているもの ③血性吐物があるもの ④血性便があるもの
オ 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

## (3) 納付の対象期間

乳児（1歳未満）の期間のみ認定の対象

※1歳を越えた者については、他の福祉医療の対象となる。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）

### 制度の現況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業実施。

給付に係る申請の審査及び決定等を実施している。自己負担金等の徴収は年金医療課で実施している。

年 度	27	28	29	30	元
給付決定児数（人）	55	51	38	52	29

区分	5 予防接種事業			所管係	健康企画係			
制度の概要								
<p>予防接種法で定められた疾病のうち、予防接種法施行令で決められた接種年齢枠内の者に対して、予防接種（定期予防接種）を行っている。接種には集団予防接種（BCG）と個別予防接種があり、集団予防接種は健やかセンターにて実施し、個別予防接種は、宇城久管内の医療機関と京都市南部の一部協力医療機関で実施している。</p> <p>感染症予防のために行われる予防接種は、平成 13 年 11 月 7 日に予防接種法の改正があり、対象疾病が「一類疾病」と「二類疾病」に類型化され、平成 25 年に一類、二類疾病という呼称は、A 類、B 類疾病に改正された。A 類疾病は百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・水痘・B 型肝炎である。</p> <p>なお、令和元年 7 月 1 日より骨髄移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が任意で再度、予防接種を受ける場合に要する費用の助成を行っている。</p>								
根拠法令等								
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）</li> <li>◇ 予防接種法施行令（昭和 23 年 7 月 31 日政令第 197 号）</li> <li>◇ 宇治市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度実施要項（令和元年 7 月 1 日施行）</li> <li>◇ 骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）</li> </ul>								
令和 2 年 4 月現在								
	種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法			
接種集団	BCG	生後 1 歳未満 (接種推奨月齢) 生後 6 か月		1 回	推奨月に接種。 対象生まれ月の実施日に来られない場合は、1 歳未満の別日に接種。			
個別接種	不活化ポリオ (IPV)	生後 3 か月以上 90 か月未満	初回	3 回	各回の間は 20~56 日までの間隔をおいて接種。			
			追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12~18 か月までの間隔をおいて接種。			
	4 種混合 (DPT-IPV) ※1	生後 3 か月以上 90 か月未満	1 期 (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ)	初回	3 回			
			追加	1 回	各回の間は 20~56 日までの間隔をおいて接種。			
	3 種混合 (DPT) ※1	生後 3 か月以上 90 か月未満	1 期 (ジフテリア 百日せき 破傷風)	初回	3 回			
			追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12~18 か月までの間隔をおいて接種。			
	2 種混合 (DT)	11 歳以上 13 歳未満	2 期 (ジフテリア・破傷風)	1 回	※2			
	麻しん風しん 混合 (MR)	生後 12 か月以上 24 か月未満	1 期	1 回				
		小学校就学前の 1 年間	2 期	1 回				
日本脳炎 ※3	生後 36 か月以上 90 か月未満 ※b 標準年齢	1 期	初回	2 回	初回、1 回目と 2 回目の間は 6~28 日までの間隔をおいて接種。追加は初回（2 回目）の終了からおおむね 1 年の間隔をおいて接種。			
			追加	1 回				
	9 歳以上 13 歳未満	2 期		1 回				

	種目	対象年齢※a			回数	標準的な接種方法
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27~56 日（医師が認める場合は 20 日）の間隔をおいて接種。（初回（3 回目）までの接種は 1 歳未満に行う。）
			追加	1 回		初回（3 回目）終了後、7~13 か月までの間隔をおいて接種。
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27~56 日（医師が認める場合は 20 日）の間隔をおいて接種。（初回（2 回目）までの接種は 1 歳未満に行う。）
				追加	1 回	初回（2 回目）終了後、7~13 か月までの間隔をおいて接種。
	小児用 肺炎球菌 (13 個)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。 (初回（3 回目）までの接種は 1 歳未満に行う。)
			追加	1 回		生後 1 歳以降、初回（3 回目）終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。（標準として 12~15 か月の間に行う。）
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。 (初回（2 回目）までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	生後 1 歳以降、初回（2 回目）終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。（標準として 12~15 か月の間に行う。）
			(初回接種開始) 1 歳以上 2 歳未満		2 回	各回の間は 60 日以上の間隔をおいて接種。
			(初回接種開始) 2 歳以上 5 歳未満		1 回	
	水痘	生後 12 か月以上 36 か月未満			2 回	生後 12 か月~15 か月に至るまでに 1 回目の接種を行い、6~12 か月までの間隔をおいて 2 回目を接種。
	B 型肝炎	1 歳未満			3 回	1 回目は生後 2 か月以降に接種。 2 回目は 27 日以上の間隔をおいて接種。 3 回目は、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおいて接種。

※a 対象年齢=法律で定められた接種年齢

※b 標準年齢=対象年齢の中でも国が接種を奨める望ましい年齢

※1 4 種混合ワクチンは、3 種混合と不活化ポリオを合わせたワクチン。3 種混合ワクチンやポリオワクチンを必要回数接種した方は、4 種混合ワクチンを接種する必要はない。

※2 4 種混合または 3 種混合ワクチン接種の基礎免疫（1 期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※3 平成 25 年 4 月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成 7 年 4 月 2 日生～平成 19 年 4 月 1 日生）は、20 歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できる。また、平成 19 年 4 月 2 日生～平成 21 年 10 月 1 日生で、3 歳以上 7 歳 6 か月未満の間に 1 期が終了していない場合は、9 歳以上 13 歳未満の間は、定期接種として 1 期の不足分を接種することができる。

※4 接種開始年齢によって、接種回数が異なる。

制 度 の 現 況

接種者数の推移

(単位：人)

種 別	年 度		27	28	29	30	元	
	B	C	G	1,340	1,318	1,221	1,256	1,005
ポ リ オ								
不 活 化 ポ リ オ				301	133	72	21	6
4 種 混 合				5,523	5,376	5,104	5,072	4,494
3 種混合	1	期 追 加		14	0	0	0	0
2 種混合	2	期		1,036	972	962	1,119	1,233
麻しん・風しん混合				2,928	2,849	2,785	2,715	2,601
麻 し ん				0	0	0	1	0
風 し ん				0	0	0	0	0
日 本 脳 炎				6,340	6,153	5,734	7,048	6,526
ヒ ブ				5,419	5,209	4,950	4,944	4,300
小児用肺炎球菌				5,430	5,230	4,965	4,964	4,387
水 痘				3,054	2,547	2,431	2,458	2,384
B 型 肝 炎					2,082	3,694	3,650	3,191

※ 接種者数については市外還付分を含む。

※ 健やかセンターで実施の BCG は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月中止。

区分	6 風しん予防接種助成事業	所管係	健康企画係
----	---------------	-----	-------

### 制度の概要

風しんウイルスによる風しんを予防するとともに、先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しん単独（R）ワクチン及び麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種にかかる費用の一部を助成する。

#### （1）助成対象者

接種日現在、宇治市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

- ①妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。
- ②妊娠をしている女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。

ただし、妊娠をしている女性の抗体価が低い場合とする。

#### （2）助成額

予防接種に要した費用の3分の2（百円に満たない金額は切り捨て）とし、1人につき1回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援を受けている者
- (3) 市町村民税非課税世帯に属する者

### 根拠法令等

- ◇ 令和2年度宇治市風しん予防接種助成事業実施要項（令和2年4月1日施行）
- ◇ 京都府風しん予防接種助成事業実施要領（令和2年4月1日施行）

### 制度の現況

#### 風しん予防接種助成状況

年度	27	28	29	30	元
助成者数（人）	71	74	66	205	116

※平成25年度に限り、風しんの流行拡大に対応し、風しん予防接種緊急対策事業として、19歳以上の市民を助成対象に実施した。

区分	7 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	所管係	発達支援係
<b>制度の概要</b>			
<p>すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。</p>			
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）</li> <li>◇ 宇治市乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業実施要項（平成 24 年 4 月 1 日施行）</li> </ul>			
<b>制度の現況</b>			
<p>平成 24 年 7 月から事業を開始      対象家庭への訪問は、市内の特定非営利活動法人へ委託している。      令和元年度訪問件数 363 件</p>			
区分	8 発達相談	所管係	発達支援係
<b>制度の概要</b>			
<p>乳幼児健診、乳幼児相談、家庭訪問等により、身体的、精神的発達面に課題があると思われる乳幼児、または保護者から発達上の訴えで相談のあった乳幼児に対して、発達相談員が発達診断及び保護者への助言指導を行っている。</p>			
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について          （平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）</li> <li>◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱          （平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）</li> <li>◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）</li> </ul>			

### 制 度 の 現 況

#### 発達相談実施状況

年 度 区 分	27	28	29	30	元
開 設 数	895	761	714	706	715
相 談 件 数	1,142	1,131	1,110	1,029	1,061
内 訳	初 来	306	340	278	313
	率	26.8	30.1	25.0	30.4
	再 来	836	791	832	716
	率	73.2	69.9	75.0	69.6
					71.3

※ 平成 28 年度以降の開設数は発達相談を受けた実人数

区 分	9 親子あそびの教室	所管係	発達支援係
-----	------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

子どもへのかかわり方の不十分な親、さらには遊びを知らない子どもや、このまま放置すると精神面・情緒面の発達に課題を残すおそれがある子どもに対して、具体的な遊びの場の体験により、いきいきと遊べる子どもと、自信を持って子どもと関われる親になってもらうための支援を目的として実施している。

### 根 抱 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号)
- ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱  
(平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正)

### 制 度 の 現 況

#### 親子あそびの教室実施状況

年 度 区 分	27	28	29	30	元
実 施 回 数	62	62	62	62	62
処 遇 実 人 員	77	80	70	66	77
参 加 延 人 数	653	651	583	518	598

区分	10 幼児期後期フォロー教室	所管係	発達支援係
----	----------------	-----	-------

### 制度の概要

発達障害、またはその疑いのある幼児に対して、個別指導、集団指導を通してその発達課題と手立てを明確にし、集団の中での関わり方や保護者の理解を促し、適切な対応が出来るように支援する。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号)
- ◇ 発達障害者支援法(平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号)

### 制度の現況

#### 幼児期後期フォロー教室実施状況

年度 区分	27	28	29	30	元
実施回数	38	38	38	38	38
処遇実人員	28	28	28	27	28
参加率 (%)	89.1	94.9	86.0	93.6	90.4
参加延人数	188	210	184	191	189

区分	11 障害児等通園事業	所管係	発達支援係 (自立支援係)
----	-------------	-----	------------------

### 制度の概要

心身障害児等の育成を助長するため、児童福祉法の精神に基づき、宇治市に居住する知的障害、肢体不自由等の障害のある幼児又は将来障害のおそれのある幼児のうち、通園による指導になじむ、おおむね 2 歳以上就学前の幼児で、保護者の同伴により通園できる者の指導等を行う。

#### (事業内容)

障害児等に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練等を行う。  
また、障害児等の保護者に対し、家庭での養育の方法や関わり方等の指導及び援助を行う。

#### (通園事業の運営)

指定障害福祉サービス事業所である宇治福祉園「みんなのきしゅしゅ」、かおり福祉会「かおり之園」、アジール舎「児童デイころぼっくる」及び不動園「子ども発達さぽーとセンターあゆみ園」に通園事業補助金を交付している。

※ 「児童デイころぼっくる」は平成 20 年 4 月より、「子ども発達さぽーとセンターあゆみ園」は平成 23 年 4 月より、児童発達支援事業所として、療育を開始した。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ◇ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則（平成 15 年宇治市規則第 22 号）
- ◇ 宇治市障害児等通園事業費補助金交付要項

### 制 度 の 現 況

#### 事業の状況

(各年度決算額)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
通 園 児 数 (人)	200	197	210	210	222
事 業 補 助 金 (千円)	30,374	26,443	24,128	22,430	24,328

(平成 18 年度に障害福祉課障害福祉係より移管)

### 区 分

### 12 親子サポート事業

所管係

発達支援係

### 制 度 の 概 要

障害児等通園事業の申請をして、定員オーバーのため待機になった児の発達支援と保護者の不安を軽減するために、適切な場の提供を行い支援する。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）

### 制 度 の 現 況

平成 23 年度以後は、待機児童がいなかつたため、実施していなかつたが、令和元年度は待機児童がいたため実施した。

(平成 18 年度に障害福祉課障害福祉係より移管)

区分	<b>13 未熟児訪問指導事業</b>	所管係	発達支援係
----	---------------------	-----	-------

### 制度の概要

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。そのため特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高い。

このため、家庭訪問を通じて、養育支援の必要な家庭を早期かつ的確に把握し、未熟児のすこやかな成長を支援するとともに、親への重点的支援を行うことを目的とし、訪問を実施している。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 未熟児養育事業の実施について（昭和62年7月31日児発第668号児童家庭局通知）

### 制度の現況

平成25年4月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業開始

年 度	27	28	29	30	元
訪問件数（件）	148	139	118	138	86
うち宇治市外で里帰り等の人の訪問件数	21	10	11	8	7

区分	<b>14 新生児訪問指導事業</b>	所管係	発達支援係
----	---------------------	-----	-------

### 制度の概要

新生児出生通知書・電話・窓口等で申出のあった新生児と産婦に対し、地区担当保健師や助産師が家庭訪問を行い、生活指導、保健指導等を行っている。

出生後の最も不安の高い時期に地区担当保健師や助産師が訪問することで、育児不安の緩和や早期からの育児相談窓口として位置付けられる。また、保健事業を普及・啓発し、安心して子育てが出来るよう支援している。

平成9年度より、母子保健法の改正で府から市へ移管され実施している。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 妊産婦及び新生児に対する訪問指導等の実施について  
(児童家庭局長通知 平成10年4月8日児発第286号)

## 制度の現況

### 新生児訪問指導実施状況

区分	年 度	27	28	29	30	元
出 生 数	1,351	1,242	1,245	1,195	1,069	
初 妊 婦 数	568	597	528	484	493	
新生児訪問申請数	734	761	727	677	643	
家庭訪問数	651	688	679	640	596	
電話応対数	79	71	46	36	45	
そ の 他 ※	4	2	2	1	2	

※ 他市町で新生児訪問を受けた人等

## 区分

### 15 妊婦面談事業

## 所管係

## 親子健康係

## 制度の概要

妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目ない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に出産や子育てに明るい未来を感じてもらえるように、母子健康手帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の提供を目的として実施している。また、妊娠期における栄養・休養・心身のケア等について正しい知識及び子育て制度の普及啓発を行い、健やかな出産に向けての準備を促す。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産前から支援を行うことで心身の健康の保持増進及び虐待を積極的に予防する。（平成30年6月より実施）

### （対象者）

本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族

### （事業内容）

#### （1）妊婦面談

母子健康手帳交付時、「宇治子育て情報誌」や本市オリジナルテキスト「新しい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育て期に係る情報提供に加え、新たに保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な情報提供、保健指導を行うとともに相談に対応する。

#### （2）支援プランの作成

妊娠期から産後にわたる課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを作成する。

#### （3）ネウボラセットの配付

本市の福祉の発展と充実のために寄せられた寄付金を原資とする「福祉未来基金」を活用し、フィンランド発祥の総合的な子育てサービスを意味する「ネウボラ」にちなんだ名称で、父子健康手帳や赤ちゃん用品などを「ネウボラセット」として配付する。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号)
- ◇ 子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 5 号）

### 制 度 の 現 況

令和元年度妊婦面談件数 1,222 件

区 分	<b>16 妊娠・産後支援事業</b>	所管係	親子健康係
-----	---------------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及を図るとともに、妊娠婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職による相談支援を行い、家庭や地域での妊娠婦等の孤立感の解消を図り、心身の健康及び虐待を積極的に予防することを目的として実施している。

平成 30 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、市民ニーズを踏まえた新たな施策展開を行うため、これまでの乳幼児相談事業とパパママスタート事業を統合した。

#### (1) 妊婦訪問

助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施。

#### (2) パパママ教室

##### ①ハッピーマタニティクラス

妊娠中の食事やお口のケアについての講義並びに、助産師との交流や妊婦体操の体験等を実施。

##### ②おいしい！たのしい！クッキング！

妊娠中に必要な栄養素について調理実習をしながら学べる教室を開催し、栄養素に関するミニ講話を実施。

##### ③これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

妊娠中期以降の方を対象に、産後のママのための栄養のお話、赤ちゃんのお着替えやミルクのつくり方等の講義や実習を行う。（夫婦だけではなく、祖父母の参加も可能）

##### ④パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～

赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、妊婦体験スーツの試着、精神科医による「妊娠婦のこころの話」の講義等を実施。

#### (3) 産後のママのための育児相談会

産後のママ同士の交流タイムの他、妊婦との交流及び、助産師や保健師による育児相談を実施している。また、赤ちゃんの計測、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などのミニ講話を個別相談を実施。

対 象 生後 2~6 か月までの赤ちゃんとママ

(4) ママのためのおはなし会

妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施。赤ちゃんの計測、個別相談も実施している。

対象 16週以降の妊婦または6か月未満の赤ちゃんとその保護者

(5) 乳幼児相談

毎月、育児や子どもの食事・発達等の相談を実施。

対象 生後2か月から就学前の子どもと保護者

内容 身体計測、身体観察、育児相談、栄養相談、発達相談

根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号）

制度の現況

(1) 妊婦訪問

年度	27	28	29	30	元
訪問件数(件)	36	40	50	40	50

(2) パパママ教室

①ハッピーマタニティクラス

年 度 区 分	30	元
開催数	18	16
受講者数	104	78

②おいしい！たのしい！クッキング！

年 度 区 分	27	28	29	30	元
開催数	12	12	12	12	10
受講者数	188	172	142	118	86

③これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

年 度 区 分	30	元
開催数	6	6
受講者数	145	149

(4) パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～

年 度 区 分	27	28	29	30	元
開 催 数	12	12	12	12	11
受 講 者 数 (組数)	219 (106)	231 (115)	243 (123)	238 (120)	235 (114)

(3) 産後のママのための育児相談会

年 度 区 分	30	元
開 催 数	18	16
受 講 者 数	157	138

(4) ママのためのおはなし会

年 度 区 分	30	元
開 催 数	10	10
受 講 者 数	193	287

(5) 乳幼児相談

年 度 区 分	27	28	29	30	元
回 数	65	64	65	65	61
来 所 児 数	1,799	1,929	1,997	2,167	1,790
相談児数(乳児)	830	962	1,143	1,217	888
相談児数(幼児)	969	967	854	913	902
要 指 導 児 数	167	140	154	128	93

※ 平成30年度より市外の来所児を含む。

※ 妊婦訪問以外は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月中止。

区分	17 産後ケア事業	所管係	親子健康係										
<b>制度の概要</b>													
<p>産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。（令和元年7月より順次実施）</p>													
<p><b>(事業内容)</b></p> <p>(1) 宿泊型 医療機関や助産所にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供する。</p> <p>(2) 日帰り型 市内の旅館や民宿にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供する。</p> <p>(3) 訪問型 母子の居宅において、心身のケア、育児の支援、その他家事支援等の必要な支援を行う。</p>													
<b>根拠法令等</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）</li> <li>◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li> <li>◇ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 別記2 産後ケア事業運営要綱 (平成17年8月23日雇児発第0823001号)</li> <li>◇ 子ども子育て支援交付金の交付について</li> <li>◇ 宇治市産後ケア事業実施要項</li> </ul>													
<b>制度の現況</b>													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和元年度 利用実人数</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">29人</td> </tr> <tr> <td>利用延べ人数</td> <td style="text-align: right;">宿泊型 11人（延べ38日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">訪問型（助産師） 13人（延べ19日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">訪問型（介護福祉士） 17人（延べ114日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">日帰り型 11人（延べ17日）</td> </tr> </table>				令和元年度 利用実人数	29人	利用延べ人数	宿泊型 11人（延べ38日）		訪問型（助産師） 13人（延べ19日）		訪問型（介護福祉士） 17人（延べ114日）		日帰り型 11人（延べ17日）
令和元年度 利用実人数	29人												
利用延べ人数	宿泊型 11人（延べ38日）												
	訪問型（助産師） 13人（延べ19日）												
	訪問型（介護福祉士） 17人（延べ114日）												
	日帰り型 11人（延べ17日）												

区分	18 3か月児健康診査	所管係	親子健康係
----	-------------	-----	-------

### 制度の概要

3~4か月児を対象に、乳児期初期に先天的あるいは周産期、新生児期に何らかの原因で起こった身体、精神面の疾病、異常等を早期に発見することにより、適切な指導を行い、乳児期の健全な成長発達を図ると共に生活、栄養等の相談に応じ、保護者の育児不安の軽減につとめることを目的として、月3~4回健やかセンターで実施している。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について  
(平成10年4月8日児発第285号)

### 制度の現況

#### 3か月児健診の状況

区分	年度	27	28	29	30	元
対象児数		1,351	1,301	1,251	1,261	1,009
受診児数率(%)		1,341 99.3	1,286 98.8	1,247 99.7	1,239 98.3	973 96.4
受診結果	異常なし率(%)	856 63.8	773 60.1	772 61.9	786 63.4	638 65.6
	要観察率(%)	387 28.9	406 31.6	387 31.1	341 27.5	249 25.6
	要医療率(%)	14 1.0	4 0.3	30 2.4	13 1.0	6 0.6
	要精検率(%)	84 6.3	103 8.0	58 4.7	99 8.0	80 8.2

※ 要観察の中に管理中を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月中止。

区分	19 10か月児健康診査	所管係	親子健康係
----	--------------	-----	-------

### 制度の概要

10か月児は乳児期から幼児期への移行期にあたり、運動機能と精神機能に著しい進歩がみられる時期である。健診を実施することにより、疾病又は異常（疑いを含む）の発見、運動・精神の発達状況を把握し適切な指導を行い、もって乳児の健やかな成長を援助することを目的として、月3回健診と、月1回経過健診を平成6年度から健やかセンターで実施した。

平成9年4月から、母子保健法の改正にあわせて、10か月児健診を宇治久世医師会・小児科医師へ委託による個別健診として実施している。また、月1回の経過健診は二次健診とし、健やかセンターにおいて小児神経専門医師及び発達相談員等の体制で実施している。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

### 制度の現況

#### 10か月児健診状況

年 度		27	28	29	30	元
区 分						
対 象 児 数		1,412	1,346	1,284	1,260	1,238
受 診 児 数 率 (%)		1,361 96.4	1,268 94.2	1,224 95.3	1,211 96.1	1,160 93.7
受 診 結 果	異常なし 率 (%)	918 67.5	946 74.6	895 73.1	881 72.7	897 77.3
	要観察 率 (%)	416 30.6	296 23.3	312 25.5	314 25.9	249 21.5
	要医療 率 (%)	3 0.2	2 0.2	2 0.2	5 0.4	4 0.3
	要精検 率 (%)	24 1.8	24 1.9	15 1.2	11 0.9	10 0.9

※ 要観察の中に管理中を含む。

10か月児経過健診状況

区分	年 度					
		27	28	29	30	元
予 約 児 数		159	125	135	101	95
受 診 児 数		145	116	128	93	88
受 診 結 果	異常なし	34	31	28	27	15
	要観察	79	60	74	44	51
	要医療	0	1	0	0	0
	要精検	32	24	26	22	22
	再経過健診(再掲)	67	54	68	38	38

※ 要観察の中に管理中を含む。

区分	20 1歳8か月児健康診査	所管係	親子健康係
----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

幼児期早期に、運動機能、視・聴覚、精神発達等に問題を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、問題の固定化や二次的障害の発生を予防し、問題を軽減する。歯科診察・歯磨き指導等により、う歯の予防をする。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことにより、保護者の育児不安を軽減解消することで育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月3~4回、健やかセンターで実施している。

平成9年度より、健診時期を1歳6か月から1歳8か月に変更した。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制 度 の 現 況

1歳8か月児健診状況

年 度 区 分		27	28	29	30	元
対 象 児 数		1,460	1,400	1,365	1,272	1,241
受 診 児 数 率 (%)		1,396 95.6	1,347 96.2	1,328 97.3	1,251 98.3	1,184 95.4
受 診 結 果	異 常 な し 率 (%)	772 55.3	775 57.5	745 56.1	677 54.1	655 55.3
	要 觀 察 率 (%)	459 32.9	414 30.8	452 34.0	432 34.5	404 34.2
	要 医 療 率 (%)	10 0.7	9 0.7	4 0.3	1 0.1	5 0.4
	要 精 檢 率 (%)	155 11.1	149 11.1	127 9.6	141 11.3	120 10.1

※ 要観察の中に管理中を含む。

1歳8か月児歯科健診状況

年 度 区 分		27	28	29	30	元
対 象 児 数		1,460	1,400	1,365	1,272	1,241
受 診 児 数 率 (%)		1,396 95.6	1,347 96.2	1,328 97.3	1,251 98.3	1,184 95.4
う歯の 状況	う歯無 率 (%)	1,375 98.5	1,330 98.7	1,298 97.7	1,229 98.2	1,162 98.1
	う歯有 率 (%)	21 1.5	17 1.3	30 2.3	22 1.8	22 1.9
う歯の数		58	44	98	60	50
う歯の1人当たりの数		2.8	2.6	3.3	2.7	2.3
歯の状態異常		82	81	73	65	36
軟組織異常数		23	69	39	39	36

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月2回目以降中止

区分	21 3歳児健康診査	所管係	親子健康係
----	------------	-----	-------

### 制度の概要

幼児期後期に、小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・視聴覚・発達等の検査等を実施し、総合的に発育状況を判断してその結果に基づき受診勧奨などの必要な指導を行っている。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことによって、保護者の育児不安を軽減解消することにより育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月3~4回、健やかセンターで実施している。

平成9年度から母子保健法の改正によって府から市へ事業移管された。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成8年11月20日児発第934号)
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

### 制度の現況

#### 3歳児健診受診状況

区分 年度	対象児数 (人)	受診児数 (人)	率 (%)	受診結果				医療機関紹介件数
				異常なし	要観察	要医療	要精検	
27	1,578	1,509	95.6	763	396	5	345	324
28	1,447	1,380	95.4	683	395	8	294	269
29	1,470	1,411	96.0	657	459	3	292	277
30	1,424	1,389	97.5	658	456	3	272	275
元	1,280	1,237	96.6	642	357	4	234	224

※ 要観察の中に管理中を含む。

#### 3歳児歯科健診状況

区分 年度	対象児数 (人)	受診児数 受診率(%)	う歯の状況		う歯型別状況			う歯の数		不正咬合のある歯						
			無	有	A型	B型	C型	総数	1人の数	a	b	c	d	e	f	計
27	1,578	1,507 95.5	1,191 79.0	316 21.0	225	72	17	1,003	3.2	75	27	30	33	3	48	216
28	1,447	1,378 95.2	1,154 83.7	224 16.3	162	52	10	732	3.3	87	18	27	33	1	41	207
29	1,470	1,410 95.9	1,174 83.3	236 16.7	165	62	9	718	3.0	80	25	21	37	0	80	243
30	1,424	1,386 97.3	1,163 83.9	223 16.1	146	63	14	773	3.5	60	21	29	39	0	65	214
元	1,280	1,237 96.6	1,056 85.4	181 14.6	123	45	13	676	3.7	54	20	42	31	2	45	194

※ a…反対咬合 b…上顎前突 c…開咬 d…叢生 e…正中離開 f…その他

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月中止

区分	22 離乳食教室	所管係	親子健康係
----	----------	-----	-------

### 制度の概要

平成 20 年度まで、4~6 か月児の母親等を対象に実施していたが、平成 21 年度より対象者を 5 か月児の母親等に変更し、月齢に応じた離乳食実習の充実や育児不安の緩和を目的に、離乳食の形態、薄味調理法等について具体的に実習を行っている。毎月 1 回、健やかセンターで開催している。

### 根拠法令等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

### 制度の現況

#### 離乳食教室実施状況

年度 区分	27	28	29	30	元
開催回数	12	12	12	12	11
受講者数※	224	242	224	266	180
1回当たり平均受講者数(人)	19	20	19	22	16

※ 父、祖父母を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月中止。

区分	23 はじめての絵本ふれあい事業	所管係	親子健康係
----	------------------	-----	-------

### 制度の概要

親子が絵本を介してふれあうことにより、子育て支援の一環として、子育てが楽しくなるきっかけづくりとするため、平成 14 年 4 月から 3 か月児健診を受けたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、メッセージを添えて絵本等を配布し、健診会場では、中央図書館、中央図書館おはなしサークルの協力による、絵本の読み聞かせを通して、ふれあいのひとときを体験してもらっている。さらに、1 歳 8 か月児健診では、フォローアップ活動を実施している。

### 制度の現況

年度 受診者数	27	28	29	30	元
3 か月児健診	1,341	1,286	1,247	1,239	973
1 歳 8 か月児健診	1,396	1,347	1,328	1,251	1,184

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月中止

区分	24 家庭訪問指導	所管係	健康企画・発達支援・ 親子健康係
----	-----------	-----	---------------------

### 制度の概要

乳幼児健診・相談等で要経過観察となった子ども及び、保護者から訪問依頼のあった場合は、各家庭に保健師が訪問し、家族との人間関係を作り、地域や家庭の環境の実情を把握しながら、各家庭に応じた実際的な指導を行う。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
(平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号)

### 制度の現況

保健師の家庭訪問によるフォロー状況

区分	年度	27	28	29	30	元
		訪問実人員	8	7	7	6
障害児	延訪問回数	16	11	9	10	14
	訪問実人員	660	671	693	614	574
乳児	延訪問回数	758	724	724	685	607
	訪問実人員	259	232	175	197	198
幼児	延訪問回数	314	258	198	222	236
	訪問実人員	927	910	875	817	780
計	延訪問回数	1,088	993	931	917	857

# 健 康 生 き が い 課

係	分掌事務
健康づくり係	(1) 保健衛生思想の普及に関すること。 (2) 健康増進法(平成14年法律第103号)に関すること。 (3) 保健対策に係る総合計画に関すること。 (4) 保健対策に係る連絡調整に関すること。 (5) 食育の推進に関すること。 (6) 健康づくりの推進に関すること。 (7) 各種がん・結核検診等に関すること。 (8) 予防接種に関すること。 (9) 休日急病診療所に関すること。 (10) 健やかセンターの管理及び運営に関すること。 (11) 歯科サービスセンターに関すること。 (12) 病院群輪番制病院運営事業に関すること。 (13) 献血に関すること。 (14) 感染症及び食中毒に関すること。 (15) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 (16) その他成人保健に関すること。
生きがい振興係	(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関すること。 (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関すること。 (3) 高齢者の生きがい対策事業に関すること。 (4) 在宅要援護高齢者対策事業に関すること。 (5) 家族介護支援対策事業に関すること。 (6) 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関すること。 (7) 地域福祉センター等の管理及び運営に関すること。 (8) その他高齢者在宅福祉サービスに関すること。
地域介護包括ケア推進・予防アドバンス係	(1) 介護予防に関すること。 (2) 保健衛生思想の普及に関すること。 (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。 (4) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 (5) 権利擁護制度に関すること。 (6) 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関すること。 (7) 地域包括ケアの推進に関すること。 (8) 在宅介護・医療連携に関すること。 (9) 認知症地域支援事業に関すること。 (10) 健康増進法に基づく訪問指導に関すること。



区分	1 保健・消防センター	所管係	健康づくり係																		
<b>制度の概要</b>																					
<p>平成 15 年 11 月、保健・消防センター(うじ安心館)として開設。(平成 14 年 11 月に一部開設) 健やかセンターを 3 階の一部・4 階及び 5 階の一部に、休日急病診療所・歯科サービスセンターを 5 階に配置し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの総合的な支援と市民の保健福祉の増進を図る。</p>																					
<b>根拠法令等</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市健やかセンター条例（平成 14 年宇治市条例第 22 号） 昭和 54 年宇治市条例第 13 号(制定)</li> <li>◇ 宇治市休日急病診療所条例（昭和 54 年宇治市条例第 12 号）</li> <li>◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）</li> </ul>																					
施設の概要																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">単独併設の別</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">建物の構造</th> <th style="text-align: center;">保健側面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター</td> <td style="text-align: center;">併 設 消防・防災</td> <td style="text-align: center;">宇治市宇治 下居 13 - 2</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造 5 階建</td> <td style="text-align: center;">床延 3,573.32 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				名 称	単独併設の別	所 在 地	建物の構造	保健側面積	休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併 設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 m <sup>2</sup>								
名 称	単独併設の別	所 在 地	建物の構造	保健側面積																	
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併 設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 m <sup>2</sup>																	
<b>区分</b>																					
2 歯科サービスセンター		所管係	健康づくり係																		
<b>制度の概要</b>																					
<p>昭和 63 年 6 月 1 日から京都府宇治久世歯科医師会及び(公社)京都府歯科衛生士会の協力を得て、心身障害児に対する歯科診療を開始した。</p> <p>対象者は、市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当の交付を受けている者。(平成 19 年 4 月に「18 歳未満」という制限をなくした。)</p> <p>診療内容は、口腔内諸疾患の治療及び予防処置、口腔衛生指導並びに歯科相談。</p>																					
<b>根拠法令等</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）</li> </ul>																					
<b>制度の現況</b>																					
<p>(利用状況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度 区 分</th> <th style="text-align: center;">27</th> <th style="text-align: center;">28</th> <th style="text-align: center;">29</th> <th style="text-align: center;">30</th> <th style="text-align: center;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">診療日数(日)</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受診者数(延人數)</td> <td style="text-align: center;">349</td> <td style="text-align: center;">352</td> <td style="text-align: center;">364</td> <td style="text-align: center;">352</td> <td style="text-align: center;">318</td> </tr> </tbody> </table>				年 度 区 分	27	28	29	30	元	診療日数(日)	52	52	51	51	50	受診者数(延人數)	349	352	364	352	318
年 度 区 分	27	28	29	30	元																
診療日数(日)	52	52	51	51	50																
受診者数(延人數)	349	352	364	352	318																

区分	3 休日急病診療所	所管係	健康づくり係
----	-----------	-----	--------

### 制度の概要

診療科目	内科・小児科・歯科
診療日	日曜、祝日及び振替休日、年末年始(12月31日～1月3日) ただし、歯科は、12月29日、30日も診療
受付時間	(内科・小児科) 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時30分 (歯科) 午前9時30分～11時30分、午後1時～2時30分
医療体制	(一社) 宇治久世医師会、京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世薬剤師会及び(公社) 京都府歯科衛生士会に診療を委託 医師1人、看護師1人、歯科医師1人、歯科衛生士1人、薬剤師1人 (年末年始等2人体制) 事務職員3人

### 根拠法令等

- ◇ 宇治市休日急病診療所条例(昭和54年宇治市条例第12号)
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例施行規則(昭和54年宇治市規則第21号)

### 制度の現況

#### 休日急病診療所の利用状況

区分	年度		27	28	29	30	元
	診療日数	医科(日)	70	70	70	72	75
受診患者総数(人)		72	72	72	73	76	
科目別受診者	医科(人)	1,543	1,980	2,600	2,041	1,988	
	歯科(人)	513	448	472	501	635	
地域別受診者	宇治市(人)	1,683	2,023	2,551	2,075	2,090	
	その他(人)	373	405	521	467	533	

区分	4 献血推進事業	所管係	健康づくり係
----	----------	-----	--------

### 制度の概要

献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、地域住民の健康の保持及び向上等を推進する。

### 根拠法令等

◇ 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)

### 制度の現況

献血の基準 (平成23年4月1日改定)	400ml	200ml
年齢	男性 17歳～69歳 ※ 女性 18歳～69歳 ※	16歳～69歳 ※
体重	男女とも 50kg以上	男性 45kg・女性 40kg以上
最高血圧	90mmHg以上	
血色素量	男性 13.0g/dL以上 女性 12.5g/dL以上	男性 12.5g/dL以上 女性 12.0g/dL以上
年間献血回数	男性 3回以内 女性 2回以内	男性 6回以内 女性 4回以内
年間献血総量	400mlと200ml献血を合わせて男性は1,200ml以内 女性は 800ml以内	
献血間隔	男性 12週間 女性 16週間	男女とも 4週間

※ 65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60歳から64歳の間に献血経験がある方に限っています。

### 実施状況

年度 区分	27	28	29	30	元
実施回数	11回	10回	10回	10回	10回
採血者	592人	628人	616人	616人	635人
400ml	571人	605人	595人	599人	621人
200ml	21人	23人	21人	17人	14人

区分	5 骨髓ドナー助成事業	所管係	健康づくり係												
<b>制度の概要</b>															
<p>移植に用いる骨髓・末梢血幹細胞(以下「骨髓等」)の適切な提供の推進を図り、骨髓等移植を推進するため、公益財団法人日本骨髓バンク(以下「骨髓バンク」という。)が行う骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する事業)において骨髓等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。</p>															
<p>(助成対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成28年4月1日以降に(公財)日本骨髓バンクを介して骨髓等を提供された方</li> <li>②骨髓等の提供を行った日に宇治市内に住所を有している方</li> <li>③他の自治体等が実施する同種同類の助成金などを受けていない方</li> </ul>															
<p>(助成金額)</p> <p>(1) 骨髓等の提供にあたって下記に記載する通院、入院又は面談 ※の日数 × 2万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康診断のための通院</li> <li>②自己血採血のための通院</li> <li>③骨髓等の採取のための入院</li> <li>④上記①～③の他、骨髓バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談</li> </ul> <p>※ただし、骨髓等の採取のための手術及び関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものは対象外</p> <p>(2) 一回の提供につき14万円を上限とする。</p>															
<b>根拠法令等</b>															
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市骨髓ドナー助成事業実施要項(平成28年4月1日施行)</li> <li>◇ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)</li> </ul>															
<b>制度の現況</b>															
<p>(利用状況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">28</th> <th style="width: 15%;">29</th> <th style="width: 15%;">30</th> <th style="width: 15%;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>年</td> <td>1件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>				区分	年度	28	29	30	元	申請件数	年	1件	3件	3件	1件
区分	年度	28	29	30	元										
申請件数	年	1件	3件	3件	1件										

区分	6 がん検診等	所管係	健康づくり係
----	---------	-----	--------

### 制度の概要

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を目的に、40歳以上の人を対象にがん検診等を実施している。ただし、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の女性を対象に隔年実施している。

平成20年4月1日より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査は新たに特定健診として制度化され、各医療保険での実施に改められた。

なお、健康生きがい課では、生活保護世帯及び、中国残留邦人等支援給付世帯の人を対象に、健康診査を実施している。

### 根拠法令等

◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）

### 制度の現況

区分	年度	27	28	29	30	元
健 康 診 査	受診数	92人	138人	149人	161人	168人
	受診率	4.2%	6.3%	6.8%	7.2%	7.5%
胃がん検診	受診数	1,791人	1,788人	1,726人	1,638人	1,527人
	受診率	1.6%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%
肺がん検診	受診数	3,274人	3,226人	3,395人	3,081人	3,046人
	受診率	2.9%	2.8%	3.0%	2.7%	2.6%
子宮頸がん検診	受診数	2,854人	2,656人	2,916人	3,062人	2,487人
	受診率	9.2%	6.8%	6.9%	7.4%	6.9%
乳がん検診	受診数	3,155人	3,014人	3,204人	3,355人	2,813人
	受診率	12.4%	10.1%	10.2%	10.5%	9.9%
大腸がん検診	受診数	11,365人	8,839人	8,874人	8,478人	8,899人
	受診率	10.0%	7.8%	7.7%	7.3%	7.6%
前立腺がん検診 （※）	受診数	3,147人	3,346人	3,412人	1,569人	1,748人
	受診率	9.5%	10.1%	10.3%	12.6%	8.3%
肝炎ウイルス検診	受診数	1,740人	1,644人	1,476人	1,036人	1,113人

※ 前立腺がん検診については、平成29年度以前は「55歳以上の男性・毎年受診」としていたが、平成30年度から「50歳以上の男性・隔年受診」に変更した。

区分	7 健康教育・健康相談	所管係	健康づくり係
----	-------------	-----	--------

### 制度の概要

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に関する個別の相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、うじ安心館、各公民館等で実施している。

なお、平成 20 年 4 月 1 日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

### 根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

### 制度の現況

年度 区分	27	28	29	30	元
健 康 教 育	171 回	159 回	185 回	185 回	168 回
健 康 相 談	186 回	146 回	157 回	175 回	114 回

区分	8 成人歯科健診	所管係	健康づくり係
----	----------	-----	--------

### 制度の概要

成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見し、生涯自分の歯で摂食行動が取れることを通じて、高齢期になっても QOL を維持し豊かな日常生活を送ることを目的に、平成 14 年 6 月から勤務先等での健診受診の機会のない満 40・50・60・70 歳の市民を対象に、個別健診で実施している。

なお、平成 20 年 4 月 1 日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

### 根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

### 制度の現況

年度 区分	27	28	29	30	元
受 診 数	32 人	47 人	78 人	175 人	240 人

区分	9 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	所管係	健康づくり係
----	---------------------	-----	--------

### 制度の概要

予防接種法の一部改正（平成 13 年 11 月 7 日 法律第 116 号）に伴い、高齢者等インフルエンザが追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10 月中旬～12 月末日に実施している。

### 根拠法令等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種目		対象年齢	回数
個別接種 (協力医療機関)	B 類疾病	インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回／年

### 制度の現況

予防接種者数の推移

（単位：人）

区分	年 度	27	28	29	30	元
		接種者数	23,166	24,201	23,718	24,739
						26,686

区分	10 結核予防事業（健診）	所管係	健康づくり係
----	---------------	-----	--------

### 制度の概要

結核予防及び結核患者の早期発見のために、65歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団健診としてX線検査を実施している。

### 根拠法令等

◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）

### 制度の現況

X線直接撮影（平成28年度まではX線間接撮影）

（単位：人）

種別	年 度				
	27	28	29	30	元
受 診 数	2,455	2,448	2,601	2,396	2,394
結果	異常なし 要検査	2,455 0	2,448 0	2,601 0	2,396 0

区分	11 子宮頸がん予防接種事業	所管係	健康づくり係
----	----------------	-----	--------

### 制度の概要

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のため、未感染の年代の女性にワクチン接種を実施し、子宮頸がんの発症予防につなげる。

### 根拠法令等

◇予防接種法（昭和23年法律第68号） 第5条第1項（定期の予防接種）

定期予防接種実施要領（平成26年3月24日健発0324第11号厚生労働省局長通知）

宇治市定期予防接種実施要領

### 制度の現況

区分	年 度				
	27	28	29	30	元
延べ件数	23件	6件	6件	10件	60件

平成25年度からは定期の予防接種になったが、現在は積極的な接種勧奨を差し控えている。

区分	12 高齢者用肺炎球菌予防接種事業	所管係	健康づくり係													
制度の概要																
予防接種法施行規則の一部改正（平成 26 年 7 月 16 日 法律第 247 号）に伴い、高齢者用肺炎球菌予防接種が追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託している。																
根拠法令等																
◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種目</th> <th>対象年齢※</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別接種 (協力医療機関)</td> <td>B 類疾病</td> <td>           年度内に 65 歳になるもの、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になるもの（令和 5 年度まで）、101 歳以上になるもの（令和元年度に限る）            60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者         </td> <td>1 回／年</td> </tr> </tbody> </table>					種目	対象年齢※	回数	個別接種 (協力医療機関)	B 類疾病	年度内に 65 歳になるもの、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になるもの（令和 5 年度まで）、101 歳以上になるもの（令和元年度に限る） 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回／年					
	種目	対象年齢※	回数													
個別接種 (協力医療機関)	B 類疾病	年度内に 65 歳になるもの、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になるもの（令和 5 年度まで）、101 歳以上になるもの（令和元年度に限る） 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回／年													
※過去に接種したことのある人は除く。																
制度の現況																
予防接種者数の推移																
(単位：人)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種者数</td> <td>4,888</td> <td>5,488</td> <td>5,968</td> <td>5,567</td> <td>1,736</td> </tr> </tbody> </table>					年度 区分	27	28	29	30	元	接種者数	4,888	5,488	5,968	5,567	1,736
年度 区分	27	28	29	30	元											
接種者数	4,888	5,488	5,968	5,567	1,736											

区分	13 風しん抗体検査及び第5期定期接種事業	所管係	健康づくり係
----	-----------------------	-----	--------

### 制度の概要

令和4年3月31日までの3年間に限り、他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加された。対象世代の男性の抗体保有率90%に引き上げることを目標としている。対象者は風しんの抗体検査を受け、十分な量の風しんの抗体がない場合は定期接種を行う。

### 根拠法令等

- ◇ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ◇ 予防接種施行令（昭和23年政令第197号）
- ◇ 予防接種施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

### 制度の現況

種別	年度	令和元年度(令和2年7月現在)
抗体検査		1,607人
予防接種		344人

区分	☆ 高齢者人口等の推移	所管係	生きがい振興係
----	-------------	-----	---------

### 高齢者人口等の推移

年齢階層別人口 (各年 4月 1日現在)

年 齢 年 総人口							
	平成 27 年	構 成 比	平成 28 年		構 成 比	平成 29 年	
			190,172 人			189,136 人	
0 歳～ 14 歳	25,872 人	13.60 %	25,340 人	13.40 %	24,727 人	13.12 %	
15 ～ 39	51,178	26.91	49,772	26.32	48,676	25.83	
40 ～ 59	50,829	26.73	51,253	27.10	51,836	27.51	
60 ～ 64	12,520	6.58	11,606	6.14	10,928	5.80	
65 ～ 69	15,672	8.24	16,553	8.75	16,193	8.59	
70 ～ 74	12,855	6.76	12,197	6.45	12,195	6.47	
75 ～ 79	9,235	4.86	9,654	5.10	10,418	5.53	
80 ～ 84	6,448	3.39	6,880	3.64	7,143	3.79	
85 ～ 89	3,628	1.91	3,823	2.02	4,095	2.17	
90 歳以上	1,935	1.02	2,058	1.09	2,246	1.19	
60 歳以上	62,293	32.76	62,771	33.19	63,218	33.55	
65 歳以上	49,773	26.17	51,165	27.05	52,290	27.75	
70 歳以上	34,101	17.93	34,612	18.30	36,097	19.15	

年齢階層別人口

年 齢 年 総人口				
	平成 30 年	構 成 比	令和元年	
			187,473 人	
0 歳～ 14 歳	24,151 人	12.88 %	23,580 人	12.63 %
15 ～ 39	47,462	25.32	46,613	24.97
40 ～ 59	52,284	27.89	52,585	28.17
60 ～ 64	10,519	5.61	10,224	5.48
65 ～ 69	14,740	7.86	13,254	7.10
70 ～ 74	13,171	7.03	13,978	7.49
75 ～ 79	10,809	5.77	11,550	6.19
80 ～ 84	7,591	4.05	7,708	4.13
85 ～ 89	4,324	2.31	4,552	2.44
90 歳以上	2,422	1.29	2,613	1.40
60 歳以上	63,576	33.91	63,879	34.22
65 歳以上	53,057	28.30	53,655	28.75
70 歳以上	38,317	20.44	40,401	21.64

区分

**14 老人クラブ助成事業**

所管係

生きがい振興係

**制度の概要**

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする老人クラブに対し、育成助成を行う。

## (老人クラブの組織)

- (1) 参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるもの
- (2) 政治上又は宗教上の組織に属さないもの
- (3) 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること
- (4) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする
- (5) 会員の規模は、おおむね 30 人以上とすること

## (老人クラブの運営)

- (1) 会員により民主的に行われるもの
- (2) 会員の互選による代表者を置くもの
- (3) 活動費に充てるため、定期的に会費を納入するもの

## (老人クラブの活動)

- (1) 会員の教養の向上、健康の増進およびレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するもの
- (2) 年間を通じて恒常的、かつ、計画的に行うもの

## (財源の負担割合)

- 老人クラブ活動事業・連合喜老会活動事業・連合喜老会活動促進特別事業補助金

国	基準額の 1/3	府	基準額の 1/3	市	左記以外の額
---	----------	---	----------	---	--------

**根拠法令等**

- ◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ◇ 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱（昭和 51 年社老第 28 号）
- ◇ 宇治市老人クラブ助成規則（昭和 39 年宇治市規則第 1 号）

**制度の現況**

## 老人クラブ数及び会員数の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
ク ラ ブ 数	60 クラブ	60 クラブ	60 クラブ	60 クラブ	59 クラブ
会 員 数	3,154 人	3,113 人	2,804 人	2,703 人	2,647 人

## 補助金交付の状況

(各年度決算による) (単位: 円)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
老人クラブ活動	4,013,220	4,012,780	3,978,800	3,946,120	3,881,400
連合喜老会活動事業	1,476,790	1,450,686	1,450,136	1,531,885	1,464,968
連合喜老会活動促進特別事業	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000

区分	15 老人園芸ひろば事業	所管係	生きがい振興係
----	--------------	-----	---------

### 制度の概要

60歳以上の者を対象に園芸を通じて心身の健康を増進し、社会との交流が深められるよう1人約10m<sup>2</sup>(1区画)の土地を2年間貸出す。

令和元年度より、平成25年度から利用者1人あたり年額1,200円徴収していた協力金を、各園の利用の更新時期に合わせて順次年額3,600円に改定して徴収。

また、同年度より、平成25年度から利用者を対象に実施している園芸教室を、現地指導等回数を拡充して実施。

### 根拠法令等

◇ 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱(昭和51年宇治市告示第34号)

### 制度の現況

#### 老人園芸ひろば設置状況

名称 区分	芝ノ東	大久保	伊勢田第2	羽戸山
所在地	五ヶ庄芝ノ東48-3	大久保町大竹10-1	伊勢田町毛語129-1	羽戸山一丁目49-1
面積	1,563.00 m <sup>2</sup>	1,451.25 m <sup>2</sup>	1,234.12 m <sup>2</sup>	1,348.76 m <sup>2</sup>
区画数	95区画	88区画	55区画	55区画
開所年月日	S59.9.5	H2.9.25	H8.4.1	H15.8.8

名称 区分	楳島	木幡	小倉寺内
所在地	楳島町落合43-7	木幡正中42	小倉町寺内71-3
面積	4,017.61 m <sup>2</sup>	1,509.28 m <sup>2</sup>	1,581.20 m <sup>2</sup>
区画数	117区画	80区画	60区画
開所年月日	H17.4.21	H23.4.15	H25.4.24

#### 運営事業費の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年度 区分	27	28	29	30	元
運営費	1,401,682	1,088,575	881,041	1,606,470	3,091,904
新設事業費	—	—	—	—	—

区分	16 シルバー人材センター助成事業	所管係	生きがい振興係														
制度の概要																	
定年退職後等において臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設置された、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、育成助成を行う。																	
(財源の負担割合)																	
国	府補助額と市補助額の合計 (ただし、執行方針により、国基準額を定め、それを限度額としている)	府	元年度補助額は、2,336,000円														
市	国基準額の1/2																
根拠法令等																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）</li> <li>◇ 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領</li> <li>◇ 京都府高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱</li> </ul>																	
制度の現況																	
<p>シルバー人材センター運営補助金交付の状況</p> <p style="text-align: right;">(各年度決算による) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 助 金</td> <td></td> <td>4,390,000</td> <td>4,690,000</td> <td>5,270,000</td> <td>6,869,000</td> <td>9,169,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	年 度	27	28	29	30	元	補 助 金		4,390,000	4,690,000	5,270,000	6,869,000	9,169,000
区分	年 度	27	28	29	30	元											
補 助 金		4,390,000	4,690,000	5,270,000	6,869,000	9,169,000											
※ 昭和60年7月25日設立																	

区分	17 老人運動ひろば事業	所管係	生きがい振興係															
<b>制度の概要</b>																		
60歳以上の者を対象に運動を通じて心身の健康を増進し、高齢者相互の交流をはかることができるよう、ひろばを設置する。																		
<b>根拠法令等</b>																		
◇ 宇治市老人運動ひろば事業実施要綱（昭和 61 年宇治市告示第 144 号）																		
<b>制度の現況</b>																		
運営事業費の状況 (各年度決算による) (単位:円)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 度</th> <th style="width: 15%;">27</th> <th style="width: 15%;">28</th> <th style="width: 15%;">29</th> <th style="width: 15%;">30</th> <th style="width: 15%;">元</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th><th style="width: 15%;">27</th><th style="width: 15%;">28</th><th style="width: 15%;">29</th><th style="width: 15%;">30</th><th style="width: 15%;">元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 営 費</td><td style="text-align: right;">30,819</td><td style="text-align: right;">71,744</td><td style="text-align: right;">166,446</td><td style="text-align: right;">53,346</td><td style="text-align: right;">34,704</td></tr> </tbody> </table>	年 度	27	28	29	30	元	区 分	27	28	29	30	元	運 営 費	30,819	71,744	166,446	53,346	34,704
年 度	27	28	29	30	元													
区 分	27	28	29	30	元													
運 営 費	30,819	71,744	166,446	53,346	34,704													
設置状況																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 85%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 新成田老人運動ひろば</td><td style="text-align: center;">広野町新成田 26-2</td></tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	1 新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26-2														
名 称	所 在 地																	
1 新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26-2																	
区分	18 地域福祉センター	所管係	生きがい振興係															
<b>制度の概要</b>																		
高齢者が、生きがいづくりや健康づくりなどの活動に気軽に利用できる施設としての機能と、木幡・開は大規模集会所としての機能を、西小倉・東宇治はデイサービスセンター及び地域包括支援センター、広野はデイサービスセンターなどの在宅介護サービスの供給拠点としての機能を兼ね備えた複合施設として、槇島は障害者施設との合築・複合施設として、地域福祉の向上と地域のコミュニティ、教育・文化活動の場として設置している。																		
<b>根拠法令等</b>																		
◇ 宇治市地域福祉センター条例（平成 5 年宇治市条例第 11 号） ◇ 宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成 5 年宇治市規則第 19 号）																		

制 度 の 現 況

施設の概況

項 目	内 容	
名 称	木幡地域福祉センター	開地域福祉センター
所 在 地	宇治市木幡東中 47-4	宇治市開町 44-13
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	518.23 m <sup>2</sup>	772.03 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	367.50 m <sup>2</sup>	433.37 m <sup>2</sup>
開 設 年 月 日	平成 5 年 4 月 14 日	平成 6 年 4 月 13 日

項 目	内 容	
名 称	西小倉地域福祉センター	東宇治地域福祉センター
所 在 地	宇治市小倉町山際 63-1	宇治市五ヶ庄折坂 5-149
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷 地 面 積	1,896.00 m <sup>2</sup> (西宇治図書館を併設)	1,591.00 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	1,248.93 m <sup>2</sup> (地域福祉センター 1・2 階部分)	1,269.00 m <sup>2</sup>
開 設 年 月 日	平成 9 年 6 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日

項 目	内 容	
名 称	広野地域福祉センター	槇島地域福祉センター
所 在 地	宇治市広野町大開 72-1	宇治市槇島町石橋 13
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建 (内 1 階部分)
敷 地 面 積	1,785.00 m <sup>2</sup>	1,561.00 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	1,058.66 m <sup>2</sup>	386.91 m <sup>2</sup>
開 設 年 月 日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 15 年 5 月 26 日

運営費の状況

(各年度決算による) (単位 : 円)

年 度 施 設 名	27	28	29	30	元
木幡地域福祉センター	5,878,500	5,877,694	6,222,190	6,074,885	6,280,693
開地域福祉センター	6,664,330	6,155,941	6,709,316	6,305,057	6,234,812
西小倉地域福祉センター	16,341,218	16,351,393	16,655,051	16,802,673	16,901,064
東宇治地域福祉センター	7,189,889	7,519,553	7,889,883	7,770,345	7,293,891
広野地域福祉センター	6,287,658	7,588,213	6,607,824	7,031,363	6,776,606
槇島地域福祉センター	6,220,352	6,465,061	6,797,699	6,315,775	6,177,249

区分	19 高齢者見舞品支給	所管係	生きがい振興係
----	-------------	-----	---------

### 制度の概要

介護保険法における要介護 3・4・5 の認定を受けている 65 歳以上の在宅高齢者に対して、民生児童委員を通じて見舞品を贈る。

平成 29 年度より対象者を要介護・要支援認定を受けていない満 75 歳以上の一人暮らしの高齢者等に変更して実施。

市単独事業

### 制度の現況

支給人数及び事業費の状況

(各年度決算による)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
支 給 人 数 (人)	1,216	1,326	1,422	636	1,371
事 業 費 (円)	358,501	366,850	174,020	72,169	165,218

区分	20 老人福祉電話設置（老人福祉電話電話料助成金支給）	所管係	生きがい振興係
----	-----------------------------	-----	---------

### 制度の概要

低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話による安否の確認、日常生活に関する助言や相談等が必要と認められる世帯に対して老人福祉電話を設置し、毎月基本料と、通話料として 300 円を扶助する。

市単独事業

### 根拠法令等

◇ 宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則（昭和 60 年宇治市規則第 41 号）

### 制度の現況

設置状況、事業費の状況

(各年度決算による)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
年度末設置者数	61	53	52	49	47
事 業 費 (円)	1,575,372	1,443,871	1,321,223	1,268,552	1,303,468

区分	21 緊急通報装置(シルバー・ホン)設置事業	所管係	生きがい振興係
----	------------------------	-----	---------

### 制度の概要

低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバー・ホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器（ペンダント）を備えたシルバー・ホンを貸与し、家庭内において、急病・事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。

平成25年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた24時間365日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に1度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを実施している。

平成30年度からは地域支援事業（任意事業）として実施。

### 根拠法令等

◇ 宇治市老人福祉シルバー・ホン設置事業運営要綱（昭和62年宇治市告示第85号）

### 制度の現況

#### 設置状況

(各年度決算による)

年　度	27	28	29	30	元
設　置　数　(台)	936	988	1,006	994	998
事　業　費　(円)	15,460,680	15,758,633	16,008,387	16,166,667	15,925,640

区分	22 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	所管係	生きがい振興係
----	-------------------------	-----	---------

### 制度の概要

一人暮らしの高齢者の不安や孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住民等の連携を図り、ボランティアの育成、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会の活動の充実を図る。

市単独事業

#### 補助金交付の状況

(各年度決算による)

年　度	27	28	29	30	元
補　助　金　(円)	3,424,400	3,115,700	2,941,050	2,900,100	2,775,150
補助金対象団体(団体)	18	18	17	17	16

区分	<b>23 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業</b>	所管係	生きがい振興係
----	--------------------------------	-----	---------

制度の概要

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、福祉用具を必要とする在宅のねたきり者に貸与することにより、在宅のねたきり者の福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。

制度の現況

貸出数等

(各年度決算による)

年 度 区分	27	28	29	30	元
特 殊 寝 台 (台)	24	16	13	24	16
車 い す (台)	11	9	3	7	7
入浴用車いす (台)	0	0	0	0	0
エアーマット (個)	0	0	0	0	0
事 業 費 (円)	629,500	373,500	387,500	463,000	382,044

区分	<b>24 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業</b>	所管係	生きがい振興係
----	-----------------------------	-----	---------

制度の概要

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的とする。(平成 11 年度より実施)  
市単独事業

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
補 助 金 (円)	1,901,000	1,849,000	1,821,000	1,765,000	1,764,000
補助対象団体 (団体)	15	15	14	13	13

区分	25 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	所管係	生きがい振興係
----	--------------------	-----	---------

### 制度の概要

介護保険法における要介護4・5の認定を受けている在宅高齢者等及びその高齢者等を介護している家族（ただし本人の市民税が非課税であり、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税）に対して、1ヶ月の紙おむつ等購入費の2分の1に相当する額の紙おむつ等を給付する。（平成12年度より実施）

ただし、1ヶ月5,000円相当の紙おむつ等の給付を限度とする。

平成18年度からは、介護保険法の改正に伴い地域支援事業（任意事業）として実施。

### 根拠法令等

- ◇ 家族介護支援特別事業実施要綱（別記介護用品の支給）  
(平成12年5月1日老発第472号厚生省老人保健福祉局長通知)
- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）

### 制度の現況

（各年度決算による）

年度 区分	27	28	29	30	元
給付件数（件）	777	691	688	671	696
事業費（円）	2,256,272	2,069,800	2,005,100	2,106,300	2,083,700

区分	26 高齢者住宅改造助成事業	所管係	生きがい振興係
----	----------------	-----	---------

### 制度の概要

介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた者の日常生活を容易にし介護者の負担の軽減を図るため、その者の居住する住宅又はその敷地の改造であって、介護保険の住宅改修に適用されないリフトやエレベーター等の設置工事に要した経費の一部を助成する。

（認定工事の合計額の2分の1助成。1住宅につき1年度内30万円限度）

### 根拠法令等

- ◇ 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成6年宇治市告示第41号）

### 制度の現況

（各年度決算による）

年度 区分	27	28	29	30	元
利用件数	4	7	4	5	11
助成額（円）	918,000	1,948,000	1,200,000	1,465,000	3,300,000

区分	<b>27 高齢者日常生活用具給付等事業</b>	所管係	生きがい振興係																					
<b>制度の概要</b>																								
在宅の65歳以上の人一人暮らし高齢者等（市民税非課税世帯）に対し、電磁調理器、自動消火器を給付する。																								
<b>根拠法令等</b>																								
◇ 宇治市一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業運営要項（平成12年4月1日施行）																								
<b>制度の現況</b>																								
(各年度決算による)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">年 度 区 分</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">27</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">28</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">29</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">30</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動消火器 (台)</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr> <td>電磁調理器 (台)</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">20</td></tr> <tr> <td>事業費 (円)</td><td style="text-align: center;">348,368</td><td style="text-align: center;">203,036</td><td style="text-align: center;">340,200</td><td style="text-align: center;">160,920</td><td style="text-align: center;">468,060</td></tr> </tbody> </table>	年 度 区 分	27	28	29	30	元	自動消火器 (台)	1	2	2	1	3	電磁調理器 (台)	16	7	15	7	20	事業費 (円)	348,368	203,036	340,200	160,920	468,060
年 度 区 分	27	28	29	30	元																			
自動消火器 (台)	1	2	2	1	3																			
電磁調理器 (台)	16	7	15	7	20																			
事業費 (円)	348,368	203,036	340,200	160,920	468,060																			
区分	<b>28 高齢者保健福祉オンブズマン制度</b>	所管係	生きがい振興係																					
<b>制度の概要</b>																								
高齢者保健福祉オンブズマンにより、高齢者保健福祉サービス利用者の苦情の解決を支援する。																								
<b>苦情申立ての範囲</b>																								
<p>(1) 宇治市の提供する高齢者保健福祉サービスに関する苦情</p> <p>(2) 市内で提供されている高齢者に対する民間保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情</p>																								
<b>所管外の事項</b>																								
<p>(1) 裁判所において係争中の事項、判決のあった事項</p> <p>(2) 行政不服審査法等による不服申し立ての中の事項、及び裁決・決定があった事項</p> <p>(3) 議会で審議中及び審議終了した事項</p> <p>(4) オンブズマンにより、苦情の解決が行われた事項</p> <p>(5) 事実があってから1年以上経過した事項</p>																								
<b>申立てられる人</b>																								
本人及び三親等以内の親族・同居人などの、高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人。																								

根拠法令等

◇ 宇治市高齢者保健福祉オンブズマン設置要項（平成15年3月24日施行）

制度の現況

年 度	27	28	29	30	元
申立件数	0件	0件	0件	0件	0件

区分	29 地域介護・福祉空間整備費補助事業	所管係	生きがい振興係
----	---------------------	-----	---------

制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設整備に対して、国より交付金を受け、事業者へ補助を行う。  
国交付金事業

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
補 助 金 (円)	0	0	0	0	0
事 業 種 別	—	—	—	—	—

区分	30 地域密着型サービス等整備費補助金	所管係	生きがい振興係
----	---------------------	-----	---------

### 制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域密着型サービス等整備助成事業補助金の対象となる施設整備に対して、府より交付金を受け、事業者へ補助を行う。

府交付金事業

### 根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

### 制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年度 区分	28	29	30
補助金(円)	86,783,000	89,583,000	44,146,000
事業種別	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防拠点	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護

年度 区分	元
補助金(円)	110,992,000
事業種別	介護医療院への転換 小規模多機能型居宅介護

区分	31 介護予防拠点施設整備事業	所管係	生きがい振興係
----	-----------------	-----	---------

### 制度の概要

介護予防事業（Bリハ・転倒予防教室等）を市内の公共施設等で事業展開していく上で、さらに利用者の利便性を高めることを目的として、バリアフリー化等の改修工事を行う。

### 根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

### 制度の現況

#### 施設整備状況

(各年度決算による) (単位:円)

年度	施設名	日常生活圏域	金額
24	宇治市総合福祉会館	中宇治圏域	7,499,000
	小倉デイホーム（防災改修）	北宇治圏域	6,500,000
	平盛デイホーム（防災改修）	南宇治圏域	6,499,000
	木幡地域福祉センター（防災改修）	東宇治北圏域	6,500,000
	開地域福祉センター（防災改修）	北宇治圏域	6,500,000
	西小倉地域福祉センター（防災改修）	西宇治圏域	6,500,000
	東宇治地域福祉センター（防災改修）	東宇治南圏域	6,500,000
	広野地域福祉センター（防災改修）	南宇治圏域	6,500,000
	横島地域福祉センター（防災改修）	北宇治圏域	6,500,000
	—	—	—
25	—	—	—
26	—	—	—
27	—	—	—
28	—	—	—
29	—	—	—
30	—	—	—
元	—	—	—

区分	32 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	所管係	生きがい振興係
----	----------------------	-----	---------

### 制度の概要

65歳以上の人一人暮らしの市民税非課税高齢者に対して、火災等による被害から守り安全確保を図るために火災警報器を給付する。(平成19年度より事業実施)

市単独事業

### 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
給付者数(人)	7	6	4	18	12
事業費(円)	0	0	0	0	0

区分	33 介護予防安心住まい推進事業	所管係	生きがい振興係
----	------------------	-----	---------

### 制度の概要

生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器の機能低下がみられ、かつ市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。

(認定工事の合計額3分の2(1世帯につき16万円限度))

平成24年度事業開始。

### 根拠法令等

- ◇ 介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱(平成22年9月1日施行)
- ◇ 宇治市介護予防安心住まい推進事業助成金交付要項(平成24年4月1日施行)

### 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
利用件数	9	15	19	7	13
助成額(円)	923,000	1,581,000	2,111,000	682,000	1,748,000

区分	34 山城ふるさとを守る絆ネット推進事業	所管係	生きがい振興係
----	----------------------	-----	---------

### 制度の概要

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者等の農村交流活動や見守り活動等を推進することにより、事業者活動等の促進を図るとともに地域の安心安全な暮らしの確保や農村の維持活性化を図ることを目的とする。

府、市、地域住民及び事業者等が協定等を締結し、農村交流活動や見守り活動等を展開する。

平成25年度事業開始。

### 根拠法令等

山城ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成24年9月18日施行）

### 制度の現況

#### 事業者等による見守り活動

区分	年度	27	28	29	30	元
通報件数		1	6	1	2	5

### <見守り協力事業所一覧>

(令和元年度3月末現在)

京都生活協同組合
京都やましろ農業協同組合
京滋ヤクルト販売株式会社
ヤマト運輸株式会社京都主管支店
ASA（朝日新聞サービスアンカー）東宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治西
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）小倉
布龜株式会社

区分	35 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	所管係	生きがい振興係
----	-----------------------	-----	---------

### 制度の概要

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。

平成25年度事業開始。

### 根拠法令等

◇ 宇治市高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業実施要項（平成25年4月1日施行）

### 制度の現況

(各年度決算による)

年 度 区 分	27	28	29	30	元
利 用 件 数	2	4	2	10	2
助成額（円）	10,000	9,900	8,200	39,400	10,000

区分	36 高齢者アカデミー運営事業	所管係	生きがい振興係
----	-----------------	-----	---------

### 制度の概要

京都文教大学にて、65歳以上の市民を対象に、「高齢者アカデミー」を開校する。プログラムは2年制（1年=秋期・春期）で、受講生は週1回の科目履修と月1回のアカデミーアワーを受講する。

平成25年度事業開始。

平成27年度までは70歳以上が対象。

### 根拠法令等

宇治市高齢者アカデミー事業運営要項（平成25年4月1日施行）

### 制度の現況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
受講者数（人）	54	55	71	71	64
事業費（円）	3,923,416	3,773,364	4,553,496	4,908,496	4,009,869

区分	37 認知症等高齢者家族安心事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係																		
<b>制度の概要</b>																					
認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の家族に、G P S機能を備えた機器の貸与費用などを助成することで、高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見できるようとする。																					
平成25年度事業開始。平成29年度より機種追加。																					
<b>根拠法令等</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（平成25年6月7日施行）</li> <li>◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（自動通知型）（平成29年4月1日施行）</li> </ul>																					
<b>制度の現況</b>																					
(各年度決算による)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 15%;">年 度 区 分</th> <th style="text-align: center;">27</th> <th style="text-align: center;">28</th> <th style="text-align: center;">29</th> <th style="text-align: center;">30</th> <th style="text-align: center;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利 用 件 数</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">39</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">57</td> </tr> <tr> <td>助成額（円）</td> <td style="text-align: center;">127,014</td> <td style="text-align: center;">165,766</td> <td style="text-align: center;">338,594</td> <td style="text-align: center;">394,130</td> <td style="text-align: center;">583,528</td> </tr> </tbody> </table>				年 度 区 分	27	28	29	30	元	利 用 件 数	17	18	39	40	57	助成額（円）	127,014	165,766	338,594	394,130	583,528
年 度 区 分	27	28	29	30	元																
利 用 件 数	17	18	39	40	57																
助成額（円）	127,014	165,766	338,594	394,130	583,528																
区分	38 健康診断書料金扶助	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係																		
<b>制度の概要</b>																					
養護老人ホームの措置対象者で低所得世帯に属する者が、申請する場合に要する医師の健康診断書料金の一部又は全部（限度額5,000円）を扶助する。																					
市単独事業																					
<b>根拠法令等</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 老人ホームへの措置又は家庭奉仕員の派遣に係る健康診断書料金扶助実施要綱の一部を改正する要綱（平成12年宇治市告示第43号）</li> </ul>																					
<b>制度の現況</b>																					
(各年度決算による)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 15%;">年 度 区 分</th> <th style="text-align: center;">27</th> <th style="text-align: center;">28</th> <th style="text-align: center;">29</th> <th style="text-align: center;">30</th> <th style="text-align: center;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利 用 者（人）</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>扶 助 額（円）</td> <td style="text-align: center;">8,090</td> <td style="text-align: center;">15,920</td> <td style="text-align: center;">10,500</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>				年 度 区 分	27	28	29	30	元	利 用 者（人）	2	5	3	0	0	扶 助 額（円）	8,090	15,920	10,500	0	0
年 度 区 分	27	28	29	30	元																
利 用 者（人）	2	5	3	0	0																
扶 助 額（円）	8,090	15,920	10,500	0	0																

区分	39 老人入所施設（養護老人ホーム）への措置	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
----	------------------------	-----	----------------

### 制度の概要

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認める者について養護老人ホームに保護する。

### 根拠法令等

◇ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

### 制度の現況

#### 施設別入所状況

(各年度3月末現在)

施設名及び所在地	年度	27	28	29	30	元
		27	28	29	30	元
宇治明星園	宇治市	41人	42人	37人	39人	34人
洛南寮	京田辺市	9人	12人	5人	16人	14人
ライトハウス朱雀 (船岡寮)	京都市中京区	0人	1人	1人	0人	1人
慈母園	奈良県高市郡	2人	2人	1人	2人	1人
大津老人ホーム	滋賀県大津市	0人	0人	1人	0人	0人
真盛園	滋賀県大津市	1人	1人	1人	0人	0人
三室園	奈良県生駒郡	4人	3人	5人	2人	1人
四天王寺松風荘	大阪府枚方市	1人	0人	1人	0人	0人
きぬがさ	滋賀県東近江市	0人	0人	0人	1人	1人
計		58人	61人	61人	60人	52人

#### 入所措置費等の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
措置費等(円)	119,471,227	129,113,194	129,407,933	124,433,981	116,899,068

区分	40 高齢者成年後見制度利用支援事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係												
<b>制度の概要</b>															
成年後見制度とは 認知症等により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理及び契約の締結を本人に代わって行う代理人を選任することにより、本人の権利を保護する制度。															
◇市長による代行申立 成年後見制度の審判の申立てについては、本人・配偶者及び四親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行う事ができるが、二親等内に申立てを行う親族がいない高齢者については、市長名による申立てを行う。 以下の全てにあてはまる方について市長による代行申立てを行う。 (1) 本人が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であって、認知症等により判断能力が不十分であること。 (2) 二親等以内の親族において審判の申立ての可能性のないもの。 (3) 保健、医療及び福祉サービスを利用するための契約が必要である若しくは財産管理が必要であること。															
◇申立費用、成年後見人等報酬助成 市長による代行申立を行った人のうち生活保護受給世帯等については、申立て費用の免除及び成年後見人等への報酬助成を行う。(平成 18 年度からは、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業として実施。) また、制度の促進を図るため、平成 24 年度より、市長による代行申立以外の低所得者等に対し、申立て費用及び成年後見人等への報酬助成を行う。															
<b>根拠法令等</b>															
◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号） ◇ 成年後見制度利用における宇治市長の審判申立要項（平成 14 年 4 月 1 日施行）															
<b>制度の現況</b>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">27</th> <th style="text-align: center;">28</th> <th style="text-align: center;">29</th> <th style="text-align: center;">30</th> <th style="text-align: center;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">代 行 申 立 件 数</td> <td style="text-align: center;">16 件</td> <td style="text-align: center;">18 件</td> <td style="text-align: center;">19 件</td> <td style="text-align: center;">10 件</td> <td style="text-align: center;">7 件</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	代 行 申 立 件 数	16 件	18 件	19 件	10 件	7 件
年 度	27	28	29	30	元										
代 行 申 立 件 数	16 件	18 件	19 件	10 件	7 件										

区分	41 高齢者虐待対策	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
<b>制度の概要</b>			
近年深刻化する高齢者虐待事案に対して、健康生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者を施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。			
<b>根拠法令等</b>			
◇ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)			

### 制度の現況

宇治市が、高齢者虐待事案として対応した件数

年 度 区 分	27	28	29	30	元
高齢者虐待事案として 対応した件数	49 件	48 件	65 件	74 件	80 件

区 分	42 地域包括支援センター運営事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
-----	-------------------	-----	--------------------

### 制度の概要

介護、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービスを包括的・継続的に提供していくため、平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、高齢者の生活を支える中核機関として、市内6カ所（支所2カ所）に地域包括支援センターを設置した。

各地域包括支援センターに、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、包括的支援事業として総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、第1号介護予防支援事業を一体的に取り組むこととされている。また、包括的支援事業を効果的に実施するために介護サービスに限らず、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域包括ケア会議を行っている。

また、公平かつ中立的な運営を確保するため、センターの運営状況について地域包括支援センター運営協議会で協議する。

### 事業の運営

#### <地域包括支援センター>

圏域名	法人名
東宇治北	社会福祉法人くらしのハーモニー
東宇治南	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
中宇治	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
北宇治	社会福祉法人宇治明星園
西宇治	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南宇治	社会福祉法人不動園

#### <支 所>

圏域名	法人名
東宇治南	社会福祉法人宇治明星園
北宇治	社会福祉法人一竹会

### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ◇ 地域包括支援センターの設置運営について（平成18年法律第1018001号）

制度の現況

運営状況

区分	年 度	27	28	29
介護予防ケアプラン作成数		805 件	225 件	
総合相談・支援	介護保険その他のサービスに関すること	22,883 件	25,722 件	23,748 件
	権利擁護に関すること	1,343 件		637 件
	高齢者虐待に関すること	1,496 件		2,686 件
指定介護予防支援		16,082 件	17,057 件	18,290 件

区分	年 度	30	元
介護予防ケアプラン作成数			
総合相談・支援	介護保険その他のサービスに関すること	27,812 件	28,831 件
	権利擁護に関すること	772 件	
	高齢者虐待に関すること	2,522 件	
第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援		19,886 件	20,487 件

地域包括ケア会議

区分	年 度	27	28	29	30	元
宇治市地域包括ケア会議		2回	2回	2回	2回	2回
小地域包括ケア会議		20回	24回	19回	22回	21回

地域包括支援センター運営協議会

区分	年 度	27	28	29	30	元
地域包括支援センター運営協議会開催回数		2回	2回	2回	2回	2回

区分	<b>43 介護予防把握事業</b>	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
----	--------------------	-----	--------------------

### 制度の概要

平成 24 年度から平成 26 年度まで 3 年かけて介護認定を持たない 65 歳以上の高齢者を対象に、二次予防事業の対象者を決定するための二次予防事業対象者把握事業（お元気チェックリストの配布及び回収）を行った。平成 27 年度以降は、すでに二次予防対象者である人を除いて二次予防事業対象者把握事業を行い、平成 28 年度は新しく 65 歳になられた方を対象に行った。

平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始した。そのため、閉じこもり、うつ状態等となるおそれのある人を早期把握し、各種介護予防事業及び必要に応じて地域包括支援センターにつなぐことを目的とした介護予防把握事業が開始となった。

### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

### 制度の現況

区分	年 度	
	27	28
お元気 チェックリスト	配布対象者数	12,209 人
	二次予防事業 対象者数	2,019 人

区分	年 度		元
	29	30	
介護予防把握事業	訪問実件数	1,457 件	1,590 件
	訪問延べ件数	1,713 件	2,344 件

区分	<b>44 機能訓練</b>	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
<b>制度の概要</b>			
<p>機能訓練事業は、医療の機能訓練を終了した方や虚弱な方等に対し、心身の機能の維持、回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立を助けることを目的に実施。</p> <p>平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の機能訓練事業として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中で介護予防事業、一次予防事業として実施。二次予防事業では、足しっかり体操教室（平成 17 年度まではセンターリハビリ教室）、パワーリハビリ教室、複合型介護予防教室（平成 24 年度より開始。これに伴いすこやか体操教室は平成 23 年度終了）を実施し、一次予防事業として、B 型リハビリ教室、パワーリハビリ事業、地域密着型転倒予防教室（平成 18 年度のみ）を実施。</p> <p>平成 29 年度に健康増進法の一部改正により、40 歳から 64 歳までの機能訓練事業は廃止。また平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。</p> <p>平成 30 年度まで実施していたまるごとトレーニング教室を、仲間づくりを目的とした教室に改編し、令和元年度よりスロートレーニング教室（ミックス）とはづらつトレーニング教室（地域支援型介護予防教室）として実施。</p>			
<b>根拠法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 健康増進法（平成 14 年 8 月法律第 103 号）</li> <li>◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）</li> </ul>			

制 度 の 現 況

区 分			年 度		27	28
40 ～ 64 歳	健 増	パ ワー	実 人 数	2 人	1 人	
			延 人 数	28 人	17 人	
			回 数	28 回	17 回	
65 歳 以 上	二 次 予 防	足 しつ か り	実 人 数	185 人	179 人	
			延 人 数	3,081 人	3,131 人	
			回 数	176 回	176 回	
	パ ワー	複 合 型	実 人 数	153 人	147 人	
			延 人 数	2,911 人	3,110 人	
			回 数	264 回	263 回	
	一 次 予 防	B 型	実 人 数	429 人	570 人	
			延 人 数	7,562 人	9,980 人	
			回 数	528 回	572 回	
	パ ワー	B 型	実 人 数	220 人	179 人	
			延 人 数	6,421 人	6,448 人	
			回 数	831 回	833 回	
	パ ワー	B 型	実 人 数	375 人	356 人	
			延 人 数	9,706 人	10,839 人	
			回 数	280 回	278 回	

一般介護予防事業

区分	年 度		29	30	元
	実人數	延人數			
スロートレーニング教室	175 人	160 人	158 人		
	2,853 人	2,898 人	2,610 人		
	176 回	176 回	160 回		
スロートレーニング教室 (ミックス)				56 人	
				955 人	
				82 回	
パワリハトレーニング教室	228 人	209 人	198 人		
	3,236 人	3,822 人	2,202 人		
	263 回	264 回	239 回		
まるごとトレーニング教室	534 人	528 人			
	9,741 人	9,167 人			
	616 回	616 回			
はつらつトレーニング教室				515 人	
				8,172 人	
				465 回	
B型リハビリ教室	213 人	210 人	202 人		
	6,334 人	6,271 人	5,259 人		
	837 回	817 回	744 回		
セルフパワリハ	296 人	397 人	401 人		
	10,404 人	11,854 人	11,769 人		
	278 回	278 回	254 回		

区分	45 訪問指導	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係 健康づくり係
----	---------	-----	--------------------------

### 制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの場合は、健康増進法の訪問指導として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中の介護予防事業二次予防事業として実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、訪問型短期集中予防サービスとして、社会参加を高めるために必要な相談・指導を実施している。

### 根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

### 制度の現況

区分	年度		27	28	29	30	元
	40 歳～64 歳	65 歳以上	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数
40 歳～64 歳	実人数	8 人	8 人	4 人	7 人	0 人	0 人
	延回数	25 回	39 回	23 回	21 回	0 回	0 回
65 歳以上	実人数	31 人	23 人	28 人	15 人	10 人	10 人
	延回数	130 回	127 回	134 回	51 回	48 回	48 回

区分	46 認知症予防教室	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
----	------------	-----	----------------

### 制度の概要

認知症予防教室は、認知機能低下を予防することを目的に実施。平成 18 年度の介護保険法の改正により、介護予防事業、一次予防事業として実施。

また、平成 25 年度より認知症予防のためにファイプ・コグ等を使った教室を実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分	年 度		27	28	29	30	元
	実人数	延人数					
認知症予防 教 室	128 人	2,112 人	123 人	2,112 人	120 人	118 人	104 人
	132 回	123 回					
	4,393 人	5,068 人	5,773 人	5,868 人	5,868 人	5,514 人	
脳活性化 教 室	144 回	143 回	143 回	142 回	142 回	130 回	

区 分

47 家族介護者教室

所管係

地域包括ケア・  
介護予防推進係

制 度 の 概 要

家族介護者教室は、介護している家族に介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりに関する意識を高め、心身ともに良好な状態で介護が継続できるように支援することを目的に教室を開催している。

平成 30 年度より、事業を見直して拡充して開催している。

根 抱 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分	年 度		27	28	29	30	元
	延 人 数	会 場 数					
延 人 数	31 人	4	26 人	4	41 人	18	67 人
会 場 数	4	4	4	4	41 人	18	18

区分	48 認知症地域支援事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
----	--------------	-----	----------------

### 制度の概要

認知症についての市民の理解を深め、認知症になつても安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する体制を構築する。平成20年度から実施。(平成20年度・平成21年度は京都府の委託を受けたモデル事業)  
平成29年度より、介護保険法の改正により、地域支援事業任意事業として実施している。

### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年法律第0609001号)

### 制度の現況

事業名	年 度	27	28	29	30	元
サポーター養成講座	回数	70回	89回	70回	67回	43回
	延人数	1,708人	3,835人	2,240人	1,781人	1,329人
キャラバン・メイト養成講座	回数	—	1回	—	1回	—
	延人数	—	32人	—	29人	—
キャラバン・メイトフォローアップ研修	回数	2回	2回	2回	2回	2回
	延人数	30人	51人	33人	50人	40人
家族支援プログラム	回数	6回	6回	6回	6回	6回
	実人数	13人	10人	11人	12人	13人
	延人数	44人	53人	51人	54人	59人
家族支援プログラムOB会	回数	12回	12回	12回	12回	11回
	延人数	88人	88人	82人	114人	87人
認知症対応力向上研修	回数	4回	4回	4回	4回	4回
	延人数	78人	65人	87人	83人	87人
地域資源マップ作成		更新	—	更新	—	—

区分	49 介護予防普及啓発事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係
----	---------------	-----	--------------------

### 制度の概要

平成 22 年度より、65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防事業、一次予防事業として介護予防の重点項目の普及を目的とする教室を開催。

平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

平成 30 年度より、ケアラーズ・カフェは家族介護者教室と統合して開催。

令和元年度より、ためしてナッ得！健康のすすめは、事業の見直しに伴い廃止となった。

### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

### 制度の現況

区分	年 度		27	28	29	30
	回 数	延人数	6 回	6 回	6 回	6 回
ためしてナッ得！ 健康のすすめ	回 数	101 人	108 人	123 人	85 人	
	延人数	12 回	12 回	12 回		
ケアラーズ・ カフェ	回 数	160 人	100 人	75 人		
	延人数					

区分	50 初期認知症総合相談支援事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
----	------------------	-----	----------------

### 制度の概要

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症の初期の人やその家族に対しての認知症施策を構築し、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携強化等の支援体制の構築を図っている。

### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成18年法律第0609001号）

### 制度の現況

区分	年度		27	28	29	30	元
	お元気チェックリスト該当者訪問	延人数	625人	703人	566人	495人	430人
認知症対応型カフェ	延人数	876人	780人	879人	725人	611人	
認知症初期集中支援チーム	事例数	54事例	60事例	57事例	36事例	39事例	
認知症を正しく理解するための連続講座	延人数	449人	394人	188人	193人	119人	
認知症講演会	実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	
	延人数	162人	150人	80人	100人	54人	

区分	51 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
----	------------------------	-----	----------------

### 制度の概要

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関する全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークを構築する。

宇治市が掲げる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現にあたり、認知症当事者の視点に立った地域での日常生活レベルでの支援体制を構築することを目的として、平成27年に宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”(Lemon-Aid)（以下「れもねいど」という）を設立。

事務局を設置し事業の企画・運営を行うとともに、「れもねいど推進協議会」や「認知症フォーラム」を開催、市内を活動拠点とする事業者に広くれもねいどの趣旨に賛同を求め、れもねいどへの加盟登録を促進する。また、認知症を正しく理解する連続講座を開催し、受講修了者はれもねいだー（ボランティア）として活動している。

また、認知症等により行方不明となるおそれのある方に対し、事前登録いただくことで行方不明になられた場合に速やかに発見協力の依頼を行っている。

### 根拠法令等

- ◇ 京都府新・地域包括ケア総合交付金交付要綱

### 制度の現況

年度 区分	27	28	29	30	元
れもねいど加盟登録数	16 団体	18 団体	12 团体	14 团体	8 团体
SOS ネットワーク事前登録者数		65 人	39 人	47 人	72 人
れもねいだー	10 人	35 人	22 人	17 人	13 人
認知症フォーラム in 宇治	1 回	1 回	1 回	1 回	—
	406 人	250 人	250 人	250 人	—

区分	52 在宅医療・介護連携推進事業	所管係	地域包括ケア・ 介護予防推進係																																													
<b>制度の概要</b>																																																
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療、介護の関係機関の連携体制を構築する。																																																
<b>根拠法令等</b>																																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）</li> <li>◇ 地域支援事業実施要綱（平成18年法律第0609001号）</li> </ul>																																																
<b>制度の現況</b>																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">国が示す事業内容</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 15%;">年度 区分</th> <th style="text-align: center;">30</th> <th style="text-align: center;">元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td>地域の医療・介護の資源の把握</td> <td style="text-align: center;">ココカラまるごとブック発刊</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</td> <td style="text-align: center;">医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</td> <td style="text-align: center;">協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター等）の実施</td> <td style="text-align: center;">19回</td> <td style="text-align: center;">10回</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>医療・介護関係者の情報共有の支援</td> <td style="text-align: center;">ココカラまるごとブック発刊</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>在宅医療・介護連携に関する相談支援</td> <td style="text-align: center;">在宅サポート医制度勉強会等</td> <td style="text-align: center;">9回</td> <td style="text-align: center;">13回</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>医療・介護関係者の研修</td> <td style="text-align: center;">合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施</td> <td style="text-align: center;">17回</td> <td style="text-align: center;">5回</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>地域住民への普及啓発</td> <td style="text-align: center;">相談会等の実施</td> <td style="text-align: center;">13回</td> <td style="text-align: center;">6回</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携</td> <td style="text-align: center;">医療介護連携センター運営協議会の実施</td> <td style="text-align: center;">3回</td> <td style="text-align: center;">5回</td> </tr> </tbody> </table>				国が示す事業内容		年度 区分	30	元	ア	地域の医療・介護の資源の把握	ココカラまるごとブック発刊	実施	実施	イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施	実施	実施	ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター等）の実施	19回	10回	エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	ココカラまるごとブック発刊	実施	実施	オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅サポート医制度勉強会等	9回	13回	カ	医療・介護関係者の研修	合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施	17回	5回	キ	地域住民への普及啓発	相談会等の実施	13回	6回	ク	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	医療介護連携センター運営協議会の実施	3回	5回
国が示す事業内容		年度 区分	30	元																																												
ア	地域の医療・介護の資源の把握		ココカラまるごとブック発刊	実施	実施																																											
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施	実施	実施																																												
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター等）の実施	19回	10回																																												
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	ココカラまるごとブック発刊	実施	実施																																												
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅サポート医制度勉強会等	9回	13回																																												
カ	医療・介護関係者の研修	合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施	17回	5回																																												
キ	地域住民への普及啓発	相談会等の実施	13回	6回																																												
ク	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	医療介護連携センター運営協議会の実施	3回	5回																																												

区分	53 地域リハビリテーション活動支援事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
<b>制 度 の 概 要</b>			
<p>令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進していくため、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等の依頼により専門職の派遣を実施。</p>			

#### 根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

#### 制 度 の 現 況

年 度 区 分	元
派遣団体数	41 団体
派遣延回数	45 回

区分	54 地域介護予防活動支援事業	所管係	地域包括ケア・介護予防推進係
<b>制 度 の 概 要</b>			
<p>令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するために、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等に対して、その活動を支援するための補助金を交付。</p>			

#### 根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

#### 制 度 の 現 況

年 度 区 分	元
交付団体数	2 団体

# 介護保険課

係	分掌事務
保 險 料 係	(1) 被保険者の資格に関すること。 (2) 保険料の賦課に関すること。 (3) 保険料の徴収に関すること。 (4) 保険料の減免に関すること。 (5) 保険料の滞納整理に関すること。 (6) 保険料過誤納金の還付及び充当に関すること。
給 付 係	(1) 介護保険事業の計画及び普及促進に関すること。 (2) 保険給付に関すること。 (3) 特別会計の経理に関すること。 (4) 保険給付の苦情及び相談に関すること。 (5) 居宅介護支援事業者及びサービス提供事業者に関すること。 (6) 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の指定並びに指導及び監督に関すること。 (7) 地域密着型サービス運営委員会に関すること。 (8) 介護費用適正化に関すること。 (9) 介護相談員に関すること。 (10) 特定入所者介護サービス費等利用者負担額軽減対策事業に関すること。 (11) その他介護保険に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。
介 護 認 定 係	(1) 要介護認定及び要支援認定に関すること。 (2) 介護認定審査会に関すること。 (3) 認定調査に関すること。



区分	1 介護保険給付事業の概要	所管係	保険料係 給付係 介護認定係
制度の概要			
<p>介護保険事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うものである。</p>			
根拠法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇介護保険法（平成9年法律第123号）</li> <li>◇介護保険法施行法（平成9年法律第124号）</li> <li>◇介護保険法施行令（平成10年政令第412号）</li> <li>◇介護保険法施行規則（平成11年厚令第36号）</li> <li>◇宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）</li> <li>◇宇治市介護保険規則（平成12年宇治市規則第42号）</li> <li>◇宇治市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第37号）</li> <li>◇宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年宇治市規則第39号）</li> <li>◇宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年宇治市条例31号）</li> <li>◇宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年宇治市規則第14号）</li> <li>◇宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号）</li> <li>◇宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年宇治市規則第6号）</li> <li>◇宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第14号）</li> <li>◇宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年宇治市規則第52号）</li> <li>◇宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第15号）</li> <li>◇宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第18号）</li> <li>◇宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第16号）</li> <li>◇宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第19号）</li> <li>◇宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年宇治市告示第43号）</li> <li>◇宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年告示第44号）</li> <li>◇宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）</li> <li>◇宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成29年宇治市告示第46号）</li> <li>◇宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）</li> </ul>			

被保険者

◇第1号被保険者・・・宇治市内に住所を有する65歳以上の者

◇第2号被保険者・・・宇治市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

保険料

◇第1号被保険者・・・基準額は62,380円（月額5,198円）で、前年の所得等に応じて15段階に分かれている。

保険料段階	対象者		割合	年間保険料
第1段階 住民税非課税 世帯で、 本人：非課税 世帯：非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下		基準額 ×0.25	15,600円
	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える120万円以下			
第2段階 世帯で、 本人：非課税 世帯：非課税	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える120万円以上180万円以下		基準額 ×0.35	21,840円
	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が180万円を超える240万円以下			
第3段階	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える240万円以上300万円以下		基準額 ×0.65	40,550円
	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が300万円を超える360万円以下			
第4段階 本人が住民税非課税（世帯に課税者あり）で、 本人：非課税 世帯：課税	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下		基準額 ×0.80	49,910円
	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える			
第6段階 本人が住民税課税で、 第7段階 第8段階 第9段階 第10段階 第11段階 第12段階 第13段階 第14段階 第15段階	合計所得金額が125万円以下		基準額 ×1.10	68,620円
	合計所得金額が125万円を超える200万円未満		基準額 ×1.30	81,100円
	合計所得金額が200万円以上300万円未満		基準額 ×1.65	102,930円
	合計所得金額が300万円以上400万円未満		基準額 ×1.95	121,650円
	合計所得金額が400万円以上500万円未満		基準額 ×2.10	131,000円
	合計所得金額が500万円以上600万円未満		基準額 ×2.25	140,360円
	合計所得金額が600万円以上750万円未満		基準額 ×2.40	149,720円
	合計所得金額が750万円以上900万円未満		基準額 ×2.55	159,070円
	合計所得金額が900万円以上1,000万円未満		基準額 ×2.70	168,430円
	合計所得金額が1,000万円以上		基準額 ×2.95	184,030円

※令和2年度の保険料段階を記載。

※平成 29 年度からは、合計所得金額から、租税特別措置法の長期・短期譲渡所得の特別控除額を控除した額で算定している。

◇徴収方法

①特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金等が、年額 18 万円以上である場合は、年金から差引きする。

②普通徴収

特別徴収の対象にならない第 1 号被保険者については、納付書や口座振替で納付する。

◇保険料の減額

保険料段階が第 2 段階または第 3 段階の被保険者のうち、次の要件をすべて満たす者は、申請により第 1 段階の保険料に減額される。

- ・前年収入の合計額が単身世帯で 94 万円以下

(世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円を加算)

※収入には非課税年金（遺族年金、障害年金等）も含む

※前年収入とは、令和 2 年度保険料の場合、平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の収入を指す

- ・他世帯の者の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない

- ・居住用資産の評価額が 1,800 万円以下であり、居住用資産以外に土地・家屋を所有していない

- ・預貯金の合計額が単身世帯で 350 万円以下

(世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加算)

サービスの種類及び給付内容

◇在宅サービス ※訪問介護、通所介護を除いて介護予防を含む。

○訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴や排泄等の身体介護や家事等の生活援助を行う。

○訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車と専門職員が居宅を訪問し、入浴の介護を行う。

○訪問看護

医師の指示に基づいて看護師等が居宅を訪問し、療養生活を支援する。

○訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、専門家（理学療法士や作業療法士等）が居宅を訪問し、機能の維持回復のためのリハビリテーションを行う。

○通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通所し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練等を受ける。

○通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等において、専門家が機能の維持回復のためのリハビリテーションを行う。

○短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期間入所し、食事や入浴、排泄等の介護や日常の生活上の支援及び機能訓練を受ける。

○短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的管理下で、看護や機能訓練、日常生活上の支援を受ける。

○居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

○特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等の入居者が、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援及び機能訓練等を受ける。

○福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を受ける。

## ○福祉用具購入費の支給

入浴や排泄等に用いる特定福祉用具を京都府知事の指定を受けた事業者から購入した場合、申請により費用の9割、8割又は7割が支給される（毎年度10万円まで申請。支給額は最高9万円、8万円又は7万円）。

## ○住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消等の改修を行った場合、申請により費用の9割、8割又は7割が支給される（支給額は最高18万円、16万円又は14万円）。

## ◇介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

※（＊）は健康生きがい課所管事業

### ○訪問型サービス

#### ・訪問介護相当サービス

利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーが訪問し、支援を行う。

#### ・生活支援型訪問サービス

掃除や調理等の利用者が自力では困難な家事について、家族や地域の支援が受けられない場合に、生活支援員（39支援員）等が訪問し、支援を行う。

#### ・住民主体型生活支援（＊）

掃除や調理等の利用者が自力では困難な家事について、ボランティア等が訪問し、支援を行う。

#### ・訪問型短期集中予防サービス（＊）

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師等が健康に関して、定期的に短期間訪問して指導を行う。

### ○通所型サービス

#### ・通所介護相当サービス

デイサービスセンターにおいて食事、入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行う。

#### ・短時間型通所サービス

デイサービスセンターにおいて生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間行う。

#### ・住民主体型通いの場活動支援（＊）

ボランティア（健康長寿サポート等）を中心として短時間の運動や交流を行う。

#### ・通所型短期集中予防サービス（＊）

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師等による指導のもと、体操や筋力トレーニング、栄養改善、口腔ケア等を短期集中的に行う。

## ◇地域密着型サービス（＊）のみ、介護予防を含む。

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、ホームヘルパーと看護師等が連携しながら、定期的な訪問と利用者の通報や電話による随時対応を行う。

### ○地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターで、入浴、食事等の日常生活上の支援や機能訓練等を受ける。

### ○認知症対応型通所介護（＊）

認知症高齢者が、デイサービスセンター等に通所し、入浴、食事等の日常生活上の支援や機能訓練等を受ける。

### ○小規模多機能型居宅介護

一つの事業所で「通い」「泊まり」「訪問」を組み合わせて、入浴、食事等の介護や機能訓練を受ける。

### ○看護小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、随時の「訪問」「泊まり」のサービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護に看護を加えたサービスを受ける。

### ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防は要支援2の人のみ対象。）

比較的安定状態にある認知症の要介護者が、少人数で共同生活を営む住居において入浴や排泄、食事等の介護や日常の生活の世話及び機能訓練を受ける。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者が必要な介護を受ける。

◇施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者が必要な介護を受ける。

○介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者が、家庭への復帰を目指して、介護やリハビリテーションを受ける。

○介護療養型医療施設、介護医療院

病状が安定期にある長期療養患者が、医学的管理下で介護や必要な医療等を受ける。

サービスの利用

◇在宅サービス

介護サービス計画に基づいて各種のサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担する。在宅サービスでは要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められており、それを超えるサービスの利用については全額自己負担になる。

○在宅サービス区分支給限度額（月額）

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者 要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

◇施設サービス

利用者は施設サービス費用の 1 割、2 割又は 3 割と、食費・居住費や、理美容等の日常生活費を負担する（支給限度額の設定はない）。

利用者負担の軽減等

◇高額介護サービス費

同月内の利用者負担の世帯合算額が高額になるときは、申請により、下記上限額を超えた分が支給される。

○利用者負担の上限額

対象者	自己負担額の上限	
	個人	世帯
① 生活保護受給者	15,000 円	15,000 円
住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者		15,000 円
② 住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が 80 万円以下の方		24,600 円
③ 住民税非課税世帯で①及び②に該当しない方	24,600 円	
④ 住民税課税世帯（※）	44,400 円	44,400 円
⑤ 現役並み所得相当	44,400 円	44,400 円

※1 割負担者のみの世帯に対しては、令和 2 年 7 月までに限り年間上限額を 44 万 6,400 円（37,200 円 × 12 カ月）に設定。

○支給件数

（単位：件）

27	28	29	30	元
21,232	23,459	24,178	24,544	25,821

◇高額医療合算介護サービス費

医療費と介護サービス費の両方の負担がある場合に自己負担額を合計して、年額（8 月 1 日から翌年 7 月末日）で定められた自己負担限度額を超えたうち介護分が高額医療合算介護サービス費として支給される。

○合算算定基準額（平成 30 年 8 月以降）

- ・被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70 歳未満の人）

所得区分（旧ただし書き所得）	自己負担限度額
所得 901 万円超	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

※旧ただし書き所得＝前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円。

- ・被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70～74歳の人）
- ・後期高齢者医療制度＋介護保険（75歳以上の人）

所得区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	III（課税所得 690万円以上）	212万円
	II（課税所得 380万円以上）	141万円
	I（課税所得 145万円以上）	67万円
一般		56万円
低所得者 II		31万円
低所得者 I		19万円

○支給件数

(単位：件)

27	28	29	30	元
1,229	1,298	1,373	1,531	1,811

◇特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険施設に入所した場合又はショートステイを利用した場合、申請の上、以下の要件のすべてを満たしていると認められると、食費及び居住費（滞在費）が減額される。

<要件>

- ①住民税非課税世帯であること
- ②同一世帯には属さない配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税であること  
(配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
- ③利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下であること

○負担限度額（1日あたり）

利用 段階 負 担 者	対象者	居住費（滞在費）					食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型個室		多床室		
				特養 ショートステイ	その他			
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	820円	490円	320円	490円	0円	300円	
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	820円	490円	420円	490円	370円	390円	
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円	

## ○認定件数

(単位：件)

年 度 利用者負担段階 \	27	28	29	30	元
第 1 段 階	127	124	150	137	171
第 2 段 階	1,044	389	386	389	386
第 3 段 階	489	1,205	1,294	1,334	1,336
合 計	1,660	1,718	1,830	1,866	1,893

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

## ◇社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市に減額の実施を申し出た社会福祉法人等が実施しているサービスを利用している人は、申請して認められると、利用者負担額のうち1割負担分、食費、居住費（滞在費）について25%（老齢福祉年金受給者は50%）が減額される。

## &lt;要件&gt;

下記のすべてに該当し、生計が困難であると認められる人

- ①住民税非課税世帯
- ②年間収入額が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下である
- ③預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下である
- ④世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していない
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

## ○認定件数

(単位：件)

27	28	29	30	元
62	66	86	95	93

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

## ◇認知症対応型共同生活介護家賃等の減額

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用し、申請の上、以下の要件を満たしていると認められると、家賃・光熱水費・食費が減額される。

## &lt;要件&gt;

生活保護受給者又は次のすべての要件を満たす人

- ①住民税非課税世帯
- ②年間収入額が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること
- ③預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること
- ④世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

○減額される金額（月額）

利用者負担段階	対象となる人	家賃		光熱水費・食費（上限）
		上限	なし	
第1段階	生活保護受給者	各事業所の家賃から40,000円を控除した額	なし	20,000円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の 人		20,000円	15,000円
第3段階	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人		15,000円	10,000円

○認定件数

(単位：件)

年度 利用者負担段階	27	28	29	30	元
第1段階	9	12	18	22	18
第2段階	1	4	4	5	7
第3段階	6	4	6	5	3
合 計	16	20	28	32	28

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

### 要介護（要支援）認定の状況

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がある。各年度3月末の要介護（要支援）認定者数は、以下のとおりである。

#### ○要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

年 度 要介護度	27	28	29	30	元
要 支 援 1	1,331	1,348	1,322	1,436	1,561
要 支 援 2	1,058	1,130	1,150	1,303	1,342
要 介 護 1	1,978	2,079	2,222	2,474	2,618
要 介 護 2	1,537	1,609	1,741	1,764	1,802
要 介 護 3	1,276	1,306	1,340	1,375	1,327
要 介 護 4	901	976	995	985	1,011
要 介 護 5	798	768	778	762	744
合 計	8,879	9,216	9,548	10,099	10,405

※宇治市独自集計値

### サービスの利用状況

※単位の回・日は年間延べ回数。人は各年度10月の利用人数。

#### ◇在宅サービス

年 度 サービス種類と単位		27	28	29	30	元
訪問介護	回	379,784	376,954	372,154	378,563	393,836
訪問入浴介護	回	6,439	5,676	5,073	5,387	5,541
訪問看護	回	54,379	62,735	70,200	79,544	86,246
訪問リハビリテーション	回	29,573	33,121	43,459	49,396	53,313
通所介護	回	210,943	200,588	191,351	185,448	184,577
通所リハビリテーション	回	43,271	47,520	52,248	54,864	65,067
短期入所	日	54,139	53,702	56,976	56,897	56,411
居宅介護支援	人	4,874	5,071	4,891	4,898	5,283
居宅療養管理指導	人	1,315	1,442	1,572	1,749	1,928
特定施設入居者生活介護	人	273	301	302	318	311

◇介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

サービス種類と単位	年 度		29	30	元
	回				
訪問介護相当サービス	回	17,652	35,932	35,108	
生活支援型訪問サービス	回	1,904	3,645	3,263	
訪問型短期集中予防サービス（＊）	回	134	51	48	
通所型介護相当サービス	回	15,103	32,044	26,180	
短時間型通所サービス	回	13,019	16,850	17,908	
住民主体型通いの場活動支援（＊）	回	555	1,191	1,487	
通所型短期集中予防サービス（＊）	回	120	80	48	
介護予防ケアマネジメント（＊）	人	620	832	741	

※（＊）は健康生きがい課所管事業

◇地域密着型サービス

サービス種類と単位	年 度		27	28	29	30	元
	人	回					
認知症対応型共同生活介護	人	206	215	227	244	272	
認知症対応型通所介護	回	18,014	18,793	18,365	20,207	21,288	
小規模多機能型居宅介護	人	165	184	205	228	233	
看護小規模多機能型居宅介護※	人	25	24	24	27	28	
地域密着型介護老人福祉施設	人	29	30	30	31	30	
定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	回	160	761	2,664	4,976	6,455	
地域密着型通所介護	回	—	24,396	28,539	29,795	29,852	
夜間対応型訪問介護	回	—	—	—	365	364	

◇施設サービス

サービス種類と単位	年 度		27	28	29	30	元
	人	回					
介護老人福祉施設	人	628	640	657	653	650	
介護老人保健施設	人	450	489	527	510	509	
介護療養型医療施設	人	166	166	166	151	27	
介護医療院	人	—	—	—	1	122	

介護保険事業特別会計の状況

◇歳入

(単位：千円)

項目 \ 年度	27	28	29	30	元
保 険 料	3,074,969	3,153,619	3,200,306	3,251,463	3,191,020
使用料及び手数料	174	188	194	256	259
国 庫 支 出 金	2,580,015	2,676,428	3,036,384	3,062,042	3,295,660
支 払 基 金 交 付 金	3,307,041	3,449,424	3,661,242	3,665,278	3,877,634
府 支 出 金	1,781,530	1,829,438	1,925,056	2,029,435	2,118,624
財 産 収 入	872	610	484	622	573
繰 入 金	1,881,518	2,007,024	2,136,576	2,296,976	2,551,008
繰 越 金	488,390	346,467	411,639	453,780	231,247
諸 収 入	7,440	1,128	2,731	3,127	3,521
市 債	—	—	—	—	—
合 計	13,121,949	13,464,326	14,374,612	14,762,979	15,269,546

◇歳出

(単位：千円)

項目 \ 年度	27	28	29	30	元
総 務 費	259,420	271,598	286,003	265,316	290,181
保 険 給 付 費	11,760,419	12,145,320	12,733,969	13,119,457	13,671,988
財政安定化基金拠出金	—	—	—	—	—
地 域 支 援 事 業 費	259,591	268,452	481,994	652,508	620,688
基 金 積 立 金	346,714	261,777	368,407	324,342	168,456
公 債 費	0	0	0	0	0
諸 支 出 金	149,338	105,540	50,459	170,109	83,712
予 備 費	0	0	0	0	0
合 計	12,775,482	13,052,687	13,920,832	14,531,732	14,835,025

# 年 金 医 療 課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	(1) 後期高齢者医療に係る被保険者証の引渡し並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関すること。 (2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 (3) 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関すること。 (4) 後期高齢者の健康診査事業に関すること。
福祉医療係	(1) 老人に対する福祉医療費の支給に関すること。 (2) 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関すること。 (3) 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関すること。 (4) 子育て支援医療助成事業に関すること。 (5) 重度心身障害老人健康管理事業に関すること。 (6) その他福祉医療に関すること。 (7) 未熟児養育医療の給付等を行うこと。 (8) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 (9) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関すること。
国民年金係	(1) 国民年金被保険者の資格等に関すること。 (2) 国民年金の各種裁定請求に関すること。 (3) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関すること。 (4) 福祉年金に関すること。 (5) 特別障害給付金に関すること。 (6) 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関すること。 (7) 年金生活者支援給付金に関すること。 (8) その他国民年金に関すること。



区分	1 重度心身障害老人健康管理事業	所管係	福祉医療係		
<b>制 度 の 概 要</b>					
後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。(平成19年度までは老人保健法の医療受給者である重度心身障害老人が対象)					
<b>(対象者)</b>					
下記のいずれかに該当する人					
(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級または2級に該当する人					
(2) 知的障害者更生相談所において、知能指数が概ね35以下と判定された人					
(3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が3級に該当し、かつ上記(2)の施設において、知能指数が概ね50以下と判定された人					
(4) 上記(2)の施設において、知能指数が概ね75以下と判定された人					
<b>(所得制限)</b>					
○上記対象者(1)～(3)					
本 人	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条及び第26条の5に規定する額を超えないこと				
配偶者・扶養義務者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条及び第26条の5に規定する額を超えないこと				
○上記対象者(4)	市民税非課税世帯				
<b>(財源の負担割合)</b>					
○上記対象者(1)～(3)					
区分	負担割合				
府	1/2				
市	1/2				
○上記対象者(4)	市単独事業				
<b>根拠法令等</b>					
◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱(昭和58年宇治市告示第62号)					
◇ 重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱(昭和58年4月5日付第212号京都府福祉部長通知)					
<b>制 度 の 現 況</b>					
○ 重 度 障 害 者					
(ア) 受給状況					
区分	年度 27	28	29	30	元
受給者数(人)	1,697	1,684	1,661	1,637	1,613
受給件数(件)	50,123	49,483	50,098	46,903	48,988
支給額(円)	155,868,488	153,645,645	152,401,912	153,741,433	160,458,184

○療育手帳Bのみ

(ア)受給状況

年 度 区 分	30	元
受給者数(人)	4	4
受給件数(件)	63	55
支給額(円)	218,639	414,419

区分

2 老人医療費支給事業

所管係

福祉医療係

制度の概要

65歳以上70歳未満（平成26年度に限り臨時特例措置として71歳未満の人も対象）の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額（平成27年4月1日以降、一部負担金1割負担については、2割負担となる）を除いて助成する。

（対象者）

後期高齢者医療制度の被保険者を除く65歳以上70歳未満（平成26年度に限り臨時特例措置として71歳未満の人も対象）の人で下記のいずれかに該当する人

（1）所得税が課税されない世帯の人

（2）次のいずれかに該当する人

ア 寝たきりの人 イ 老人世帯に属する人  
ウ 一人暮らしの人 エ 市長が特に認めた人

（所得制限）

○上記対象者（2）

本人  
配偶者・扶養義務者

国民年金法旧施行令第6条の4第1項の規定額を超えないこと  
同 旧施行令第5条の4第2項の規定額を超えないこと

（財源の負担割合）

区分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根拠法令等

- ◇ 老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和56年宇治市告示第67号）
- ◇ 老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和45年京都府告示第528号）

制 度 の 現 況

(ア) 受 給 状 況

年 度		27	28	29	30	元
区 分						
受 給 者 数 A (平均)	人數(人)	5,655	5,501	4,670	3,703	2,786
	前年比	0.96	0.97	0.85	0.79	0.75
受 給 件 数 B	件数(件)	121,550	115,457	99,352	79,562	61,243
	前年比	0.99	0.95	0.86	0.80	0.77
支 給 額 C	金額(円)	247,511,605	223,636,793	187,643,606	150,958,744	112,433,543
	前年比	0.69	0.90	0.84	0.80	0.74
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	43,769	40,654	40,181	40,767	40,357
	前年比	0.72	0.93	0.99	1.01	0.99
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	2,036	1,937	1,889	1,897	1,836
	前年比	0.70	0.95	0.98	1.00	0.97
受 診 率 B/(A×12)	%	179.12	174.90	177.29	179.05	183.19
	前年比	1.03	0.98	1.01	1.01	1.02

(イ) 医療費給付状況

項目 区分 年度	医 科		歯 科	調 剤	その他	計	
	入 院	入院外					
件 数	27	1,426	65,691	14,932	30,295	9,206	121,550
	28	1,347	62,015	13,765	29,049	9,281	115,457
	29	1,039	52,979	12,388	25,190	7,756	99,352
	30	762	42,193	10,104	20,381	6,122	79,562
	元	562	31,907	7,919	16,088	4,767	61,243
給 付 額 (円)	27	34,568,940	119,887,655	23,338,312	51,060,712	18,655,986	247,511,605
	28	31,500,535	105,390,156	19,986,087	44,136,240	22,623,775	223,636,793
	29	23,292,172	88,100,850	17,101,385	39,858,225	19,290,974	187,643,606
	30	17,530,839	70,056,787	13,986,406	33,369,396	16,015,316	150,958,744
	元	12,063,789	51,077,339	11,104,499	25,651,969	12,535,947	112,433,543

区分	3 福祉医療費支給事業	所管係	福祉医療係								
制度の概要											
<p>一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について助成する。</p>											
<p><b>1 ⑩ 重度心身障害者医療</b></p>											
<p>(対象者)</p> <p>医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）の75歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人</p>											
<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級または2級に該当する人</p>											
<p>(2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において、知能指数が概ね35以下と判定された人</p>											
<p>(3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が3級に該当し、かつ、上記(2)の施設において、知能指数が概ね50以下と判定された人</p>											
<p>(4) 上記(2)の施設において、知能指数が概ね75以下と判定された、年度末年齢が満16歳以上の人</p>											
<p>(所得制限)</p>											
<p>○上記対象者(1)～(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>本 人</td> <td colspan="3">特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条及び第26条の5に規定する額を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>配偶者・扶養義務者</td> <td colspan="3">特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条及び第26条の5に規定する額を超えないこと</td> </tr> </table>				本 人	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条及び第26条の5に規定する額を超えないこと			配偶者・扶養義務者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条及び第26条の5に規定する額を超えないこと		
本 人	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条及び第26条の5に規定する額を超えないこと										
配偶者・扶養義務者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条及び第26条の5に規定する額を超えないこと										
<p>○上記対象者(4)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">市民税非課税世帯</td> </tr> </table>				市民税非課税世帯							
市民税非課税世帯											
<p>(財源の負担割合)</p>											
<p>○上記対象者(1)～(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>府</td> <td>1/2</td> <td>市</td> <td>1/2</td> </tr> </table>				府	1/2	市	1/2				
府	1/2	市	1/2								
<p>○上記対象者(4)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">市単独事業</td> </tr> </table>				市単独事業							
市単独事業											
<p><b>2 ⑪ ひとり親家庭医療</b></p>											
<p>(対象者)</p> <p>医療保険加入者で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭児もしくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親</p>											
<p>ただし、平成25年7月31日までは、医療保険加入者で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある母子家庭児もしくは両親のない児童及び母子家庭児を扶養する母</p>											
<p>(所得制限)</p>											
<p>親・扶養義務者</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと</td> </tr> </table>				当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと							
当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと											
<p>ただし、平成25年7月31日までは、平成9年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと</p>											
<p>(財源の負担割合)</p>											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>府</td> <td>1/2</td> <td>市</td> <td>1/2</td> </tr> </table>				府	1/2	市	1/2				
府	1/2	市	1/2								

根拠法令等

- ◇ 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和 56 年宇治市告示第 40 号)
- ◇ 福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和 50 年京都府告示第 294 号)

制度の現況

1 (障) 重度心身障害者医療

○ 重度障害者

(ア) 受給状況

区分	年度	27	28	29	30	元
受給者数 A	人数(人)	1,766	1,763	1,753	1,747	1,738
	前年比	1.01	1.00	0.99	1.00	0.99
受給件数 B	件数(件)	45,881	46,229	46,237	46,615	46,753
	前年比	1.04	1.01	1.00	1.01	1.00
支給額 C	金額(円)	302,705,306	297,323,644	301,253,497	300,798,165	300,360,720
	前年比	1.02	0.98	1.01	1.00	1.00
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	171,407	168,646	171,850	172,180	172,820
	前年比	1.01	0.98	1.02	1.00	1.00
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	6,598	6,431	6,515	6,453	6,424
	前年比	0.97	0.97	1.01	0.99	1.00
受診率 B/(A×12)	%	216.50	218.51	219.80	222.36	224.17
	前年比	1.04	1.01	1.01	1.01	1.01

(イ) 医療費給付状況

区分 年度	医科		歯科	調剤	その他	計	
	入院	入院外					
件数	27	2,136	23,862	4,753	13,087	2,043	45,881
	28	2,110	23,706	4,885	13,376	2,152	46,229
	29	2,151	23,379	5,075	13,433	2,199	46,237
	30	2,083	23,499	5,115	13,811	2,107	46,615
	元	2,117	23,203	5,364	13,806	2,263	46,753
給付額(円)	27	75,624,447	119,563,603	19,855,698	73,050,120	14,611,438	302,705,306
	28	73,653,097	113,718,864	20,694,887	72,882,455	16,374,341	297,323,644
	29	77,562,452	110,321,846	21,399,622	73,475,782	18,493,795	301,253,497
	30	75,291,708	110,651,304	22,192,092	73,978,624	18,684,437	300,798,165
	元	73,459,349	108,726,484	23,019,204	75,068,543	20,087,140	300,360,720

○療育手帳Bのみ

(ア) 受給状況 (平成30年1月より実施)

区分	年度	29	30	元
受給者数 A	人数(人)	174	180	189
	前年比	—	1.03	1.05
受給件数 B	件数(件)	319	2,605	3,070
	前年比	—	8.17	1.18
支給額 C	金額(円)	1,326,238	10,607,841	14,056,160
	前年比	—	8.00	1.33
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	7,622	58,932	74,371
	前年比	—	7.73	1.26
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	4,157	4,072	4,579
	前年比	—	0.98	1.12
受診率 B/(A×12)	%	15.28	120.60	135.36
	前年比	—	7.89	1.12

(イ) 医療費給付状況

区分	年度	医科		歯科	調剤	その他	計
		入院	入院外				
件数	29	10	165	45	94	5	319
	30	50	1,330	378	712	135	2,605
	元	67	1,517	444	866	176	3,070
給付額(円)	29	343,392	501,761	221,427	243,390	16,268	1,326,238
	30	2,299,560	4,273,520	1,692,623	1,863,296	478,842	10,607,841
	元	3,358,447	5,239,507	1,713,153	2,878,199	866,854	14,056,160

## 2 親 ひとり親家庭医療

(ア) 受給状況

区分	年度	27	28	29	30	元
受給者数 A	人数(人)	4,288	4,184	4,081	3,999	3,820
	前年比	0.99	0.98	0.98	0.98	0.96
受給件数 B	件数(件)	47,727	46,886	46,479	46,417	46,346
	前年比	1.01	0.98	0.99	1.00	1.00
支給額 C	金額(円)	141,128,046	131,862,619	130,433,352	135,949,427	137,998,152
	前年比	1.04	0.93	0.99	1.04	1.02
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	32,912	31,516	31,961	33,996	36,125
	前年比	1.05	0.96	1.01	1.06	1.06
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	2,957	2,812	2,806	2,929	2,978
	前年比	1.02	0.95	1.00	1.04	1.02
受診率 B/(A×12)	%	92.75	93.38	94.91	96.73	101.10
	前年比	1.03	1.01	1.02	1.02	1.05

## (イ) 医療費給付状況

区分 年度	項目	医 科		歯 科	調 剤	その他	計
		入 院	入院外				
件 数	27	288	26,124	6,036	12,060	3,219	47,727
	28	200	24,861	6,462	12,278	3,085	46,886
	29	197	24,792	6,044	12,579	2,866	46,478
	30	252	24,460	6,153	12,749	2,803	46,417
	元	234	24,087	6,480	12,712	2,833	46,346
給 付 額 (円)	27	15,729,752	69,784,000	21,951,664	26,285,524	7,377,106	141,128,046
	28	10,709,547	64,413,301	25,202,913	24,582,224	6,954,634	131,862,619
	29	10,259,794	64,294,003	22,905,705	26,435,153	6,538,697	130,433,352
	30	13,702,789	66,039,817	23,452,635	26,609,409	6,144,777	135,949,427
	元	11,936,866	66,398,620	24,367,186	28,861,120	6,434,360	137,998,152

区分	4 子育て支援医療費支給事業	所管係	福祉医療係				
制度の概要							
<p>宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。</p>							
<p>(制度改正の経過)</p>							
当初	平成 5 年 10 月	入院・入院外とも満 2 歳に達する日の属する月の末日まで					
改正	平成 8 年 12 月	入院のみ満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大					
	平成 11 年 1 月	入院・入院外とも満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大					
	平成 12 年 4 月	入院のみ満 4 歳に達する日の属する月の末日まで拡大					
	平成 15 年 9 月	入院・入院外とも満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大（ただし、3 歳以上の入院外は 1 カ月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給）					
	平成 18 年 1 月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の無料化を 4 歳未満に 1 歳拡大するとともに満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの入院は 1 カ月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給					
	平成 19 年 9 月	府制度で 4 歳以上の入院外の 1 カ月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大					
	平成 24 年 9 月	府制度で入院外の 1 カ月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の無料化を満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大					
	平成 25 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大					
	平成 26 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大					
	平成 27 年 9 月	府制度で入院外の 1 カ月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、入院については満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大					
	平成 29 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大					
	令和元年 9 月	府制度で 3 歳以上の入院外の 1 カ月の自己負担分を 3,000 円から 1,500 円に改正					
(財源の負担割合)							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">府</td> <td style="padding: 2px;">1/2</td> <td style="padding: 2px;">市</td> <td style="padding: 2px;">1/2</td> </tr> </table>				府	1/2	市	1/2
府	1/2	市	1/2				
根拠法令等							
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱(平成 5 年宇治市告示第 109 号)</li> <li>◇ 京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱(平成 5 年京都府告示第 407 号)</li> </ul>							

制 度 の 現 況

(ア) 受給状況

年 度 区 分	27	28	29	30	元
受給者数 A (人)	19,510	21,114	22,962	22,696	22,099
受給件数 B (件)	232,450	229,080	243,170	255,897	263,639
支給額 C (円)	441,772,620	444,147,413	481,952,606	517,046,123	531,197,586
一人当たり支給額 C/A (円)	22,643	21,036	20,989	22,781	24,037
一件当たり支給額 C/B (円)	1,901	1,939	1,982	2,021	2,015
受 診 率 B/(A×12) (%)	99.29	90.41	88.25	93.96	99.42

(イ) 医療費給付状況（中学校3年生までの入院及び0歳～2歳の入院外）

項目 区分 年度	医 科		歯 科	調 剤	その他の	計	
	入 院	入院外					
件 数	27	1,578	41,130	1,199	17,814	763	62,484
	28	1,572	38,070	1,259	19,668	1,868	62,437
	29	1,600	38,893	1,297	19,995	1,928	63,713
	30	1,645	36,723	1,294	20,087	266	60,015
	元	1,644	35,689	1,321	19,647	144	58,445
給付額 (円)	27	58,695,403	77,963,833	2,415,310	16,649,638	3,214,752	158,938,936
	28	64,506,510	73,601,681	2,363,874	17,659,208	10,584,916	168,716,189
	29	69,082,447	73,583,884	3,129,659	16,870,452	10,962,583	173,629,025
	30	73,296,410	70,919,032	3,127,638	16,515,522	1,963,600	165,822,202
	元	69,862,219	67,665,687	3,979,967	16,613,516	1,325,949	159,447,338

前表以外の市独自制度（3歳～中学校3年生の入院外）

※ 平成29年8月までは小学校6年生まで

年度	件 数	給付額 (円)	備 考
27	169,966	282,833,684	
28	166,643	275,431,224	
29	179,457	308,323,581	
30	195,882	351,223,921	
元	205,194	371,750,248	

区分	5 後期高齢者医療制度	所管係	後期高齢者医療係										
制度の概要													
<p>後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡について必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内のすべての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届け出の窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、健康診査などを行う。</p>													
<p>(制度加入者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上の人</li> <li>・ 65歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人</li> </ul>													
<p>(保険料)</p> $\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{後期高齢者医療保険年間保険料}$ <p>(被保険者一人当たり) 47,890 円      (総所得金額等 - 基礎控除額(33万円)) × 9.39%      (上限 62万円)</p>													
<p>(保険料の納め方)</p> <p>年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。</p> <p>また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。</p>													
<p>(医療機関での負担割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1割負担（一般）</li> <li>・ 3割負担（現役並み所得者）</li> </ul> <p>※ 現役並み所得者とは同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人。ただし、収入額の合計が383万円（520万円）未満の場合は申請により負担割合が1割となる。</p> <p>（）内は世帯内に後期高齢者医療の被保険者が2人以上いる場合の収入額の合計。又は、同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人でその収入が383万円以上、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合は被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額の合計。</p> <p>※ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等の合計が210万円以下の場合は負担割合が1割となる。</p>													
<p>(後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 33%;">（1）療養費</td> <td style="width: 33%;">（6）移送費</td> </tr> <tr> <td>（2）入院時食事療養費・生活療養費（表1）</td> <td>（7）特別療養費</td> </tr> <tr> <td>（3）高額療養費（表2）</td> <td>（8）保険外併用療養費</td> </tr> <tr> <td>（4）高額医療・高額介護合算療養費（表3）</td> <td>（9）葬祭費</td> </tr> <tr> <td>（5）訪問看護療養費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				（1）療養費	（6）移送費	（2）入院時食事療養費・生活療養費（表1）	（7）特別療養費	（3）高額療養費（表2）	（8）保険外併用療養費	（4）高額医療・高額介護合算療養費（表3）	（9）葬祭費	（5）訪問看護療養費	
（1）療養費	（6）移送費												
（2）入院時食事療養費・生活療養費（表1）	（7）特別療養費												
（3）高額療養費（表2）	（8）保険外併用療養費												
（4）高額医療・高額介護合算療養費（表3）	（9）葬祭費												
（5）訪問看護療養費													

(表1) 入院時食事療養費・生活療養費

区分	一般病床	療養病床	
	一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者・一般	460円(※2)	460円 (※2・4)	370円(※6)
低所得II(区分IIの認定証(※1)の提示が必要)	210円(※3)	210円(※3)	
低所得I	区分Iの認定証(※1)の提示が必要	100円	130円(※7)
	老齢福祉年金受給者(※5)	100円	100円
			0円

※1 限度額適用・標準負担額減額認定証。

※2 難病の人や平成28年3月31日において、すでに1年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は、260円。

※3 申請月以前12カ月で認定証を持つ期間中の入院日数が90日を超える場合、申請し、認定された場合は160円（京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得IIの認定証の交付を受けた期間の入院日数も合算可）。

※4 医療機関の食事提供体制等により、420円の場合もあり。

※5 指定難病の人も含む。

※6 指定難病の人は0円。

※7 入院医療の必要性の高い方は100円。

(表2) 高額療養費（自己負担限度額）

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	現役III(課税所得690万円以上)	252,600円+1%(※1) 【140,100円】(※2)
	現役II(課税所得380万円以上)	167,400円+1%(※3) 【93,000円】(※2)
	現役I(課税所得145万円以上)	80,100円+1%(※4) 【44,400円】(※2)
一般	18,000円(※5)	57,600円 【44,400円】(※2)
低所得	区分II	24,600円
	区分I	15,000円

※1 医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※2 【】内は、後期高齢者医療制度において、前月までの11カ月の間に世帯で3カ月以上、外来＋入院の支払いが自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額。

※3 医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※4 医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※5 年間(8月～翌年7月)上限額144,000円。

(表3) 高額医療・高額介護合算療養費（自己負担限度額）

区分		後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額 (8月～翌年7月までの年額)
現役並み所得者	現役III(課税所得690万円以上)	212万円
	現役II(課税所得380万円以上)	141万円
	現役I(課税所得145万円以上)	67万円
一般		56万円
低所得	区分II	31万円
	区分I	19万円

#### (保健事業)

##### 人間ドック受診補助金

平成22年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用の7割相当額を補助。

京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

##### 健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者のQOL (quality of life 生活の質、人生の質及び生命の質) の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、(一社)宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

## 根拠法令等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- ◇ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
- ◇ 宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）
- ◇ 宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則
- ◇ 後期高齢者医療被保険者に対する宇治市健康診査実施要項
- ◇ 後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

## 制度の現況

### 1) 被保険者数

(単位：人)

	28	29	30	元
被保険者数	22,866	24,152	25,334	26,478
(再掲) 現役並み所得者	1,430	1,506	1,551	1,594
(再掲) 非課税世帯の被保険者	9,262	9,880	10,466	11,104

### 2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）

(単位：円)

	28	29	30	元
保険療養給付費等 負担金	1,577,154,543	1,733,692,837	1,811,165,476	1,920,738,878

3) 保険料の収納状況

(単位：円)

		28	29	30	元
特別徴収	調定額	1,065,928,160	1,145,797,697	1,197,584,279	1,272,628,314
	収入額	1,069,150,615	1,149,362,995	1,201,157,645	1,276,941,180
	収入率(%)	100.30	100.31	100.30	100.34
普通徴収	調定額	871,532,167	889,123,828	906,288,163	920,853,413
	収入額	859,738,330	878,314,883	895,231,077	909,114,314
	収入率(%)	98.65	98.78	98.78	98.73
過年度新規	調定額	3,468,407	4,137,299	4,907,461	4,022,085
	収入額	3,424,498	3,956,119	4,269,490	4,006,342
	収入率(%)	98.73	95.62	87.00	99.61
滞納	調定額	34,445,677	33,789,184	35,979,646	34,088,040
	収入額	8,583,516	6,166,609	6,259,287	9,885,530
	収入率(%)	24.92	18.25	17.40	29.00
合計	調定額	1,975,374,411	2,072,848,008	2,144,759,549	2,231,591,852
	収入額	1,940,896,959	2,037,800,606	2,106,917,499	2,199,947,366
	収入率(%)	98.25	98.31	98.24	98.58

4) 健診事業

人間ドック受診補助金

	28	29	30	元
受診者数（人）	231	377	374	375
総事業費（千円）	6,916	11,194	10,991	11,012

健康診査費

	28	29	30	元
健診受診者数（人）	6,799	7,569	7,983	8,601
歯科健診受診者数（人）	—	19	16	14
総事業費（千円）	67,337	74,916	79,499	86,149

区分	6 国民年金事業	所管係	国民年金係		
制度の概要					
国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理論に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。					
被保険者					
① 第 1 号被保険者	日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで 20 歳以上 60 歳未満の人				
② 第 2 号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に加入している人（原則として 65 歳未満）				
③ 第 3 号被保険者	厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人				
④ 任意加入被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満で、他の年金制度から老齢（退職）年金を受けられる人</li> <li>・日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人</li> <li>・日本国民で海外に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の人</li> </ul> <p>※（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になったとき老齢（退職）年金を受けることができない人は、65 歳以上 70 歳の間、老齢（退職）年金を受給できるまで加入できる。）</p>				
被保険者数の推移（各年度末現在） (単位：人)					
年 度	27	28	29	30	元
第 1 号被保険者	23,935	22,835	22,002	21,824	21,525
第 3 号被保険者	14,688	14,266	13,841	13,403	13,065
任 意 加 入 者	402	356	339	307	319
合 計	39,025	37,457	36,182	35,534	34,909
保険料					
第 1 号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。					
① 月額保険料の推移	(単位：円)				
年 度	28	29	30	元	2
月 額	16,260	16,490	16,340	16,410	16,540
② 付 加 保 険 料	月額 400 円（昭和 49 年 1 月から変更なし） (第 1 号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人)				
③ 保 険 料 の 免 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1 級または 2 級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）</li> <li>・保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額または一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象</li> </ul>				

④ 学生納付特例 本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

⑤ 納付猶予制度（50歳未満の人。平成37年6月まで）

本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

⑥ 追納 ③④⑤で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額あとから納付することができる

⑦ 産前産後の保険料の免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

⑧ 保険料の納付状況（各年度末現在）

（単位：月数）

年 度	27	28	29	30	元
納付対象月数	180,357	164,678	153,913	150,246	144,492
納付月数	115,391	109,451	104,512	103,769	102,649
納付率（%）	64.0	66.5	67.9	69.1	71.0

⑨ 免除者数（各年度末現在）

（単位：人）

年 度	27	28	29	30	元
法定免除者数	1,899	1,925	1,950	1,978	2,020
申請免除者数	8,129	8,427	8,340	8,333	8,368
※(学生納付特例)	3,078	3,162	3,228	3,335	3,425
※(納付猶予)	635	849	912	919	920
合 計	10,028	10,352	10,290	10,311	10,388
免除率（%）	41.9	45.3	46.8	47.2	48.3

※ 再掲

## 給付

① 老齢基礎年金

○ 国民年金等の加入期間（資格期間）が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰り上げ』や『繰り下げ』が、一定の要件内でできる

○ 資格期間の合算

(1) 国民年金の保険料を納めた期間（任意加入も含む。）

(2) 国民年金の保険料が免除された期間

(3) 昭和61年4月からの第3号被保険者期間

(4) 昭和36年4月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間（昭和36年3月以前の加入期間が含まれる場合もある。）

(5) 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間）

(6) 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更）

(7) 海外居住期間（日本国籍を有する人で、昭和 36 年 4 月以降で 20 歳以上 60 歳未満の間）

○ 年 金 額

- (1) 加入可能年数の保険料を完納した場合、下記(3)の年金額が支給される  
(2) 保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

\* 年金額の計算式

$$\boxed{\text{満額の年金額}} \times \frac{\text{厚生年金等} \\ \text{加入月数(20~60 歳)} + \text{国民年金} \\ \text{納付月数} + ① + ②}{480 \text{ 月 } (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月})}$$

①= (平成 21 年 3 月までの) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4  
免除月数×1/3+免除月数×1/2+免除月数×2/3+免除月数×5/6

②= (平成 21 年 4 月以降の) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4  
免除月数×1/2+免除月数×5/8+免除月数×3/4+免除月数×7/8

(3) 年金額の推移（完全自動物価スライド制）

平成 28 年度	780,100 円	(月額 65,008 円)
平成 29 年度	779,300 円	(月額 64,941 円)
平成 30 年度	779,300 円	(月額 64,941 円)
令和元年度	780,100 円	(月額 65,008 円)
令和 2 年度	781,700 円	(月額 65,141 円)

② 障害基礎年金

○ 対象者

- (1) 国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人  
(2) 20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人  
(3) 昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人

○ 支給要件

- (1) 初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間（免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること（または初診日が平成 38 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと）  
(2) 上記(2)、(3)の場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される

○ 年 金 額（完全自動物価スライド制）

- (1) 障害基礎年金の支給基本額（2 級）は、老齢基礎年金（満額）と同額  
(2) 障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額  
(3) 18 歳未満の子（障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満）の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子1人当たり加算額

(単位：円)

年 度	28	29	30	元	2
1 子・2 子	224,500	224,300	224,300	224,500	224,900
3 子 以 降	74,800	74,800	74,800	74,800	75,000

## ③ 遺族基礎年金

## ○ 対象者

- (1) 国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者又は遺児（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害等級が1級・2級の障害状態にある20歳未満の子）
- (2) 昭和61年3月31日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

## ○ 支給要件

- (1) 死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間（免除期間を含む。）が25年以上あること
- (2) 上記(2)の場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

## ○ 年金額（物価スライド制）

- (1) 遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金（満額）と同額

## (2) 配偶者に支給される場合

基本額 + 障害基礎年金の子の加算額

## (3) 子に支給される場合

子が1人のときは、基本額のみ。2人以上いるときは、2人目以降の子の加算額をえた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

## ④ 寡婦年金

## ○ 対象者

保険料納付済期間（免除期間を含む。）が10年以上ある夫が、老齢（障害）基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が10年以上ある妻。ただし、妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

## ○ 支給期間

60歳から65歳になるまで

## ○ 年金額

夫が65歳から受けたはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額

## ⑤ 付加年金

## ○ 対象者

付加保険料（任意）を納付した人

## ○ 年金額（老齢基礎年金に下記の金額が加算される。）

200円 × 付加保険料納付月数

## ⑥ 死亡一時金

## ○ 対象者

1号被保険者（任意含む）として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

○ 支 給 額 (平成 6 年 4 月 1 日から下記の金額)

3 年以上 15 年未満	120,000 円	15 年以上 20 年未満	145,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
30 年以上 35 年未満	270,000 円	35 年 以 上	320,000 円

⑦ 老 齢 年 金 (旧法年金)

○ 対 象 者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

○ 年 金 額

基本年金額 2,501 円 × (保険料納付月数 + 保険料免除月数 × 1/3) × 物価スライド  
(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円 × 月数)

・ 付加年金 200 円 × 付加保険料納付月数

・ 10 年から 24 年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算

968 円 × (300 - 加入月数) ×  $\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料納付免除月数} \times 1/2}{\text{加 入 月 数}}$  × 物価スライド

⑧ 通算老齢年金 (旧法年金)

○ 対 象 者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間 (合算対象期間) を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人

なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生 (共済) 年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる

○ 年 金 額

明治 44 年 4 月 2 日以降生まれの人

2,501 円 × (保険料納付月数 + 保険料免除月数 × 1/3) × 物価スライド

(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人は、3,752 円とする。)

⑨ 老齢福祉年金

○ 対 象 者

国民年金に加入できなかった、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人

○ 年 金 額

(1) 全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があって全額又は一部が支給停止される

(2) 支給額

(単位 : 円)

年 度	28	29	30	元	2
年 金 額	399,700	399,300	399,300	399,700	400,500

⑩ 年金生活者支援給付金

○ 公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される

○ 給付金は、受給年金により以下の 3 種類に区分される

### (1) 老齢年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件をすべて満たしている人
  - ・65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
  - ・請求される人の世帯全員の市民税が非課税
  - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下（毎年度改定）
- 給付額 保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる
  - ・保険料納付済期間に基づく額（月額）  
基準額 約5,000円（毎年度改定）×保険料納付済期間／480月  
(単位：円)

年度	元	2
基準額	5,000	5,030

- ・保険料免除期間に基づく額（月額）

基準額 約10,800円（毎年度改定）×保険料免除期間／480月  
(単位：円)

年度	元	2
基準額	10,834	10,856

### (2) 障害年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件をすべて満たしている人
  - ・障害基礎年金を受けている
  - ・前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下である
- 給付額 (単位：円)

年度	元	2
障害等級2級	5,000	5,030
障害等級1級	6,250	6,288

### (3) 遺族年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件をすべて満たしている人
  - ・遺族基礎年金を受けている
  - ・前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下である
- 給付額 (単位：円)

年度	元	2
給付額	5,000	5,030

※ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

## ⑪ 年金等の支払時期

年 金 等	支 払 月 日	支 払 月 分
基 础 年 金 寡 婦 年 金 老 齢 年 金 年 生 活 者 支 援 給 付 金	2・4・6・8・10・12月の各月15日 (土・日・祝日は前日)	前月までの2ヵ月分
老 齢 福 祉 年 金	4・8・12月の各月11日 (土・日・祝日は前日)	前月までの4ヵ月分

根 拠 法 令 等

◇ 国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）

制 度 の 現 況

年度 種別		27	28	29	30	元
老 齢 基 礎 年 金	件数 (件)	46,459	47,752	49,256	50,137	50,882
	金額 (円)	30,322,834,960	31,253,855,605	32,078,708,816	32,672,617,832	33,244,591,268
障 害 基 礎 年 金	件数 (件)	2,880	2,940	2,964	3,016	3,097
	金額 (円)	2,491,665,500	2,540,441,275	2,555,365,500	2,601,006,925	2,669,182,700
遺 族 基 礎 年 金	件数 (件)	333	321	320	288	298
	金額 (円)	252,601,500	244,777,800	244,062,879	222,135,814	230,777,200
寡 婦 年 金	件数 (件)	15	11	11	8	7
	金額 (円)	6,706,600	4,881,315	4,933,538	3,154,135	2,731,977
(旧法年金) 老齢年金等	件数 (件)	1,433	1,252	1,094	933	788
	金額 (円)	530,073,300	462,812,990	407,624,171	305,922,207	301,219,897
老 齢 福 祉 年 金	件数 (件)	0	0	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0	0	0
死亡一時金 (特別一時金 を含む)	件数 (件)	26	20	23	19	10
	金額 (円)	3,678,500	2,492,300	3,102,500	2,505,000	1,383,500
合 計	件数 (件)	51,146	52,296	53,668	54,401	55,082
	金額 (円)	33,607,560,360	34,509,261,285	35,293,797,404	35,807,341,913	36,449,886,542

区分	7 特別障害給付金事業	所管係	国民年金係																		
<b>制度の概要</b>																					
国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。																					
<p>○ 支給対象</p> <p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</p> <p>(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者)</p>																					
<p>であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する人。ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。</p> <p>なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。</p>																					
<p>○ 支給月額(物価スライド) (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>51,450</td> <td>51,400</td> <td>51,650</td> <td>52,150</td> <td>52,450</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>41,160</td> <td>41,120</td> <td>41,320</td> <td>41,720</td> <td>41,960</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	28	29	30	元	2	1 級	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450	2 級	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960
年 度	28	29	30	元	2																
1 級	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450																
2 級	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960																
<b>根拠法令等</b>																					
<p>◇ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月10日法律第166号)</p>																					
<b>制度の現況</b>																					
<p>受給権者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 数</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	人 数	16	17	17	15	14						
年 度	27	28	29	30	元																
人 数	16	17	17	15	14																
区分	8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係																		
<b>制度の概要</b>																					
国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和57年1月1日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。																					
<p>○ 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人 (ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和37年1月1日以前に生まれた人</li> <li>・ 昭和57年1月1日において日本国内に外国人登録をしていた人</li> <li>・ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和56年12月31日以前の人</li> </ul>																					
<p>○ 給付額 月額 36,000円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する</p>																					

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成7年9月1日施行）

制 度 の 現 況

年 度 区 分	27	28	29	30	元
支 給 人 数 (人)	5	5	5	5	4
金 領 (千円)	1,800	2,160	2,160	1,908	1,728

区 分

9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業

所管係

国民年金係

制 度 の 概 要

大正15年4月1日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

- 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
  - ・ 大正15年4月1日以前に生まれた人
  - ・ 昭和57年1月1日において日本国内に外国人登録をしていた人
- 給付額 月額 10,000円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成11年8月1日施行）

制 度 の 現 況

年 度 区 分	27	28	29	30	元
支給人数(人)	6	6	2	2	2
金額(千円)	720	590	240	240	240



# 國民健康保険課

係	分掌事務
国保管理係	(1) 国民健康保険事業の管理及び普及促進に関すること。 (2) 国民健康保険事業費納付金に関すること。 (3) 特別会計の経理に関すること。 (4) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (5) その他国民健康保険に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
国保資格給付係	(1) 保険給付に関すること。 (2) 被保険者の資格の得喪に関すること。 (3) 保険料の賦課に関すること。 (4) 保険料の減免及び審査請求に関すること。
国保料収納係	(1) 保険料の収納並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 (2) 保険料の徴収に関すること。 (3) 保険料の滞納整理に関すること。 (4) 納付思想の普及及び宣伝に関すること。 (5) 京都地方税機構との連絡及び調整に関すること。
国保保健事業係	(1) 保健事業に関すること。 (2) 特定健診・特定保健指導事業に関すること。



区分	1 保険給付事業の状況	所管係	国保管理係 国保資格給付係
----	-------------	-----	------------------

◇ 療養の給付 (国民健康保険法第 36 条、42 条)

被保険者が疾病等により医療機関等で受診した場合、医療費（10割分）の3割（、又は2割）は本人が負担（一部負担金）し、7割（、又は8割）は保険者が「療養の給付」として医療機関等に支払う。

\*一部負担割合

小学校入学前	小学校入学から 70 歳未満	70 歳以上被保険者
2割	3割	2割 現役並み所得者は3割

◇ 療養費 (国民健康保険法第 54 条)

被保険者が緊急その他やむをえない理由で、保険証を提出しないで医療機関等で受診した場合や、治療用装具を装着した場合等に行う現金給付。

◇ 高額療養費 (国民健康保険法第 57 条の 2)

被保険者（世帯）が同じ月に、一部負担金が下表の自己負担限度額を超えた場合に、その差額を申請により支給する。

\*70 歳未満

<70 歳未満の一部負担金の計算上の注意>

個人ごとに医療機関ごと（同じ医療機関でも歯科、外来、入院ごと）にまとめる。

所得区分	3回目まで 過去 12 カ月間に一つの世帯での支給が 3回目まで	4回目以降 過去 12 カ月間に一つの世帯での支給が 4回以上あった場合の 4回目以降から
旧ただし書き所得※1 901 万円超※2	252,600 円 医療費が 842,000 円を超えた場合は + (医療費 - 842,000 円) ×1%	140,100 円
旧ただし書き所得 600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円 医療費が 558,000 円を超えた場合は + (医療費 - 558,000 円) ×1%	93,000 円
旧ただし書き所得 210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円 医療費が 267,000 円を超えた場合は + (医療費 - 267,000 円) ×1%	44,400 円
旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※1 旧ただし書き所得=前年の総所得額等－基礎控除 33 万円

※2 所得不明（未申告者）を含む世帯

\*70歳以上 75歳未満

<70歳以上 75歳未満世帯の一部負担金の計算上の注意>

個人ごとに医療機関の区別なく、外来、入院ごとにまとめる。

所得区分		外来+入院	
		外来（個人単位）	（世帯単位）
現役並み所得者	III (課税所得 690万円以上)	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は + (医療費 - 842,000円) × 1% (4回目以降は140,100円)	
	II (課税所得 380万円以上)	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は + (医療費 - 558,000円) × 1% (4回目以降は93,000円)	
	I (課税所得 145万円以上)	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)	
一般		18,000円 年間144,000円	57,600円 (4回目以降は44,400円)
住民税 非課税世帯	低所得II	8,000円	24,600円
	低所得I	8,000円	15,000円

\*世帯合算について

・70歳未満の世帯の場合

同一世帯で同一月内に自己負担額21,000円以上が複数あり、その合計額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

・70歳以上 75歳未満の人のみで同月に外来および入院がある場合

外来の限度額を個人単位で適用後に、入院を含めた世帯単位の自己負担限度額を適用。

・70歳未満と 70歳以上 75歳未満の人が同じ世帯の場合

まず70歳以上のみで自己負担限度額を適用し、これに70歳未満の合算対象額を合わせて70歳未満の自己負担限度額を適用。

\*特例対象者に係る高額療養費自己負担限度額

月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度に移行した人や、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことで月の途中で国保に加入した被扶養者は、その月の自己負担限度額が本来の自己負担限度額の2分の1。(誕生日が1日の人については対象外)

\*特定疾病

血友病、慢性腎不全で人工透析、または抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療を受ける場合、1医療機関1ヶ月1万円を超えた額。(慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については、1医療機関1ヶ月2万円を超えた額)

◇ 高額介護合算療養費 (国民健康保険法第 57 条の 3)

医療費と介護費の自己負担を合算して、年額（8月1日から翌年7月末日）で定められた自己負担限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給される。

\* 70歳未満の自己負担限度額

所得区分	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	212万円
旧ただし書き所得 600万円超 901万円以下	141万円
旧ただし書き所得 210万円超 600万円以下	67万円
旧ただし書き所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

\* 70歳以上 75歳未満の自己負担限度額

所得区分	限度額
現役並み所得者	III (課税所得 690万円以上) 212万円
	II (課税所得 380万円以上) 141万円
	I (課税所得 145万円以上) 67万円
一般	56万円
低所得者 II	31万円
低所得者 I	19万円

◇ 出産育児一時金 (国民健康保険法第 58 条、宇治市国民健康保険条例)

被保険者の出産に対しては、1子につき 404,000 円を支給する。産科医療補償制度対象分娩の場合 16,000 円を加算。

◇ 葬祭費 (国民健康保険法第 58 条、宇治市国民健康保険条例)

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に対して 50,000 円を支給する。

◇ 精神・結核医療付加金 (宇治市国民健康保険条例)

結核医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項）、精神通院医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条に規定する指定自立支援医療のうち同法施行令第 1 条の 2 第 3 号で定める精神障害の医療）の受給者の自己負担額のうち公費部分を除いた部分を給付する。

◇ 保険給付費 (支払済額)

(単位：件、円)

① 一般被保険者分  
保険給付費

年 度	療養の給付		療養費	
	件数	金額	件数	金額
27	652,334	11,837,510,457	39,203	271,338,380
28	638,802	11,775,756,580	37,113	251,010,204
29	625,373	11,666,567,238	33,803	224,166,158
30	612,685	11,347,730,484	31,101	196,792,612
元	605,195	11,519,768,445	29,543	185,010,236

年 度	高額療養費		合計	
	件数	金額	件数	金額
27	20,809	1,484,702,185	712,346	13,593,551,022
28	20,630	1,606,075,646	696,545	13,632,842,430
29	21,488	1,583,499,389	680,664	13,474,232,785
30	20,848	1,568,114,958	664,634	13,112,638,054
元	21,400	1,622,031,600	656,138	13,326,810,281

注：東日本大震災による被災に伴う、診療報酬等概算請求及び診療報酬等  
保険者不明分請求に基づく医療費及び事務費手数料を除く

② 退職被保険者等分  
保険給付費

年 度	療養の給付		療養費	
	件数	金額	件数	金額
27	27,905	517,510,083	1,521	9,819,446
28	16,588	319,136,511	1,137	7,550,476
29	8,158	161,935,632	622	3,437,863
30	2,775	58,387,612	222	1,113,709
元	528	8,270,811	30	124,853

年 度	高額療養費		合計	
	件数	金額	件数	金額
27	767	93,326,853	30,193	620,656,382
28	565	54,760,247	18,290	381,447,234
29	318	33,730,478	9,098	199,103,973
30	128	11,424,076	3,125	70,925,397
元	14	1,655,853	572	10,051,517

③ その他の給付

年 度	出産育児一時金		葬祭費		精神・結核付加金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
27	154	64,536,000	261	13,050,000	20,049	24,737,007
28	137	57,334,000	243	12,150,000	20,726	25,268,109
29	139	58,220,000	264	13,200,000	20,929	25,390,856
30	130	54,456,000	252	12,600,000	21,566	25,759,556
元	104	43,552,000	227	11,350,000	21,453	25,726,680

注：出産育児一時金の表記は、件数は支給決定件数、金額は支払義務額

○ 療養の給付等、件数・日数・費用額の状況（一般被保険者）

項目 年度	入院			入院外		
	件数	日数	費用額(円)	件数	日数	費用額(円)
27	9,932	144,687	5,774,917,799	374,003	615,000	5,927,317,680
28	9,885	144,071	6,044,756,212	364,027	593,084	5,848,102,580
29	9,686	140,736	6,013,479,859	352,337	565,594	5,719,291,974
30	9,270	131,246	5,904,477,362	341,671	540,098	5,528,338,844
元	9,157	130,734	6,009,397,259	332,913	519,987	5,501,938,374

項目 年度	歯科			診療費計		
	件数	日数	費用額(円)	件数	日数	費用額(円)
27	86,785	163,339	1,144,260,514	470,720	923,026	12,846,495,993
28	84,558	155,749	1,113,867,241	458,470	892,904	13,006,726,033
29	84,134	153,175	1,113,213,538	446,157	859,505	12,845,985,371
30	83,162	148,840	1,098,914,710	434,103	820,184	12,531,730,916
元	83,852	144,936	1,087,563,185	425,922	795,657	12,598,898,818

項目 年度	その他の			療養の給付計		
	件数	日数	費用額(円)	件数	日数	費用額(円)
27	181,614	8,599	3,188,230,161	652,334	931,625	16,034,726,154
28	180,332	10,325	2,990,068,342	638,802	903,229	15,996,794,375
29	179,216	12,489	2,948,935,555	625,373	871,994	15,794,920,926
30	178,582	15,751	2,850,068,889	612,685	835,935	15,381,799,805
元	179,273	17,225	2,948,948,439	605,195	812,882	15,547,847,257

○ 療養の給付等、件数・日数・費用額の状況（退職被保険者等）

項目 年度	入院			入院外		
	件数	日数	費用額(円)	件数	日数	費用額(円)
27	374	5,048	261,112,495	15,615	24,924	273,152,050
28	263	3,216	162,011,380	9,294	15,626	178,828,350
29	109	1,570	79,581,733	4,494	7,855	96,290,902
30	47	657	31,663,340	1,526	2,758	34,317,590
元	6	120	5,012,670	285	588	4,035,550

項目 年度	歯科			診療費計		
	件数	日数	費用額(円)	件数	日数	費用額(円)
27	4,141	7,942	55,341,350	20,130	37,914	589,605,895
28	2,319	4,273	29,356,100	11,876	23,115	370,195,830
29	1,238	2,237	16,004,890	5,841	11,662	191,877,525
30	362	616	4,854,670	1,935	4,031	70,835,600
元	83	115	1,048,870	374	823	10,097,090

項目 年度	その他の			療養の給付計		
	件数	日数	費用額(円)	件数	日数	費用額(円)
27	7,775	604	148,802,664	32,046	46,460	793,749,909
28	4,712	665	86,398,450	16,588	23,780	456,594,280
29	2,344	60	37,629,126	8,185	11,722	229,506,651
30	840	2	12,616,217	2,775	4,033	83,451,817
元	154	0	1,733,180	528	823	11,830,270

注：その他分=調剤+食事療養+訪問看護  
件数は食事療養除く、日数は調剤・食事療養除く

○ 診療費諸率の状況（一般被保険者）

項目 年度	入 院				院 外			
	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率
27	129,288	39,913	14.57	22.236	132,700	9,638	1.64	837.314
28	139,101	41,957	14.57	22.747	134,575	9,860	1.63	837.691
29	144,067	42,729	14.53	23.205	137,019	10,112	1.61	844.103
30	147,071	44,988	14.16	23.090	137,702	10,236	1.58	851.050
元	154,977	45,967	14.28	23.615	141,890	10,581	1.56	858.554

項目 年度	歯 科				診 療 費 計			
	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率
27	25,618	7,005	1.88	194.293	287,606	13,918	1.96	1,053.843
28	25,632	7,152	1.84	194.583	299,308	14,567	1.95	1,055.021
29	26,670	7,268	1.82	201.562	307,755	14,946	1.93	1,068.870
30	27,372	7,383	1.79	207.144	312,146	15,279	1.89	1,081.284
元	28,047	7,504	1.73	216.247	324,915	15,835	1.87	1,098.417

○ 診療費諸率の状況（退職被保険者等）

項目 年度	入 院				院 外			
	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率
27	143,705	51,726	13.50	20.583	150,331	10,959	1.60	859.384
28	146,882	50,377	12.23	23.844	162,129	11,444	1.68	842.611
29	147,101	50,689	14.40	20.148	177,987	12,259	1.75	830.684
30	168,422	48,194	13.98	25.000	182,540	12,443	1.81	811.702
元	185,654	41,772	20.00	22.222	149,465	6,863	2.06	1,055.556

項目 年度	歯 科				診 療 費 計			
	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率	一人当たり 診療費	一日当たり 診療費	一件当たり 日 数	受 診 率
27	30,457	6,968	1.92	227.903	324,494	15,551	1.88	1,107.870
28	26,615	6,870	1.84	210.245	335,626	16,015	1.95	1,076.700
29	29,584	7,155	1.81	228.835	354,672	16,453	2.00	1,079.667
30	25,823	7,881	1.70	192.553	376,785	17,573	2.08	1,029.255
元	38,847	9,121	1.39	307.407	373,966	12,269	2.20	1,385.185

※ 一人当たり診療費・・・年間総費用額÷年間平均被保険者数

一日当たり診療費・・・年間総費用額÷年間総受診日数

一件当たり日数・・・年間総受診日数÷年間総受診件数

受診率・・・・年間総受診件数÷年間平均被保険者数×100

∴ 一人当たり診療費=一日当たり診療費×一件当たり日数×受診率

区分	2 国民健康保険保健事業	所管係	国保保健事業係
----	--------------	-----	---------

### 制度の概要

国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

### 根拠法令等

- ◇ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- ◇ 宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）
- ◇ 宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則  
（昭和55年宇治市規則第37号）
- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

### 制度の状況

#### ○ 医療費通知の実施状況

年度	通知回数	通知世帯件数	通知月	通知項目等
27	6回	126,901件	4、6、8、10、 12、翌2月	・受診年月 ・受診者氏名
28	6回	124,010件		・診療日数 ・食事療養費
29	6回	119,654件		・受診医療機関名等
30	6回	115,648件		・入院、外来、歯科等の区分 ・医療費総額の複月7項目
元	5回	95,380件	4、8、10、12、 翌2月	※ 令和元年8月通知より ・自己負担相当額の複月8項目

#### ○ 高額療養費貸付制度の利用状況

国保被保険者で医療費の支払が特に困難な者に対し、高額療養費支給見込額の10分の9以内で貸付制度が受けられる。

<京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付規程>

<国保連合会による貸付利用状況>

区分	年度	27	28	29	30	元
貸付件数(件)		0	0	0	0	0
貸付金額(千円)		0	0	0	0	0

○ 国保半日人間ドック・脳ドック受診補助事業

加入者の健康管理・疾病予防の推進事業として、人間ドック受診補助は昭和55年度から、脳ドック受診補助は平成8年度から実施。

- ・受診補助対象者：健診時において35歳以上で1年以上継続して本市国保に加入している者。  
ただし、入院もしくは妊娠していない者。
- ・補助率：ドック健診費用の7割相当額を補助。

<利用状況>

区分	年 度	27	28	29	30	元
人間ドック受診者数(人)		1,403	1,435	1,603	1,575	1,582
同 補 助 額(千円)		41,532	42,519	47,538	46,607	47,328
脳ドック受診者数(人)		671	672	755	740	747
同 補 助 額(千円)		14,258	14,239	15,574	14,976	15,186

○ 健康づくり推進事業

健康相談、健康教室等の健康づくり推進事業を国保保健事業として実施。

区分	年 度	27	28	29	30	元
事 業 費 (千円)		11,074	10,229	11,006	9,644	12,297

○ 特定健康診査・特定保健指導

宇治市特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その結果を踏まえて正しい生活習慣の指導を行う。

年度	27	28	29	30	元
特定健診受診者数(人)	10,450	9,919	9,680	9,560	10,568
特定保健指導初回面接利用者数(人)	146	117	282	251	266
再掲 前年度特定健診から対象となった人(人)	0	0	0	0	0
総事業費(千円)	110,637	105,657	104,058	103,742	120,982

※ 特定保健指導初回面接利用者のうち、前年度特定健診から対象となった人は再掲で記載

区分	3 国民健康保険の適用	所管係	国保資格給付係
----	-------------	-----	---------

### 制度の概要

国民健康保険は、国民皆保険を支える基盤として、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者・被扶養者以外を対象としている。

具体的には、次の要件に該当したときに取得、喪失する。なお、75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合を除き、届出が必要となる。

- 取得
- ・宇治市に住所を定めた場合（転入・出生等）
  - ・被用者保険等の被保険者又は被扶養者でなくなった場合
  - ・後期高齢者医療制度の被保険者でなくなった場合
  - ・生活保護が停止・廃止された場合
- 喪失
- ・宇治市に住所を有しなくなった場合（転出・死亡等）
  - ・被用者保険等の被保険者又は被扶養者になった場合
  - ・後期高齢者医療制度の被保険者になった場合
  - ・生活保護を受けた場合

### 関係法令等

- ◇ 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
- ◇ 宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）

宇治市の世帯、人口に占める加入世帯等の推移（各年度3月末）

(単位：世帯、人、%)

年 度 項 目	27	28	29	30	元
総 世 帯	82,268	82,863	83,287	83,759	84,292
加入世帯	27,111	26,378	25,397	24,695	24,250
加入率	33.0	31.8	30.5	29.5	28.8
総 人 口	189,136	188,457	187,473	186,657	185,472
被保険者数	45,183	43,016	40,850	39,131	37,811
加入率	23.9	22.8	21.8	21.0	20.4

加入世帯の推移（各年度3月末）

(単位：世帯)

年 度 項 目	27	28	29	30	元
一 般	26,434	26,012	25,243	24,666	24,249
退 職	677	366	154	29	1
計	27,111	26,378	25,397	24,695	24,250

年度別加入世帯の増減

(単位：世帯)

年 度 項 目	27	28	29	30	元
世 帯 増	4,232	3,991	4,068	3,928	4,140
世 帯 減	4,724	4,724	5,049	4,630	4,585
差 引	△492	△733	△981	△702	△445

被保険者の推移（各年度3月末）

(単位：人)

年 度 項 目	27	28	29	30	元
一 般	43,782	42,251	40,534	39,071	37,808
退 職	1,401	765	316	60	3
計	45,183	43,016	40,850	39,131	37,811

年度別被保険者の増減

(単位：人)

年 度 項 目	27	28	29	30	元
被保険者増	7,503	6,901	7,160	6,477	6,549
被保険者減	8,964	9,068	9,326	8,196	7,869
差 引	△1,461	△2,167	△2,166	△1,719	△1,320

## 取得事由別被保険者の推移（各年度合計）

(単位：人)

年 度 項 目	27	28	29	30	元
転 入	1,367	1,348	1,298	1,284	1,419
出 生	158	135	134	136	89
社 保 離 脱	5,317	4,835	4,673	4,551	4,597
後 期 高 齢	2	5	5	5	4
生 保 廃 止	173	112	147	103	138
そ の 他	486	466	903	398	302
計	7,503	6,901	7,160	6,477	6,549

## 喪失事由別被保険者の推移（各年度合計）

(単位：人)

年 度 項 目	27	28	29	30	元
転 出	1,444	1,341	1,403	1,321	1,404
死 亡	281	253	348	261	245
社 保 加 入	4,463	4,474	4,738	3,855	3,778
後 期 高 齢	2,014	2,219	2,106	2,171	1,915
生 保 開 始	291	254	219	181	176
そ の 他	471	527	512	407	351
計	8,964	9,068	9,326	8,196	7,869

区 分	4 国民健康保険料の賦課状況	所管係	国保資格給付係
-----	----------------	-----	---------

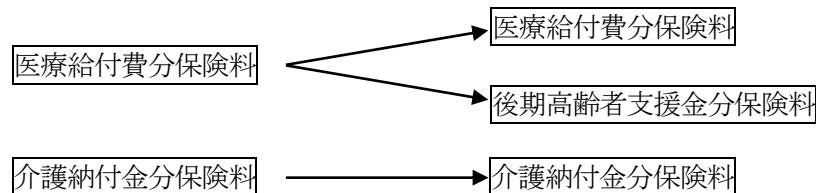
国民健康保険料の構成は、次のとおり。

前年中の被保険者の所得×所得割率+被保険者数×均等割額+平等割額≤限度額

\*平成 12 年度より、介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）について介護納付金分保険料を医療給付費分保険料に上乗せで賦課。平成 20 年度からは医療給付費分保険料と介護納付金分保険料に加えて、後期高齢者支援金分保険料の 3 本立てになった。保険料の構成はいずれも医療給付費分と同じ。

&lt;平成 19 年度まで&gt;

&lt;平成 20 年度から&gt;



保険料率の推移

年 度		27	28	29	30	元
医療分	所得割(%)	8.37	8.37	8.37	7.56	7.56
	均等割(円)	25,200	25,200	25,200	25,400	25,400
	平等割(円)	27,400	27,400	27,400	17,500	17,500
	限度額(円)	520,000	540,000	540,000	580,000	610,000
介護分	所得割(%)	3.30	3.30	3.30	2.67	2.67
	均等割(円)	9,300	9,300	9,300	10,900	10,900
	平等割(円)	5,600	5,600	5,600	5,500	5,500
	限度額(円)	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
後期分	所得割(%)	2.45	2.45	2.45	2.75	2.75
	均等割(円)	7,300	7,300	7,300	9,100	9,100
	平等割(円)	7,800	7,800	7,800	6,300	6,300
	限度額(円)	170,000	190,000	190,000	190,000	190,000

調定額の推移（現年度）

(各年度決算による、単位：円)

年 度		27	28	29	30	元
医療分	一 般	2,799,542,805	2,762,274,348	2,649,863,795	2,313,799,023	2,255,997,546
	退 職	125,655,142	71,893,429	33,845,963	8,567,561	702,418
	小 計	2,925,197,947	2,834,167,777	2,683,709,758	2,322,366,584	2,256,699,964
介護分	一 般	306,339,327	306,367,843	298,293,137	277,481,735	270,578,695
	退 職	43,062,823	24,509,757	11,192,813	2,827,385	249,265
	小 計	349,402,150	330,877,600	309,485,950	280,309,120	270,827,960
後期分	一 般	821,207,979	814,129,482	781,411,325	829,570,482	806,229,595
	退 職	36,890,654	21,181,071	10,002,967	3,085,994	253,381
	小 計	858,098,633	835,310,553	791,414,292	832,656,476	806,482,976
計		4,132,698,730	4,000,355,930	3,784,610,000	3,435,332,180	3,334,010,900

## 世帯・被保険者当り調定額の推移（現年度）

(世帯・被保険者は年度平均、単位：円)

年 度		27	28	29	30	元	
項目							
医療分	1世帯	一般	104,429	104,367	102,796	92,110	91,157
		退職	148,704	142,646	137,028	108,450	58,535
	1人	一般	62,752	63,753	63,702	57,809	58,337
		退職	71,844	68,470	67,288	51,303	31,928
介護分	1世帯	一般	29,464	30,092	30,009	28,367	28,022
		退職	38,278	35,729	33,115	24,802	14,663
	1人	一般	24,733	25,364	25,397	24,106	23,896
		退職	27,693	26,641	25,672	20,638	13,848
後期分	1世帯	一般	30,633	30,760	30,313	33,024	32,706
		退職	43,658	42,026	40,498	39,063	21,115
	1人	一般	18,407	18,790	18,785	20,726	20,848
		退職	21,092	20,172	19,887	18,479	11,517
医療全体	1世帯	105,782	105,082	103,120	92,161	91,501	
	1人	63,095	63,864	63,745	57,782	58,323	
介護全体	1世帯	30,327	30,448	30,111	28,325	27,998	
	1人	25,063	25,454	25,407	24,065	23,880	
後期全体	1世帯	31,031	30,971	30,410	33,043	32,700	
	1人	18,509	18,823	18,798	20,717	20,843	

## 区分

## 5 国民健康保険料の収納状況

所管係

国保料収納係

## 収入率の推移（現年度）

(各年度決算による、単位：%)

年 度		27	28	29	30	元
項目						
医療分	一般	94.11	93.95	94.57	94.73	93.85
	退職	98.32	97.86	96.87	96.57	99.66
	医療全体	94.29	94.05	94.60	94.74	93.85
介護分	一般	89.13	88.90	90.17	90.70	89.91
	退職	98.33	97.90	96.83	96.85	99.72
	介護全体	90.26	89.56	90.41	90.76	89.92
後期分	一般	93.49	93.38	94.03	94.17	93.69
	退職	98.34	97.90	96.92	96.58	99.67
	後期全体	93.70	93.49	94.07	94.18	93.69
全体分	一般	93.59	93.44	94.11	94.27	93.49
	退職	98.33	97.87	96.87	96.63	99.67
	全体	93.83	93.57	94.15	94.28	93.49

## 世帯・被保険者当り収納額の推移（現年度）

(世帯・被保険者は年度平均、単位：円)

年 度		27	28	29	30	元
項目						
医療分	1世帯	一般	98,277	98,058	97,216	87,258
		退職	146,209	139,590	132,742	104,734
	1人	一般	59,055	59,899	60,244	54,764
		退職	70,638	67,003	65,184	49,545
介護分	1世帯	一般	26,261	26,751	27,058	25,729
		退職	37,639	34,979	32,064	24,021
	1人	一般	22,044	22,548	22,900	21,864
		退職	27,231	26,082	24,857	19,989
後期分	1世帯	一般	28,640	28,724	28,504	31,098
		退職	42,934	41,141	39,252	37,726
	1人	一般	17,210	17,546	17,664	19,517
		退職	20,743	19,748	19,275	17,846
医療全体	1世帯	99,742	98,834	97,553	87,312	85,874
	1人	59,492	60,067	60,303	54,742	54,736
介護全体	1世帯	27,374	27,270	27,223	25,709	25,177
	1人	22,623	22,798	22,970	21,842	21,474
後期全体	1世帯	29,076	28,956	28,606	31,119	30,636
	1人	17,343	17,598	17,683	19,510	19,528

## 納付方法別比率の推移(件数割)

(各年度決算による、単位：%)

年 度	27	28	29	30	元
項目					
口座振替	62.36	62.55	62.73	62.89	61.22
自主納付	34.05	33.54	33.15	32.80	33.99
納付組合	—	—	—	—	—
特別徴収	3.59	3.91	4.12	4.31	4.79

\*国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯について、保険料を世帯主の年金から天引きする  
(ただし、一定の条件に該当する場合は対象外となる)。宇治市は平成20年10月より実施。

# 宇治市社会福祉協議会



区分

宇治市社会福祉協議会

性格及び目的

急速な高齢化・核家族化等の進行により福祉ニーズの増大とその多様化が顕著となりこれへの対応が緊急の課題となっている。また、児童、高齢者、障がい者等についても可能な限り地域社会の中で生活できる環境づくり等を推進していくという考え方が強まっている。

こうした要求にこたえるため地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取組みとして「地域福祉の推進」の中核的役割を担っている組織が市町村社会福祉協議会であり、宇治市社会福祉協議会も、市民ぐるみで民間の社会福祉について協議し、宇治市の福祉を推進している組織である。また、市民のみならず、宇治市やその他の福祉関係団体との連携を保ちながら、地域における社会福祉法人との連携・調整役としての役割に従事し、宇治市の福祉を民間の立場で効果的に運営していくとするものである。

根拠法令

◇社会福祉法 第109条

事業の目的

I 第4次宇治市地域福祉活動計画策定を通して今後の地域福祉課活動支援を考える

事業の概要および現況

1. 第4次宇治市地域福祉活動計画の策定

第4次宇治市地域福祉活動計画策定委員会（委員長：志藤修史氏（大谷大学教授））において、職員による第3次宇治市地域福祉活動計画のふりかえり（3回）とともに、第4次宇治市地域福祉活動計画の策定に向けたスケジュール等の確認を行った。

1) 策定委員会：令和2年3月31日（火）、総合福祉会館、策定委員13名

事業の目的

II 住民参加による地域福祉推進を行い、福祉活動に関わる参加者層を広げる

事業の概要および現況

1. 学区福祉委員会活動の支援（全21学区、平成29年度以前は全22学区）

1) 各学区福祉委員会の主な事業への支援

補助金名	補助内容
学区福祉委員会 等事業費補助金	・事業費補助金A区分：3事業実施分（150,000円）を補助。 ・事業費補助金B区分：1事業実施分（25,000円）を補助。

2) 一人暮らし高齢者などの会食・配食活動の支援

補助金名	補助内容
一人暮らし高齢者等 給食サービス事業 補助金	一人暮らし高齢者等への給食サービス事業実施の福祉委員会に対し、1食あたり350円を材料費の一部として補助。

3) 一人暮らし高齢者などの見守り、声かけ活動の支援

事業名	補助内容
一人暮らし高齢者等 訪問事業補助金	一人暮らし高齢者等に対して、月1回以上の訪問活動、生活支援を実施している福祉委員会について、訪問時に配布する記念品等に要する経費として対象者一人あたり年間1,000円を上限に補助。

4) 学区福祉委員会補助金交付状況

(単位：円)

年度 区分	27	28	29	30	元
事業費	3,709,548	3,741,778	3,282,619	3,150,000	3,150,000
給食サービス事業	3,424,400	3,115,700	2,941,050	2,900,100	2,775,150
訪問活動事業	1,901,000	1,849,000	1,821,000	1,765,000	1,764,000
合計	9,034,948	8,706,478	8,044,669	7,815,100	7,689,150

5) 歳末たすけあい「ふれあい事業」補助金交付について

70歳以上の人一人暮らし世帯等を対象にした声かけ活動に際し、見舞品やお弁当など、一人当たり上限1,000円までを補助。その他、会食会、世代交流事業も補助の対象とした。

補助金交付状況

(単位：円)

年度	27	28	29	30	元
補助金額	2,499,857	2,535,469	2,523,261	2,343,870	2,375,893

## 2. 学区福祉委員会解散後の木幡地域への関わり、支援

平成30年度に開催した懇談会の参加者を中心に、引き続き木幡地域の“いま”や“思い”を語り合う懇談会を5回開催し、延べ40の方に参加を得た。

1) 懇談会（開催日、参加者数：事務局除く）

- ①令和元年8月28日（水）7名
- ②令和元年10月3日（木）9名
- ③令和元年11月9日（土）8名
- ④令和元年12月9日（月）8名
- ⑤令和2年2月20日（木）8名

## 3. 学区福祉委員会連絡協議会への支援

学区福祉委員会連絡協議会の事務局として、役員会（年2回）・代表者会議（年2回）の運営、事業支援、及び運営費助成を行った。

1) 研修会

- ①生活支援体制整備事業「地域のお宝発表会」への参加（開催日：令和元年12月5日（木）、会場：宇治茶会館 参加者：25名）
- ②第8回きょうと地域福祉活動実践交流会への参加（開催日：令和元年12月7日（土）、会場：京都府丹後文化会館他 参加者：26名）

2) 学区福祉委員会募集強化月間

- 令和2年2月1日～3月31日（2ヶ月間）
- ポスター掲示、市政だより・社協だよりでの広報
- 新規加入41人、退会28人

#### 4. 住民主体活動への支援・協働

高齢者のみならず、小地域の地域住民による見守り活動に対して、京都府社会福祉協議会の助成金「地域ひとつなぎ事業」での財政面の支援を行った。

地域ひとつなぎ事業 (助成金額単位：円)

年度 区分	30	元
団体数	25	22
助成金額	592,200	541,500

#### 5. ふれあいサロン事業の促進

##### 1) ふれあいサロン活動費の助成と活動の支援

身近な地域での孤立を防ぎ、日々の支え合いの仲間づくりを進める目的で月1回以上開催しているグループを支援している。助成金を必要とするサロンは平成30年度からは宇治市共同募金委員会が募集・審査・助成を行っている。

新規立ち上げを検討する地域住民に対し、サロン運営経験者との情報交換の場を提供し、サロン活動を広げるとともに、既存のサロンに対しても情報提供や研修会の開催などの支援を行った。

サロンの登録の推移

(単位：件)

年度 区分	27	28	29	30	元
登録のみのサロン	12	13	13	7	8
助成金申請サロン	107	104	106	107	102
合 計	119	117	119	114	110

##### 2) サロン研修会の開催

サロンで活用できる介護予防の健康体操などの情報提供のため、研修会を開催した。(介護予防普及啓発事業「地域参加型B型リハビリ」事業の研修会と合同で実施)

(単位：人)

年度 区分	27	28	29	30	元
高齢者・障がい者サロン	55	72	61	22	53

※呼びかけ先は一般市民へも広げて実施。

#### 6. 宇治ボランティア活動センターへの支援

宇治ボランティア活動センターでは、毎月役員会と運営委員会を定例開催しています。当会事務局からも職員が1名、運営委員として運営に参加し、運営委員間の連絡調整等に協力しました。

- 1) 事業内容：  
・情報紙「パートナー」発行(奇数月)  
・ボランティアマッチングサロンの実施  
・「はじめよう！セカンドライフ」の実施  
・健康長寿センター養成講座への協力  
・視察研修の実施  
・運営委員研修の実施

なお、例年実施している「バリアフリー上映会」及び「ボランティアフェスティバル&おもいの駅伝」はコロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

##### 2) ボランティア相談件数の推移

(単位：件)

年度	27	28	29	30	元
相談件数	212	211	173	200	189

※ボランティア活動センター担当職員によるボランティア相談件数をカウント

## 7. 宇治市災害ボランティアセンターの運営（平常時）

災害に対して円滑な災害ボランティア活動を行い復旧に努めると共に平常時における防災、減災、災害ボランティア活動への意識向上を推進に努めている。構成団体数：81（正会員）。

- 1) 事業内容：
  - ・総会（令和元年6月1日（土）、総合福祉会館、参加者73名）
  - ・運営委員会（年6回）の開催
  - ・運用訓練の開催：年1回
  - ・他市町村訓練への参加：年1回
  - ・訓練への参加、協力：年2回
  - ・京都府災害ボランティアセンターへの協力：年5回
  - ・災害ボランティア活動に関する研修会：総会時
  - ・広報、普及啓発活動：隨時
  - ・講師派遣：年2件

## 8. 在宅高齢者介護者リフレッシュ事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。平成30年度より市内の要介護2以上の高齢者を介護する人を対象とし、介護者のリフレッシュを目的とした当事者交流事業を開催した。交流会およびレクリエーションの企画し、実施した。

- 1) 参加者数

(単位：人)

年度 区分	27	28	29	30	元
花東贈呈	505	518			
介護者交流1	54	65	16	(交) 9	(レ) 12
介護者交流2	37	37	13	(レ) 6	(レ) 13
介護者交流3				(レ) 23	(交) 6
介護者交流4				(レ) 21	(レ) 10
介護者交流5				(レ) 8	(レ) 9
介護者交流6				(交) 10	(交) 6

※花東贈呈については、平成29年度より宇治市直営で実施

※（交）は交流会、（レ）はレクリエーション

## 9. 生活支援体制整備事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するために、生活支援コーディネーター業務及び協議体（「宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議」）の設置を行っています。事業実施に当たっては、第1層協議体戦略会議、生活支援体制整備事業事務局会議において宇治市、宇治市福祉サービス公社と情報共有と協議を行っています。

- 1) 生活支援コーディネーターの設置：第1層 3名（他に福祉サービス公社2名）、  
第2層 2名（第1層と兼務）
- 2) 会議：事務局会議3回、戦略会議5回
- 3) 宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議（開催日、場所、参加者（関係者含む））
  - 第1層：①令和元年7月30日（火）、総合福祉会館、32名  
②令和元年11月8日（金）、生涯学習センター、29名
  - 第2層：①令和元年10月9日（水）、槇島地域福祉センター、23名  
②令和元年12月11日（水）、槇島地域福祉センター、29名
- 4) フォーラム2019「地域のお宝発表会」  
(開催日：令和元年12月5日（木）、場所：宇治茶会館、参加者：124名)
- 5) その他（小地域包括ケア会議他の参加等） 21回

## 10. 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業「B型リハビリ教室」の実施

宇治市からの委託事業。地域の住民同士が共に、体操、レクリエーションのプログラムを通じて、介護予防を進めるための教室を開催している。より多くの市民の方に利用していただき、また、活動を支えるボランティアとして参加いただけるように、啓発活動を行った。

### 1) 開催回数と利用者・ボランティア延数

区分	年度	27	28	29	30	元
開催回数（回）		831	832	837	817	744
利用者延人数（人）		6,421	6,448	6,334	6,271	5,259
ボランティア延人数（人）		10,572	10,128	10,149	9,935	8,774

### 2) ボランティア研修会

(単位：人)

区分	年度	27	28	29	30	元
1回目 参加者数		67	53	52	54	57
2回目 参加者数		58	36	48	55	53
3回目 参加者数		100	①30、②66	29	40	35
4回目 参加者数		55	72	61	22	53

※平成28年度は第3回目の内容を2回、開催しました。

## 11. 宇治福祉まつりの開催

参加者、団体、実行委員相互の交流と地域福祉活動の啓発を目的に開催した。

(開催日：令和元年11月3日（日） 参加者6,000名以上)

### 1) 参加団体数

区分	年度	27	28	29	30	元
参加団体	福祉の店	35	34	33	34	37
	ステージ発表	12	14	10	14	13
	展示コーナー	30	27	23	23	26
	相談コーナー	12	16	19	24	22
	子ども広場	6	6	6	6	6
	スタンプラリー	8	10	9	9	8
	オープニング※1	13	17	18	20	21

※1 オープニングは30秒アピールを行った団体数をカウント。

## 12. 京都文教大学との連携によるボランティア活動の促進（京都文教大学委託事業）

平成23年度より京都文教大学から「ボランティア演習」科目の業務委託を受け、大学生のボランティア活動のきっかけづくりを始めた。

令和元年度は15名の履修登録があり、15名の単位認定を行った。

### 1) 履修生の推移

区分	年度	27	28	29	30	元
春学期（人）		16	17(16)※	5	10	12
秋学期（人）		12	12	6	14	3
合計		28	29	11	24	15

※履修登録者としては17名だが、単位認定を行ったのは16名。

### 13. 中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業

おおむね首が座った頃からよちよち歩きが始まる頃までの赤ちゃんと親が「赤ちゃんボランティア」として中学校を訪れ、3年生と交流をはかる授業。中学生の質問に答えながら命の大切さについて伝えていると同時に親子の社会参加の機会にもつながっている。本会ではボランティア募集、調整、当日サポート、実施後のフォローを行った。(年により、インフルエンザの流行等で中止になっている学校あり) 実施校：東宇治中学校（平成16年度～）、宇治中学校（平成22年度～）、南宇治中学校（平成24年度～）、楓島中学校（平成25年度～）、黄檗中学校（平成26年度～）、西宇治中学校（平成28年度～）

1) 「赤ちゃんボランティア」協力者数 ※延べ赤ちゃんボランティア数

年度	27	28	29	30	元
組数	337組	271組	242組	287組	313組
実施校	東宇治、宇治、南宇治、楓島、黄檗 計5校	東宇治、宇治、南宇治、楓島、黄檗、西宇治 計6校	東宇治、宇治、楓島、黄檗、西宇治 計5校	東宇治、宇治、黄檗、南宇治 計4校	東宇治、宇治、楓島、黄檗 計4校

### 14. 新春福祉のつどいの開催

長年、地域福祉活動にご尽力されている方の功績を称えるとともに、新年を祝いながら福祉活動者同士の交流と新たなるつながりの場とした。また、「カフェから始まった挑戦～失敗と葛藤の先を目指して～」と題した講演会を開催した。(開催日：令和2年1月25日(土)、会場：パルティール京都)

1) 参加者数

(単位：人)

年度 区分	27	28	29	30	元
来賓	33	37	34	34	38
被表彰者	94	79	76	88	48
一般来場者・スタッフ	207	215	225	195	206
合計	334	331	335	317	292

※被表彰者数は当日欠席者含む。来賓・一般来場者・スタッフは当日の実参加者数。

### 15. 子育て世代への働きかけと地域福祉活動へのきっかけづくり

NPO法人と連携して、1歳になるまでの子どもを持つ親同士の仲間づくりや情報交換の場として、「赤ちゃんサロン」・「赤ちゃん広場」・「赤ちゃんパーク」をそれぞれ年9回実施した。参加者の気持ちをほぐすプログラムの後、交流を促すフリートークの時間を設けるほか、小グループでのおしゃべりタイムを設けるなど、参加者が交流しやすくなるような工夫をしている。

また、子育て中の親の悩みに応じた当事者同士の出会い、相談の場として「おしゃべりキャッチボール」をテーマごと(①子どもの発達に不安や悩みのある親 ②アレルギーのある子どもを持つ親 ③多胎児を育てる親)で年2~3回実施した。

1) 年間延べ参加者数の推移

(単位：延べ組数)

年度 区分	27	28	29	30	元
赤ちゃんサロン（妊婦婦～生後4ヶ月）	101	111	120	89	70
赤ちゃん広場（生後5ヶ月～8ヶ月）	192	205	158	165	104
赤ちゃんパーク（生後9ヶ月～12ヶ月）	141	151	100	168	95
おしゃべりキャッチボール (単位：人)	152	192	119	57	73

2) 子育てサークルなどへの情報提供および広報

総合福祉会館に常設している子育て情報コーナーで各種情報の発信の場を提供した。

## 16. 宇治市老人福祉センターサークル協議会への支援

宇治市老人福祉センターサークル協議会（U S K）の運営支援を通じ、高齢者の生きがいづくりと社会参加の機会の提供を行った。

### 事業内容

- ・シルバーエルネス舞台発表大会（平成元年9月18日（水）文化センター小ホール）
- ・シルバーエルネス展示発表大会（平成元年9月28日（土）、29日（日）宇治市総合福祉会館）
- ・クリーン運動（平成元年10月28日（月）総合福祉会館内及び会館前広場の清掃 57名参加）
- ・管外研修（平成元年12月14日（土）：奈良市南福祉センター：31名参加）

#### 1) 老人福祉センターサークルの推移

年度 区分	27	28	29	30	元
サークル数	21	19	20	22	20
登録人数（人）	402	366	400	420	392

## 17. 身体障害者デイサービス事業（作業型）の実施

身体に障がいがある方の自立と社会参加促進を目指し、地域生活支援事業としてコーラスやヨーガなど8教室を開催した。（令和2年3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止）

#### 1) 事業実施状況

年度 区分	27	28	29	30	元
利用者数（人）	730	695	700	564	516
教室回数（回）	168	164	147	137	112

## 18. 身体障害者移動支援事業の実施

車いす利用者の外出支援を目的に、移動支援サービス事業としてガイドヘルパーの派遣を行った。

#### 1) 事業実施状況

年度 区分	27	28	29	30	元
ヘルパー登録者数（人）	30	30	31	9	8
利用登録者数（人）	20	16	14	13	11
調整件数（件）	270	277	230	230	190
派遣実施数（件）	254	264	215	204	165

※ヘルパー登録者数は、平成30年度から実際に稼働したヘルパー数に変更

事 業 の 目 的

III 各種相談から生活課題を把握し解決を図ります

事業の概要および現況

1. 各種相談事業の実施

市民のさまざまな困りごと悩みごとを、気軽に持ち込める相談窓口として、「ふれあい福祉センター」を設置し、一人ひとりが自分の悩みを解決できるよう、各種相談事業を実施した。法律相談については、相談者数を平成30年度から1日10名上限から8名上限へ変更した。

1) ふれあい福祉センター相談実施状況と推移

(単位:件)

年度 区分	27	28	29	30	元
福祉なんでも相談	279	190	230	98	258
法律相談	462	404	386	359	363
登記相談	149	115	105	139	105
年金・社会保険相談	6	3	3	4	7
多重債務相談	8	18	9	24	17
成年後見相談	8	13	9	9	11
合 計	912	743	742	633	761

2. 各種資金貸付等の実施

1) 生活福祉資金に関する貸付相談・資金貸付

生活福祉資金は、低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、暮らしていく上で一時的に資金が必要になった場合、当該世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的に低利で資金を貸し付けた。

(単位:件 [千円])

年度 区分	27	28	29	30	元
総合支援資金	生活支援費 [2,1181]	2 [1,181]	0	0	0
	生活支援費 (増額)	4 [2,100]	0	0	0
	一時生活再建費	0	0	0	0
	住宅入居費	0	0	0	0
臨時特例つなぎ資金	0	0	0	0	0
福祉資金	生業	25 [5,881]	23 [5,985]	23 [8324]	15 [10,859]
	技能習得				
	療養・介護等				
	住宅				
	一般福祉				
緊急小口	14 [1,370]	12 [1,130]	12 [1,030]	2 [183]	3 [300]

教育支援資金	教育支援	61 [15,342]	65 [17,853]	52 [16,972]	61 [32,033]	45 [15,601]
	就学支度	60 [27,094]	62 [29,327]	47 [22,282]	54 [19,795]	38 [14,357]
	不動産担保型生活支援資金	0	0	0	1 [11,844]	0
	合 計	166 [52,968]	162 [54,295]	134 [48,608]	133 [74,714]	96 [32,103]

## 2) くらしの資金に関する貸付相談・資金貸付

※宇治市からの受託事業。詳細は、「くらしの資金貸付事業（委託）（地域福祉課）」を参照。  
資金貸付状況 (単位：件 [千円])

年度区分	27	28	29	30	元
夏期貸付件数 (貸付金額)	16 [1,560]	10 [1,000]	8 [750]	8 [730]	6 [600]
年末貸付件数 (貸付金額)	19 [1,850]	16 [1,600]	14 [1,400]	14 [1,350]	9 [880]
合計貸付件数 (貸付金額)	35 [3,410]	26 [2,600]	22 [2,150]	22 [2,080]	15 [1,480]

資金貸付事由 (単位：件)

年度区分	27	28	29	30	元
生活費	21	16	18	20	13
医療費	3	3	1	0	2
借金返済	2	1	0	0	0
失業	4	4	1	0	0
交通事故	0	0	0	0	0
養育	0	0	0	0	0
その他	9	2	2	2	0

## 3. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施

福祉サービスの利用方法や日常生活上の手続きの援助、金銭管理などをすることが一人では不安な高齢者・障がいのある方に、生活支援員が定期的に訪問し援助を行った。

### 1) 契約者数・終了・解約者数 (単位：人 カッコ内は生活保護受給者数)

年度区分	27	28	29	30	元
新規契約者数	14 (8)	10 (6)	10 (5)	13(5)	12(6)
終了・解約者数	6 (3)	6 (2)	7 (5)	14(10)	9(7)
年度末利用者実数	37 (22)	41 (25)	44 (26)	43(18)	46(17)

### 2) 相談調整等の件数の推移

(相談・連絡調整活動の実施状況)

(単位：回)

	認知症 高齢者等	知的 障がい者等	精神 障がい者等	その他	合計
平成 27 年度	1,399	685	3,151	2	5,237
平成 28 年度	1,105	379	3,834	13	5,331
平成 29 年度	952	280	3,245	5	4,482

	認知症 高齢者等	知的 障がい者等	精神 障がい者等	その他	合計
平成 30 年度	297	270	1,965	7	2,539
令和元年度	825	477	2,600	4	3,906

### 3) 支援員交流会の開催

生活支援員の研修と相互交流を図るために、「お茶会」(交流会)を令和元年 5 月 30 日(木)と令和 2 年 1 月 31 日(金)に開催した。(参加者: 1 回目 17 名、2 回目 17 名)

### 4) 山城北中部広域社協合同講座の実施

山城北中部の 7 市町社協(宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町)と京都府社協との協働にて、視察研修及び生活支援員向けの講座と意見交換会を行った。

- ① 視察研修: 令和元年 8 月 26 日(月) 障害者就業・生活支援センターはぴねす他
- ② 啓発・交流: 令和 2 年 2 月 21 日(月) 文化パルク城陽

## 4. 宇治市共同募金委員会の助成相談、団体への活動支援

本会に寄せられた情報、相談から、各種団体とのつなぎを行った。

当事者団体や、当事者の声、意見を聞き、課題解決のために活動をしている団体へ宇治市共同募金委員会と連携協働して支援をした。

### 1) 共同募金配分事業

赤い羽根コラボ助成金

年度 区分	27	28	29	30	元
助成団体数	38 団体	34 団体	40 団体	41 団体	42 団体
助成事業数	83 事業	75 事業	84 事業	83 事業	90 事業
助成決定額(円)	3,498,000	3,235,000	3,637,000	3,481,000	3,448,000

※平成 29 年度まで宇治市社会福祉協議会が募集・審査・助成を行っていた。

## 5. 宇治市地域共生社会推進事業の実施

宇治市福祉未来基金を財源にした補助を受け、地域共生社会推進事業を実施した。当事者の声に寄り添うことを念頭に、ひきこもり当事者、当事者家族、支援団体との現状の聞き取りを行った。また、財政面の支援として「公募型地域福祉活動支援助成金」として、①子どもの貧困、②ひきこもり、③地域福祉活動の担い手確保を対象とする事業に対して、2 団体に計 195,000 円の助成金を交付した。

## 6. 学習支援事業 ~うじピョンの学び舎~ の実施

平成 29 年度 7 月より、中学校 1 年生から 3 年生の宇治市が適当と求めた生徒を対象に、原則週 2 回の学習支援を実施した。

主に大学生の学習支援員を募集し、実施している。

### 1) 実施状況の推移

年度	29	30	元
開催回数	75	100	95
生徒人数 (延べ数)	612	830	712
学習支援員 (延べ数)	295	402	327

## 7. 一人親家庭の新入学児童や交通遺児に対しての激励金の給付

### 1) 新入学児童への祝い金の贈呈

年度 区分	27	28	29	30	元
金額 (円)	85,000	110,000	70,000	60,000	65,000
人数 (人)	17	22	14	12	13

### 2) 交通遺児への見舞金の贈呈

年度 区分	27	28	29	30	元
金額 (円)	10,000	5,000	0	0	0
人数 (人)	2	1	0	0	0

## 事業の目的

## IV 法人運営の強化と財源づくりの強化に努めます

## 事業の概要および現況

### 1. 市社協の組織運営

法人を運営していくために、理事会、評議員会の他、正副会長会（年9回）、監査（年2回）、評議員選任・解任委員会（年1回）を適時開催した。

#### 1) 理事会・評議員会 開催状況

(単位：回)

年度 区分	27	28	29	30	元
理事会	5	7	7	8	6
評議員会	3	5	3	3	3

### 2. 会員募集の増強

法人の運営、事業の推進を図る財源確保のために会員募集を、学区福祉委員会、町内会・自治会の協力を得て行った。

#### 1) 会員（会費）等実績

(単位：円)

年度 区分	27	28	29	30	元
住民会費	9,835,000	9,535,500	9,261,000	8,724,500	8,537,000
賛助会費	248,300	220,500	233,769	150,572	210,667
事業所会費	1,061,000	954,000	972,000	948,500	888,000
団体会費	528,700	563,800	594,000	534,901	544,600
施設会費	291,000	305,000	295,000	308,000	306,000
特別賛助会費	962,900	956,139	873,800	784,900	549,500
寄付金	1,817,986	1,780,015	1,726,803	1,539,775	1,422,592
合 計	14,744,886	14,314,954	13,956,372	12,991,148	12,458,359

### 3. 宇治市共同募金委員会の運営と赤い羽根共同募金運動、歳末助け合い募金運動への参画

宇治市共同募金委員会の事務局として、運営委員会（2回開催：令和元年7月25日（木）、9月11日（水））、募金推進会議（2回開催：令和元年8月1日（木）、9月20日（金））を開催し、募金運動の展開を図った。また、集められた募金配分の透明性を図るために、配分内容を審査する審査委員会（7月2日（火）、9月12日（木）、3月2日（月））を開催した。

#### 1) 共同募金運動の取組み実績（内訳）

（単位：円）

年度 区分	27	28	29	30	元
戸別募金	8,759,016	8,497,342	8,034,683	7,594,790	7,451,990
グループ募金	1,650,039	1,868,801	1,730,695	1,779,794	1,898,192
街頭募金	451,622	398,375	354,649	265,064	260,286
資材募金	802,000	738,000	707,000	786,500	731,000
学校募金	213,886	135,898	168,891	89,083	142,142
個人募金	144,980	31,976	83,968	86,214	122,014
その他	930,190	339,832	314,989	75,982	187,954
合 計	12,951,733	12,010,224	11,394,875	10,677,427	10,793,578

※その他には、京都府共同募金会扱いの募金や繰越金を含む。

#### 2) 歳末たすけあい募金運動の取り組み実績（内訳）

（単位：円）

年度 区分	27	28	29	30	元
戸別募金	8,548,299	8,041,130	7,540,084	7,374,123	7,214,135
その他	266,309	196,839	359,761	538,004	194,328
合 計	8,814,608	8,237,969	7,899,845	7,912,127	7,408,463

#### 3) 募金の配分

宇治市社会福祉協議会への配分（広報紙作成、福祉まつり、子育て事業他）の他、赤い羽根コラボ助成、Hot！ふれあいサロン助成を通じて、福祉団体・サークル等の活動支援を行った。

### 4. 1m<sup>2</sup>でできる社会貢献（自動販売機設置事業）の推進

企業の社会貢献を進める観点から法人や事業所等のご理解を得ながら、飲料用自動販売機の設置を進め、その収益を地域福祉活動・ボランティア活動の拡充に活用した。

年度	27	28	29	30	元
設置台数（単位：台）	6	14	18	23	20
収益実績額（単位：円）	466,591	1,076,919	1,715,830	2,058,687	2,224,797

### 5. 寄付金の受け入れと「ふれあい基金」「ボランティア基金」「災害時支援活動準備金」の適正運用

皆さんからの寄付の受入れ及び「ふれあい基金」「ボランティア基金」の運用による財源確保に努めた。

#### 1) ふれあい基金

（単位：円）

年度 区分	27	28	29	30	元
寄附件数（件）	14	22	18	15	15
寄附金額	5,518,849	56,956,872	1,075,237	903,303	494,498
基金積立額	6,618,849	48,435,232	21,564,757	2,010,298	1,993,936
基金取り崩し額	0	9,767,880	7,335,000	0	0
年度末基金保有額	142,067,586	180,734,938	194,964,695	196,974,993	198,968,929
運用益	1,235,890	326,135	1,019,830	889,163	703,807

※基金保有額のうち、50,000,000円は宇治市からの補助。

## 2) ボランティア基金

(単位：円)

年度 区分	27	28	29	30	元
年度末基金保有額	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928
運用益	1,276,339	132,150	317,049	319,042	274,670

※基金保有額のうち、50,000,000 円は宇治市からの補助。

## 6. 多角的な広報の展開

多角的な広報活動として下記の通り取り組んだ。

- ・SNS (Twitter、facebook) の活用
- ・ホームページの運用
- ・洛タイ新報との連携による新聞を活用した広報「月イチ・うじピョンのまるまるな話」の掲載
- ・広報紙「社協だより」の発行（年3回発行）

## 7. 宇治市総合福祉会館の管理運営（指定管理）

宇治市総合福祉会館（身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センター）は、市の地域福祉推進の拠点施設として、多くの市民や団体に利用されている。（利用状況は別掲）

組織・機構

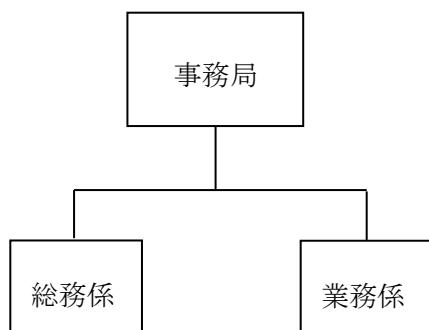
員	住民会員	(会費 1口 : 500円)
	賛助会員	(同上 1口 : 500円)
	特別賛助会員	(同上 1口 : 10,000円)
	事業所会員	(会費 1口 : 3,000円)
	団体会員	(同上 1口 : 3,000円)
	施設会員	(同上 1口 : 5,000円)

評議員	1号 (住民代表機関・団体)	13名
	2号 (福祉専門機関・団体)	11名
	3号 (当事者団体)	8名
	4号 (関連分野機関・団体)	6名
	40名 5号 (知識経験者)	2名

京都府共同募金会  
宇治市共同募金委員会  
会長 宇治市長

理事	会長	1名
	副会長	3名
	常務理事	1名
	理事	10名

監事 2名



# 資料

- ◎ 我が国の福祉制度の変遷について
- ◎ 決算の推移
- ◎ 福祉施設等一覧



## 我が国の福祉制度の変遷について

### 【1】日本の社会保障・社会福祉の考え方の基本

- 憲法第25条

第1項…すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

⇒国民の生存権保障

(救貧規定)

第2項…国は、すべての生活面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

⇒生存権確保のための国の責務

(防貧規定・第1項の補充的規定)

#### 社会保障制度の基本理念

1950年(S.25)「社会保障制度に関する勧告」(総理府の付属機関「社会保障制度審議会」)

#### 社会保障制度の定義

疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようすること

#### 社会保障制度の基本的指針

#### 今日の社会保障制度

憲法の記述よりさらに広い意味で、①公的扶助、②社会福祉、③社会保険、④公衆衛生及び⑤医療・老人保健の5つの部門から成り立ち、広義には恩給と戦争犠牲者援護を含めたものとされており、この広義の解釈が、我が国における社会保障制度の基本的指針となっている。

### 【2】戦後の社会保障制度の変遷

#### (1) 戦後の緊急援護と基盤整備(昭和20年代・1945年~)

1945年(S.20)8月敗戦

- 戦争被災者、引揚者や失業者などを中心とした生活困窮者対策としての生活援護(救貧)施策
- 劣悪な食料事情や衛生環境に対応した栄養改善と伝染病予防

1946年(S.21)「生活保護法」の制定

- 3原則に基づく公的扶助制度の確立
- 不完全ながらも①国家責任の原則、②無差別平等の原則及び③最低生活保障の原則

1946年(S.21)「日本国憲法」の公布

- 憲法の理念に基づき、各分野における施策展開の基礎となる基本法の制定や体制整備

1947年(S.22)「児童福祉法」の制定

1948年(S.23)「民生委員法」の制定

1949年(S.24)「身体障害者福祉法」の制定

1950年(S.25)「生活保護法」の改正

第1次ベビーブーム

1947年(S.22)~49年(S.24)



#### 福祉三法体制

生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法

1951年(S.26)「社会福祉事業法」の制定

- 地域を基盤とする福祉制度の推進
- 社会福祉法人に関する規定

## (2) 国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展(昭和30年代～オイルショック)

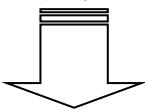
※1955年(S.30)ガット正式加盟、1956年(S.31)国連加盟

1954年(S.29)11月～1957年(S.32)6月 大型景気「神武景気」…日本経済の本格的な経済成長過程

1958年(S.33)6月～1960年(S.35)12月 「岩戸景気」…急速に成長を遂げ、国民生活も向上

1958年(S.33)「国民健康保険法」の制定

1959年(S.34)「国民年金法」の制定(所得保障の面)



### S.36～ 国民皆保険・皆年金体制の確立

1960年代…国民所得倍増計画と並行して

社会福祉制度の拡充期に

- ・医療保険の給付率の改善
- ・年金水準の引き上げ
- ・生活保護基準の引き上げ等

#### 【この時期の特徴】

- ①急激な経済成長の達成とそれに伴う社会構造変化と従来型コミュニティの崩壊
- ②経済成長の負の遺産としての環境汚染問題・人口集中現象など市民生活に直結する問題が深刻化
- ③社会問題に対応した市民活動の活発化に伴う各自治体ごとの福祉的取組みの活性化
- ④経済成長を前提とした社会福祉・社会保障全体の枠組みの構築

1960年(S.35)「精神薄弱者福祉法」

(現「知的障害者福祉法」)の制定

1963年(S.38)「老人福祉法」の制定

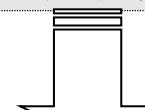
1964年(S.39)「母子福祉法」の制定

#### 関連法の整備

1960年(S.35)「身体障害者雇用促進法」

1961年(S.36)「児童扶養手当法」

1964年(S.39)「重度知的障害児扶養手当法」など



生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法  
知的障害者福祉法 老人福祉法 母子福祉法

### 福祉六法体制

## (3) 高度経済成長の終焉と制度の見直し期(1970年代後半～1980年代)

#### 1973年(S.48)「福祉元年」

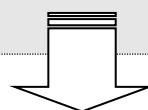
- ・日本の社会保障制度の発展の経緯上、重要な年
- ・1973年「老人福祉法」の一部改正により老人医療費が無料化
- ・医療保険制度では健康保険の被扶養者の給付率の引き上げ
- ・高額療養費支給制度の導入
- ・年金保険制度では給付水準の大幅引上げ、物価スライド制及び賃金スライド制の導入など

#### 1973年(S.48)10月 第4次中東戦争の勃発

オイルショック⇒ 福祉見直し

- ・インフレの影響で、社会保障関係予算は大幅に増え「高福祉・高負担」を招く
- ・社会保障制度の見直しを迫られる

11月9日 社会保障制度審議会



1975年～ 低成長時代の福祉のあり方について政策的検討

1979年(S.54) 「新経済社会7か年計画」…「日本型福祉社会」という考え方

1981年(S.56) 第二次臨時行政調査会「第一次答申」 1982年(S.57) 第二次臨時行政調査会「第三次答申」

…「活力ある社会福祉の実現」を提言⇒自立・互助・民間活力の導入を基本とした国家財政負担の軽減を強く意識した政策転換の方向性を提示

1981年(S. 56) 中央社会福祉審議会「当面の在宅老人福祉対策のあり方について(意見具申)」

…受益者負担を原則とする在宅福祉サービスの基本的な考え方の提示

※ 「公的福祉保障の考え方」から「福祉多元化の考え方」への政策的転換の時期

…サービス提供主体を公的機関から第三セクターである福祉公社、社会福祉協議会、民間団体などにも拡大

1979年(S. 54) 「障害者基本法」の制定

1982年(S. 57)…「老人保健法」の制定（老人福祉制度の創設）

老人医療費に対して患者本人への一部負担の導入や老人保健拠出金の仕組みの導入

1984年(S. 59)…「健康保険法」の改正（本人負担の1割引上げや退職者医療制度の導入）

※1985年(S. 60) **バブル経済**←プラザ合意

1986年(S. 61)…年金制度の改正（全国民共通の基礎年金制度の創設）

1989年(H. 元)…バブル景気が崩壊する前年

4月 消費税の導入

・合計特殊出生率が戦後最低の1.57と少子化傾向が進む

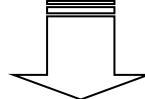
・高齢化の進行により、高齢者の介護問題が老後最大の不安要素として認識される

1989年(H. 元) 3月「今後の社会福祉の在り方について」(中央社会福祉審議会等福祉関連3審議会合同企画分科会)

【基本的な改革方向の提示】

- ① 住民に最も身近な行政主体である市町村の役割重視
- ② 公的住宅福祉サービス等の供給主体を積極的に拡充するための社会福祉事業の範囲の見直し
- ③ 民間事業者、ボランティア団体等の多様な福祉サービス供給主体の育成
- ④ 地域における福祉、保健、医療の各種サービスの有機的連携による提供体制の整備

1990年(H. 2)…バブル経済の崩壊



#### (4) 少子高齢化社会に対応した制度の構築

持続可能な社会保障制度の再構築

【福祉サービスの基盤整備】

1989年(H. 1) 12月「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」の策定

大蔵大臣・自治大臣・厚生大臣の合意による計画的整備の決定

1990年(H. 2) 6月「老人福祉法等の一部を改正する法律(通称：福祉関係八法改正)」の制定

- 【要点】
- ① 在宅福祉サービスの積極的推進
  - ② 在宅福祉サービスと施設福祉サービスの市町村への一元化
  - ③ 市町村及び都道府県老人保健福祉計画の策定
  - ④ 障害者関係施設の範囲の拡大等
- 【方向性】
- ・在宅福祉政策を推進するため、市町村レベルでの施設入所措置権限の委譲
  - ・老人保健福祉計画の策定を目指す

#### 社会福祉8法の改正

- ①老人福祉法 ②身体障害者福祉法 ③精神薄弱者福祉法 ④児童福祉法
- ⑤母子及び寡婦福祉法 ⑥社会福祉事業法 ⑦老人保健法 ⑧社会福祉・医療事業団法

1993年(H. 5) 「障害者基本法」の改正

1994年(H. 6) 「エンゼルプラン」(子育て支援のための総合計画)の策定

「新ゴールドプラン」の策定

◎「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)の制定

1995年(H. 7) 「障害者プラン」の策定

1997年(H. 9) 「介護保険法」の制定、「高齢者対策基本法」の制定

**介護保険制度の創設**

- ・老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護制度を社会保険の仕組みで再編成
- ・介護保険を契機に、児童福祉や障害者福祉等の社会福祉の考え方や仕組みが「措置制度」から「契約方式（利用制度）」へ変更

1998年(H. 10) 中央社会福祉審議会

**【改革の必要性】**

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 福祉を取り巻く状況 | (1) 少子・高齢化、家庭機能の変化、低成長経済への移行<br>(2) 社会福祉に対する国民意識の変化<br>(3) 国民全体の生活安定を支える社会福祉制度への期待                 |
| 2 社会福祉制度    | (1) 現行の枠組みは、終戦直後の生活困窮者対策を前提としたもの<br>(2) 現状のままでは増大、多様化する福祉需要に対応できない<br>(3) この間、児童福祉法の改正や介護保険法の制度を実施 |

**社会福祉基礎構造改革**

1999年(H. 11) 「新エンゼルプラン」の策定

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」

2000年(H. 12) 4月 介護保険制度の導入

◎「交通バリアフリー法」(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)の制定

2000年(H. 12) 6月 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」

- ・改正等の対象となる法律(8本)
  - ・社会福祉事業法⇒社会福祉法（名称変更）
  - ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法及び生活保護法の一部改正
  - ・公益質屋法の廃止
- ・目的：「社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の擁護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という)の推進を図る」
- ・内容：①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築
- ②サービスの質の向上
- ③社会福祉事業の充実・活性化
- ④地域福祉の推進…市町村地域福祉計画の策定を位置づけ

2004年(H. 16) 年金制度改革

- ・長期的な給付と負担の均衡を図り、将来にわたって制度の持続可能性を確保すべく、将来の保険料水準を固定し被保険者数の減少等に応じて給付を自動的に調整する仕組みが導入

2005年(H. 17) 「介護保険法」の改正 介護保険制度改革…新たなサービス体系の創設

- ・予防給付サービスの提供など新たなサービスの体系が規定
- ・介護サービスの質的向上及び介護予防のために地域包括支援センターの設置等

2005年(H. 17) 「医療法」等の改正 医療制度改革

- ・予防を重視した医療費適正化の総合的推進
- ・新たな高齢者医療制度の創設が規定

2005年(H. 17) 11月 「障害者自立支援法」の成立

2006年(H. 18) 4月 「改正介護保険法」の施行

2006年(H. 18) 4月 「障害者自立支援法」の施行 ◎「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の制定

- ・障害者に費用の原則1割負担
- ・福祉サービスの一元化
- ・施設での保護中心の支援費制度から地域生活等への自立に向けた支援体制への転換

2008年(H. 20) 後期高齢者医療制度の発足

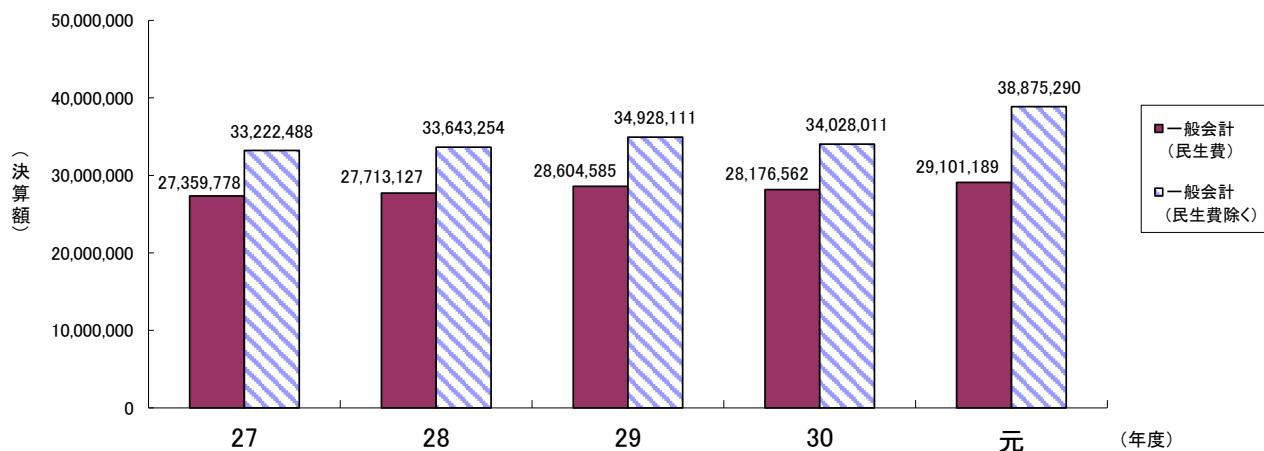
社会保障制度が大きく変わり、継続して見直しがされている中で、地方自治体にあっては、地域の創意工夫を活かし、住民が住み慣れた地域において安心して自立した生活を送ることができる仕組みづくり、個性を活かした自治体独自の地域福祉の確立に向けた取り組みが求められている。

2010年(H. 22) 1月	社会保険庁の廃止に伴い「日本年金機構」が発足
2010年(H. 22) 4月	家庭的保育事業を児童福祉法に位置付け
2010年(H. 22) 4月	子ども手当制度の創設 (内容)児童手当を拡充する形で創設
2011年(H. 23) 6月	「障害者虐待防止法」 公布
2012年(H. 24) 4月	子ども手当から児童手当へ移行 (内容) 支給対象・額の見直し
2012年(H. 24) 6月	「障害者総合支援法」 公布 「障害者優先調達支援法」 公布
2012年(H. 24) 6月	社会保障・税一体改革関連法案成立 (内容) 社会保障給付の財源として消費税率の段階的引き上げ 社会保障制度改革国民会議の設置
	・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
	・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律
	・社会保障制度改革推進法
	・子ども・子育て支援法
	・認定こども園法改正法
	・年金機能強化法
	・被用者年金一元化法
2013年(H. 25) 6月	「障害者差別解消法」 公布
2013年(H. 25) 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 公布
2013年(H. 25) 12月	「生活困窮者自立支援法」 公布
2014年(H. 26) 4月	「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」 公布 (内容)・次世代育成支援対策の推進・強化
	・母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実
2015年(H. 27) 5月	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」 公布 (内容)・国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる制度の安定化 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
2016年(H. 28) 3月	「社会福祉法等の一部を改正する法律」 公布 (内容) 社会福祉法人制度の改革 ほか
2017年(H. 29) 4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領 施行
2017年(H. 29) 4月	「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始
2017年(H. 29) 6月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 公布 (内容) 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、 地域共生社会の実現 ほか
	・介護保険法改正法 ・児童福祉法改正法 ・社会福祉法改正法 ほか
2017年(H. 29) 6月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」 公布 (内容) 65歳になる障害者の介護保険自己負担の軽減 障害児に対する支援施策の充実

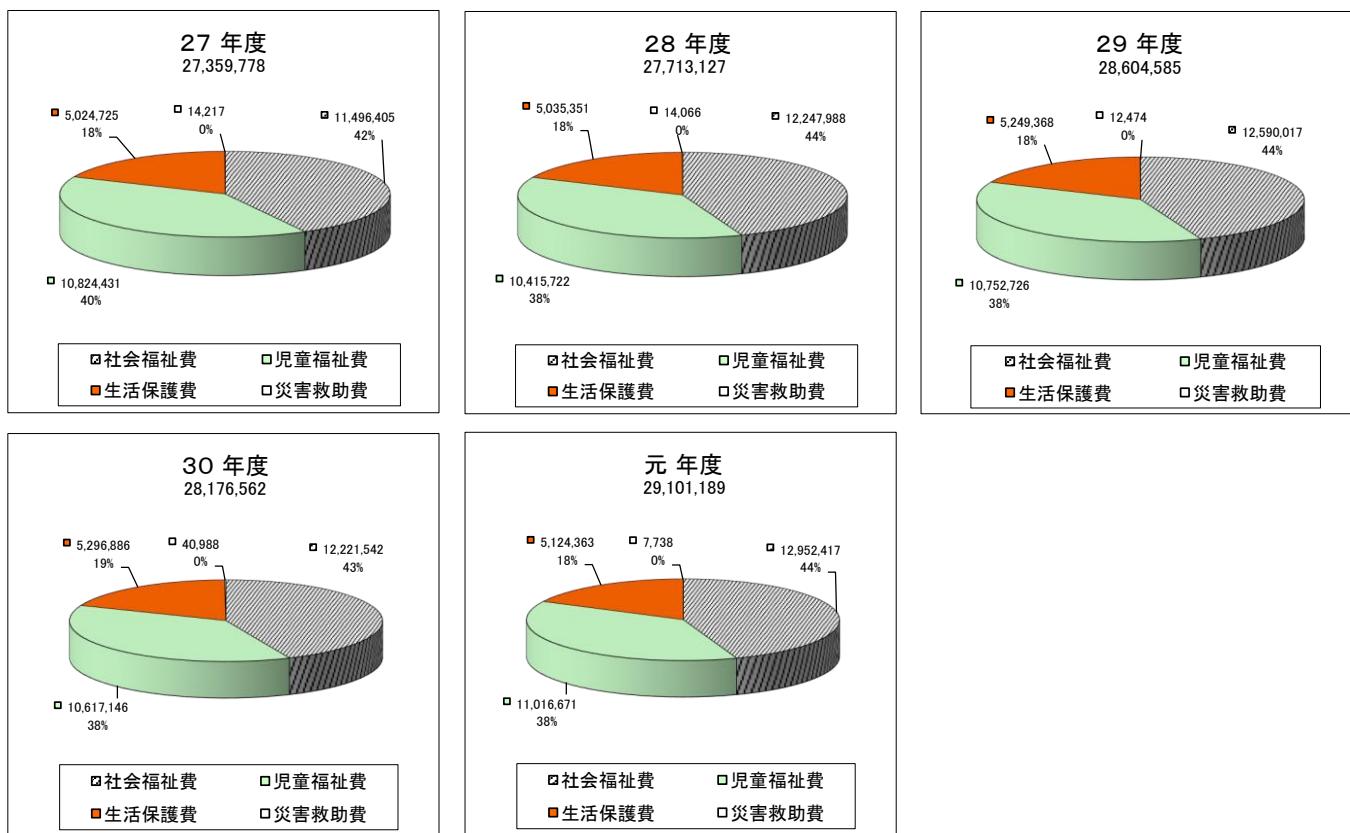
2018 年(H. 30)	4 月	国民健康保険制度改革 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」 施行 (内容) 新たに都道府県が保険者に加わる ほか 「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」 公布
2018 年(H. 30)	10 月	(内容) 生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援 ほか ・生活困窮者自立支援法改正 ・生活保護法改正 ・社会福祉法改正 ・児童扶養手当法改正
2019 年(R. 1)	6 月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」 成立 (内容) 市町村における子どもの貧困対策の計画策定の努力義務化など
2019 年(R. 1)	10 月	<b>幼児教育・保育の無償化の実施</b> 幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施
2020 年(R. 2)	6 月	「地域共生社会の実現を図るための社会福祉法等の一部を改正する法律」 公布 (内容) 地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ほか ・社会福祉法改正 ・介護保険法改正 ・老人福祉法改正 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律改正 ・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律改正

## 決算の推移

各年度決算の状況(単位:千円)



## 民生費内訳



# 1. 障害福祉サービス

## (1)新体系事業所

(令和元年7月現在)

事業所名	所在地	電話	介護給付						訓練等給付						地域相談支援給付	計画相談支援給付	
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援助	同行援助	生活介護	短期入所	就労移行	(A型) 就労継続	(B型) 就労継続	(自立訓練)	共同生活援助	自立生活援助		
ホームヘルプセンターぽっぽ ひがしうじ	五ヶ庄折坂5-149	32-7709	○	○													
ホームヘルプセンターぽっぽ	広野町大開72-1	48-4833	○	○													
介護の花たばケアセンター	五ヶ庄一番割59-1 壱番館501	38-1651	○	○													
ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120	○	○		○											
たよりになる輪	五ヶ庄平野12-15	38-1272	○	○		○											
ニチイケアセンター宇治	宇治壱番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632	○	○		○											
ニチイケアセンター宇治大久保	大久保町上ノ山43-1 藤和ライフタウン宇治大久保	41-1781	○	○		○											
栄仁会 ホームヘルプセンターおうばく	五ヶ庄戸ノ内7-25	33-1411	○														
ヘルプサポートすまいる	伊勢田町南山49-2の1	20-4080	○	○	○	○											
居宅介護わくわく	伊勢田町南遊田42-1	25-6363	○		○												
天ヶ瀬寮短期入所事業所	白川東山15	22-2000						○									
天ヶ瀬きぼうの家短期入所事業所	白川東山15	23-2000						○									
ショートステイ宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024						○									
ショートステイにじいろ	横島町石橋13	25-7091						○									
天ヶ瀬	白川東山15	22-2000	○				○										
天ヶ瀬きぼうの家	白川東山15	23-2000	○				○										
天ヶ瀬ワークスあすなろ	白川東山15	24-2011					○			○	○						
生活介護施設クローバー	宇治天神12-3	23-2129					○										
相談支援センターみつば	宇治天神12-3	23-2129														○	
ディセンターア宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024					○										
ワークセンター宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024					○				○						
同胞の家	小倉町西山44-4	20-4080					○				○						
宇治川福祉の園	横島町石橋13	25-7091					○				○						
志津川福祉の園	志津川西山15-2	20-9902					○				○						
栄仁会ワークネットきょうと	五ヶ庄新開11-23 ジェミニ1階	38-0111						○			○						
みつくすはあつ	小倉町老ノ木13-1 宇治小倉マンション221号	23-7920									○						
横島福祉の園 (ジョブサポートセンターマキシマ)	横島町石橋13-6	20-8060										○					
洛南共同作業所	木幡南端53-7	31-5088										○					
グループホームあおば	宇治妙楽175-11	21-6678											○				
ぐるぶほーむびあ	五ヶ庄三番割32-8	31-2500											○				
障害者ケアホームかさとり	西笠取辻出川東67-1	(075) 644-5082											○				
なかまの家	木幡南山80-53	33-6160											○				

事業所名	所在地	電話	介護給付						訓練等給付						地域相談支援給付		計画相談支援給付	
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	短期入所	就労移行	(~就労型)A型連続	(~就労型)B型連続	(~生活立訓練)	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	
宇治市障害者生活支援センター	五ヶ庄二番割5-2	32-8441														○ ○ ○		
宇治市聴覚障害者生活支援センター	五ヶ庄二番割5-2	32-8441														○ ○ ○		
宇治市福祉サービス公社 障害者相談支援センター	宇治琵琶1-3	28-3111															○	
指定相談支援センター k o k u a (コクア)	伊勢田町毛語144-1	20-4087														○ ○ ○		
栄仁会 相談支援事業所 おうばく	五ヶ庄三番割32-8	31-2500														○ ○ ○		
まきしまてくてく	横島町石橋13	25-7091														○ ○ ○		
天ヶ瀬学園相談支援事業所	白川東山15	23-2000															○	
天ヶ瀬寮相談支援事業所	白川東山15	22-2000														○ ○ ○		
相談支援事業所 つなぎ	五ヶ庄平野12-43	31-4837															○	
子ども発達さぼーとセンター あゆみ相談支援室	横島町蘭場14-8	24-1233															○	
イサク事業所 どうほうの家	伊勢田町毛語149-4	21-0139							○	○ ○ ○								
サポートセンター 五ヶ庄	木幡南端11	31-8773	○ ○ ○														○	
サポートセンター 虹の家	六地蔵奈良町58-7	33-7766	○ ○ ○ ○															
ヘルパーステーション 赤い糸	大久保町上ノ山18-9	41-2370	○ ○															
ケアセンター うさかめ	伊勢田町砂田144-2	23-3337	○ ○ ○ ○														○	
ヘルパーステーション 宇治東	五ヶ庄二番割5-2	32-2024	○ ○															
E a c h O t h e r	小倉町西浦99-35	66-4037							○	○					○			
宇治作業所 のびのび	五ヶ庄梅林72-8	66-4841						○										
ショートステイ のびのび	五ヶ庄梅林72-8	66-4841						○										
ヘルパーステーション すずめ	大久保町井ノ房22-14	48-1005	○ ○															
あい工房	西笠取下莊川西25	(075) 585-7839										○						
グループホーム やましろ	横島町大川原35-5 1棟	22-0677												○				
ヘルパーステーション リエゾン大久保	大久保町旦椋10-5 梅本ビル	41-2126	○ ○															
居宅介護事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	○ ○ ○															
子ども発達相談支援室 びりか	横島町大幡27 タウニーオオハタA-105	34-2382															○	
ショートステイくるね	伊勢田町若林61-1	20-4080						○										
ショートステイ花	宇治米阪44	23-2129						○										
ほつとハウス	小倉町西山70-8	20-5409						○				○						
同胞の家ベテル事業所 グループホームたいじゅ	伊勢田町若林61-1	20-0967												○				
グループホーム ぽかぽか	宇治米阪44	23-2129												○				
訪問介護事業所そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	○ ○															
居宅介護事業所 レクス	小倉町南堀池55-5	94-6670	○ ○ ○															
ゆめハウス	宇治若森30-2	23-5193										○ ○						
ヘルパーステーションみやこ	五ヶ庄梅林44-8	74-8297	○ ○															
ケアセンター フィット・宇治	木幡北畠24	31-1612	○ ○															

事業所名	所在地	電話	介護給付						訓練等給付						地域相談支援給付	計画相談支援給付	
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援助	同行援助	生活介護	短期入所	就労移行	(~就労型)A型連続	(~就労型)B型連続	(~生活立訓練)	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援	
な な ほ し か い ご	六地蔵奈良町58-3	31-3050	○	○													
松 風	木幡南山80-11・12合地	74-8148	○	○													
雪 風	木幡南山80-11・12合地	74-8148															○
野 風	木幡南山80-11・12合地	74-8148												○		○	○
かんでんライフサポート宇治ケア	菟道田中20-1	25-5700		○													
宇 治 懇 の 家 事 業 所	小倉町新田島13-64	26-2734	○	○													
ヘルパーステーション スイート宇治	小倉町南浦11-37	66-7430	○														
サ ポ ー トス テ ー シ ョ ン ピ ー ス	五ヶ庄北ノ庄30-3	84-6401	○	○													
短 期 入 所 事 業 所 宇 治 小 倉	宇治篠山9-11	23-0250							○								
障害者就労移行支援事業所さぴゅいえ	宇治篠山9-11	23-0250								○							
宇 治 小 倉 木 一 ム	宇治篠山9-11	23-0250												○			
障 害 者 支 援 セ ン タ ー ジ ゃ す と	宇治篠山9-11	23-0288														○	○
スマイルワーク 大久保事業所	広野町茶屋裏8-5 シャーメゾンInoueⅡnd 1F	41-2588									○						
宝 城 メ デ ィ カ ル サ ポ ー ト	小倉町南浦21-131	66-1069	○	○													
グ ル ー ブ ホ ー ム KOTO	五ヶ庄芝ノ東14-17	090-9625-6370											○				
相 談 支 援 事 業 所 か え る ば ん だ	六地蔵奈良町50 なごみビル 1F	32-0556															○
F ∞ I S S I E - T	広野町西裏27-25 サンヒルズ ハウス	39-8954									○						
笑 空	伊勢田町砂田129-4	27-5843						○									
社会福祉法人同胞会 N o a - c u b e	伊勢田町南山49-2-1	24-1092						○									
わ た し の 寝 床	小倉町西山70-8	20-5409						○									
シ ョ ー トス テ イ 巨 棟	伊勢田町南遊田42-1	25-6360						○									
シ ョ ー トス テ イ サ ん サ ん	木幡南端11	39-3506						○									
相 談 支 援 セ ン タ ー S U N	五ヶ庄梅林44-8	79-0133															○
さ く ら ん ぼ う の 樹	小倉町神楽田1-3	20-1851									○						
土 屋 訪 問 介 護 事 業 所 宇 治	小倉町老ノ木45-2 KGビル201号	050-3627-7502	○	○													
ニ チ イ ケ ア セ ン タ ー 六 地 藏	六地蔵奈良町6-4 ヴィラノール402	38-5001	○	○	○												

## (2)地域生活支援事業

### ・相談支援事業

事業所名	住所	電話
宇治市障害者生活支援センター「そら」	五ヶ庄二番割5-2	32-8441

### ・移動支援事業

事業所名	所在地	電話	サービス提供対象者					
			車いす常用者	知的障害者	精神障害者	車いす常用児	知的障害児	精神障害児
た よ り に な る 輪	五ヶ庄平野12-15	38-1272	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
介 護 の 花 た ば ケ ア セ ジ タ ー	五ヶ庄一番割59-1 壱番館501号	38-1651	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
(福) 同胞会ヘルプサポート すまいる	小倉町西山44-4	20-4080		○ ○		○ ○		
ケ ア ・ サ ー ビ ス 青 葉	小倉町山際1-14	39-7120	○			○		
財団法人 宇治市福祉サービス公社 ホームヘルプセンターほっぽひがしうじ	五ヶ庄折坂5-149	32-7709	○ ○		○ ○			
財団法人 宇治市福祉サービス公社 ホームヘルプセンターほっぽ	広野町大開72-1	48-4833	○ ○		○ ○			
社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館内	22-5650	○					
居 宅 介 護 わくわく	横島町石橋13-6	20-8060	○ ○ ○					
サ ポ ー ト セ ン タ ー 五 ケ 庄	木幡南端11	31-8773	○ ○		○ ○		○	
サ ポ ー ト セ ン タ ー 虹 の 家	六地蔵奈良町58-7	33-7766	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
支 援 セ ン タ ー 五 葉	横島町吹前49-3	21-0128	○ ○		○ ○		○	
ケ ア セ ン タ ー う さ か め	小倉町南浦18-10	23-3337	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
ヘルパーステーション 赤い糸	大久保町上ノ山18-9	41-2370	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
居宅介護事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
居宅介護事業所 レクス	小倉町南堀池55-5	94-6670	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
訪問介護事業所 そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
ヘルパーステーションみやこ	五ヶ庄梅林44-8	74-8297	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
松 風	木幡南山80-11・12合地	74-8148	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
サポートステーション ピース	五ヶ庄北ノ庄30-3	84-6401	○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
な な ほ し か い ご	六地蔵奈良町58-3	31-3050	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
宝 城 メ テ ィ カ ル サ ポ ー ト	小倉町南浦21-131	66-1069	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
ヘルパーステーション 宇治 東	五ヶ庄二番割5-2	32-8441	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					

・日中一時支援事業

事業所名	所在地	電話	サービス提供対象者					
			障害者		障害児			
			知的	精神	身体	知的	精神	
日 中 一 時 支 援 宇 治 作 業 所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024	○	○	○	○	○	
日 中 一 時 支 援 ク ロ ー バ ー	宇治天神12-3	23-2129	○					
(福) 同胞会日中一時支援 ほ～む	小倉町西山44-4	20-4080	○	○				
天ヶ瀬学園入所部短期入所事業所	白川東山15	23-2000	○					
シ ョ ー ト ス テ イ に じ い ろ	横島町石橋13	25-7091	○					
天ヶ瀬寮短期入所事業所	白川東山15	22-2000			○			
サ ポ ー ト セ ン タ ー 五 ケ 庄	木幡南端11	31-8773	○		○	○	○	
サ ポ ー ト セ ン タ ー 虹 の 家	六地蔵奈良町58-7	33-7766	○	○	○	○	○	
日 中 一 時 支 援 の び の び	五ヶ庄梅林72-8	66-4841	○					
デ イ セ ジ ン タ ー う さ か め	小倉町南浦18-11	23-3337	○	○	○	○	○	
居宅介護支援事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	○	○	○	○	○	
支 援 セ ジ ン タ ー 五 葉	横島町吹前49-3	21-0128	○		○	○		
(福) 同胞会日中一時支援 わかば	伊勢田町若林61-1	20-0967	○	○				
株 式 会 社 for one 笑 空	伊勢田町砂田129-4	27-5843	○			○		
日中一時支援事業所 だちょう俱楽部	堯道門前9-1 小林事務所2F	66-6954	○	○	応相談	○	○	
シ ョ ー ト ス テ イ 巨 棕	伊勢田町南遊田42-1	25-6360		○		○		
わ た し の 寢 床	小倉町西山70-8	20-5409				○		

・地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話
地 域 活 動 支 援 セ ジ ン タ ー む す び	五ヶ庄平野45-1	32-0440
と う が ら し ハ ウ ス	小倉町西浦52-28	23-3615
宇 治 市 社 会 福 祉 協 議 会	宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館	22-5650

## 2. 児童福祉・母子福祉

### (1)児童館

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市善法青少年センター	宇治善法110-1	39-9278	宇治市	—	S60.6	
宇治市河原青少年センター	木幡河原5-5	39-9279		—	S62.10	
のぼり児童館	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人あけぼの会	—	H8.4	

### (2)地域子育て支援拠点

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市地域子育て支援基幹センター	宇治里尻5-9 ゆめりあうじ3階	39-9109	宇治市	—	H15.4	JR宇治駅前市民交流プラザ内
東部地域子育て支援センター	五ヶ庄二番割5-5	32-5580	社会福祉法人春秋福祉会	—	H16.5	なかよし保育園・分園「あいあい」内
西部地域子育て支援センター	小倉町西畠13	39-9209	宇治市	—	H10.10	小倉双葉園保育所内
南部地域子育て支援センター	大久保町旦棕72-2	44-3692	社会福祉法人同胞会	—	H13.5	同胞こども園内
北部地域子育て支援センター	六地蔵奈良町74-1 パティオ ン六地蔵ザ・ミッドモール3階	33-6201	社会福祉法人あけぼの会	—	H17.5	第2登りこども園「ほーぶるのぼり」内
りぼん	広野町西裏100	44-2112	NPO法人子育てを楽しむ会	—	H20.11	平和堂100BAN店2階
ぶんきょうにこにこルーム	槇島町千足80	25-2525	NPO法人まきしま絆の会	—	H24.4	京都文教学園宇治キャンパス月照館1階
ひあにしおぐら	小倉町南浦18-92	51-2084	NPO法人働きたいおんなたちのネットワーク	—	H28.9	
t o r i d o r i (トリドリ)	菟道平町28-1	31-2430	NPO法人働きたいおんなたちのネットワーク	—	H30.10	アル・プラザ宇治東2階
ぽけつと	伊勢田町ウトロ1-6※ 伊勢田町浮面31-35	070-1764-5463	NPO法人子育てを楽しむ会	—	R2.10	※伊勢田こども園ホール

### (3)病児保育

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
乳幼児健康支援デイサービスセンター(宇治病院)	五ヶ庄芝ノ東54-2	32-6000	社会福祉法人あじろぎ会	8	H8.9	R2.3.31まで
浅妻医院パピールーム	伊勢田町名木一丁目1-235	45-2876	医療法人浅妻医院	6	H14.11	
宇治徳洲会病院ひまわりルーム	槇島町石橋145	25-5887	医療法人徳洲会	9	H27.7	

### (4)放課後児童健全育成事業(学童保育)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
南浦クラブ	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人黎明会	30	H10.4	
ひとつじ組	小倉町堀池94-1	20-1295	社会福祉法人同胞会	30	H22.4	
のぼりクラブ	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人あけぼの会	200	H27.4	
みんなのきクラブ	菟道荒槇37	23-3224	社会福祉法人宇治福祉園	30	H28.4	
コパンキッズアフタースクール	宇治弐番88-7	20-1991	株式会社コパン	40	R1.7	

### (5)その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市ファミリー・サポート・センター	宇治里尻5-9 ゆめりあうじ3階	39-9309	宇治市	—	H13.4	JR宇治駅前市民交流プラザ内

## 3. 高齢者福祉

### (1)養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園養護老人ホーム	菟道岡谷16-3	23-6923	社会福祉法人宇治明星園	50	S50.2	

### (2)特別養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園特別養護老人ホーム	菟道岡谷16-3	23-6922	社会福祉法人宇治明星園	60	H12.4	
宇治明星園白川特別養護老人ホーム	白川鍋倉山22-10	21-6055		50	H12.4	
伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム	伊勢田町若林41、42	41-1300		29	H25.3	
笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人あじろぎ会	50	H13.4	H26.11法人事業承継
特別養護老人ホーム桃花苑	神明石塚39-62	23-8839	社会福祉法人長安会	50	H12.4	
特別養護老人ホームヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人悠仁福祉会	80	H19.4	
特別養護老人ホーム宇治さわらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人竹会	50	H12.4	
特別養護老人ホーム天ヶ瀬苑	白川東山15	23-0030	社会福祉法人不動園	50	H12.4	
特別養護老人ホームまごころ園	菟道藪里11-3	28-5737	社会福祉法人マイクロ福祉会	80	H24.12	
特別養護老人ホーム宇治愛の郷	槇島町石橋151-1	21-0005	社会福祉法人京都愛心会	80	H27.4	

**(3) 軽費老人ホーム**

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園白川ケアハウスあさぎり	白川鍋倉山22-10	21-6623	社会福祉法人 宇治明星園	50	H9. 4	
ケアハウスさらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	30	H11. 8	
笠取ふれあい福祉センターケアハウス	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	30	H13. 4	H26.11法人事業承継
ケアハウスやまぶき	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 悠仁福祉会	30	H19. 4	

**(4) デイサービスセンター(通所介護)**

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ケアサービスセンターあいじゅ	小倉町天王37-9	28-3636	有限会社 愛樹	24	H13.9	
デイサービス花咲里	伊勢田町毛語76-1	48-1541	有限会社 ガレージファクト	30	H17.4	
デイサービスみやび	宇治戸ノ内56	25-5350	有限会社 ウイズ	25	H15.1	
デイサービスセンターハーモニーこはた	木幡金草原43	33-8270	社会福祉法人 くらしのハーモニー	30	H12.4	
デイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 悠仁福祉会	40	H19.4	
デイサービスセンターさわらび園	槇島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	35	H12.4	
デイサービスまごごろ大久保	広野町東裏108-4	41-2275	マイクロ株式会社	25	H19.5	
デイサービスまごころ宇治	神明石塚59-1	23-5551		20	H17.7	
ひかり俱楽部	広野町桐生谷46-1	41-4567	株式会社 新日本建機	14	H13.9	
デイサービスセンター菩提樹	菟道平町17	20-2312	医療法人 弥生会	20	H16.11	
宇治市小倉デイサービスセンター	小倉町西畠1-4小倉小学 校内	21-6294	社会福祉法人 宇治明星園	23	H12.4	
宇治明星園白川デイサービスセンター	白川鍋倉山22-10	21-7565		20	H12.4	
かんでんライフサポート宇治 デイサービスセンター	菟道田中20-1	25-5711	かんでんライフ サポート株式会社	40	H19.10	
(一財)宇治市福祉サービス公社 広野デイサービスセンター	広野町大開72-1	48-4353	一般財団法人 宇治市福祉 サービス公社	23	H12.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉デイサービスセンター	小倉町山際63-1	22-3207		25	H12.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社 東宇治デイサービスセンター	五ヶ庄折坂5-149	38-2332		25	H12.4	
笠取ふれあい福祉センター デイサービスセンター	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	35	H13.4	H26.11法人事業承継
天ヶ瀬苑デイサービスセンター	白川東山15	23-6500	社会福祉法人 不動園	25	H12.4	
平盛デイサービスセンター	大久保町平盛91-3	45-2940		25	H12.4	
洛和デイセンター宇治琵琶	宇治琵琶50-1	28-3344	社会福祉法人 洛和福祉会	30	H16.10	
デイサービスセンターわっはっは神明	神明石塚25-21	24-1088	株式会社 オールウェーズ	15	H22.4	
あすみるデイサービス小倉	小倉町蓮池175-23	21-2020	秋亞株式会社	午前20 午後20	H22.1	
通りの家おはな	木幡熊小路7-7	26-2459	特定非営利活動法人 おはな	11	H24.5	
みむろどデイサービス	菟道薮里41 コスモウイング宇治101号	21-1112	株式会社 KOHIN	午前25 午後25	H24.10	
みどり機能訓練デイサービスセンター	槇島町南落合56-1	26-2447	株式会社 ミトラ	午前15 午後15	H25.4	
デイサービス「コスマス苑」	伊勢田町浮面28-8	43-8811	特定非営利活動法人 南京都福祉センター	20	H25.2	
デイサービスセンターりエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9039	医療法人 啓信会	午前15 午後15	H25.8	
デイサービスセンターきさと	木幡中村37-7	38-2870	医療法人 こう内科クリニック	35	H27.6	
機能訓練型デイサービス 喜楽縁	神明宮北22-18 北川ビル1階	51-0149	株式会社 喜楽縁	午前13 午後13	H28.7	
ツクイ宇治神明デイサービスセンター	神明宮東10	25-5253	株式会社 ツクイ	30	H28.9	
i(あい)ホットデイサービスセンター	神明宮北31-1	77-8094	特定非営利活動法人 働きたいお年なだらの ネットワーク	19	H30.12	

## (5)認知症対応型通所介護

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉デイサービスセンター	小倉町山際63-1	22-3207	一般財団法人宇治市福祉サービス公社	10	H12.4	
メイプルリーフ 横島	横島町本屋敷10-2	26-2885	株式会社 ケアトラスト	12	H22.12	
メイプルリーフ 金草原	木幡金草原6-1	38-0611		12	H20.3	
メイプルリーフ 名木	伊勢田町南山4-1	43-5775		12	H19.7	
医療法人栄仁会デイサービスセンター おおわだの郷	五ヶ庄折坂55	38-2710	医療法人 栄仁会	12	H16.9	
伝書鳩デイサービス	広野町丸山29-2	41-3490	特定非営利活動法人 伝書鳩	12	H23.10	
デイサービスセンターくりくま	広野町寺山47-4	66-3741	株式会社 くりくま	24	H24.6	
オレンジデイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-1120	社会福祉法人 悠仁福祉会	12	H30.4	

## (6)デイホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市小倉デイホーム	小倉町西畠1-4	21-6294	宇治市	—	H7.4	
宇治市平盛デイホーム	大久保町平盛91-3	45-2940		—	H8.4	

## (7)グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
グループホームまごころ西宇治	伊勢田町中山45-1	41-1101	マイクロ株式会社	18	H22.10	
グループホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	41-2224		18	H20.1	
グループホームメイプルリーフ宇治	横島町本屋敷10-1	28-6262	株式会社 ケアトラスト	24	H14.6	
グループホームメイプルリーフ	木幡南山74-7	32-5053		6	H12.4	
グループホームナイスライフレイセ	伊勢田町毛語27-1	48-3331	社会福祉法人 宇治明星園	9	H13.7	
グループホームなごみの里伊勢田	伊勢田町毛語45	41-5355		6	H13.10	
グループホームニングルの森木幡	木幡中村29-2	38-0200	ヤマト株式会社	18	H23.3	
グループホームニングルの森平尾	平尾台一丁目3-8	33-1882		9	H12.4	
医療法人栄仁会グループホームやまふきの郷	菟道段ノ上20-1	22-1505	医療法人 栄仁会	18	H20.11	
医療法人栄仁会グループホームおおわだの郷	五ヶ庄折坂55	38-2715		18	H16.9	
洛和グループホーム宇治琵琶	宇治琵琶50-1	28-3340	社会福祉法人 洛和福祉会	18	H16.10	
宇治やすらぎの家	宇治戸ノ内22-6	20-6300	社会福祉法人 不動園	18	H23.3	
グループホーム鳳凰横島	横島町大川原35-5	25-2050	社会福祉法人 悠仁福祉会	18	H26.6	
グループホームヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-1130		18	H30.4	
ハイモニー やまと	木幡北山畠23-1	38-2810	社会福祉法人 くらしのハイモニー	18	H26.12	
グループホームリエゾン宇治おくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9023	医療法人 啓信会	18	H28.10	
ニチイケアセンター三室戸	菟道數里37	25-5754	株式会社 ニチイ学館	18	H30.9	
グループホームすみれ	神明石塚25-21	34-2128	株式会社 オールウェーズ	9	H30.10	

## (8)地域包括支援センター

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
東宇治北地域包括支援センター	木幡金草原43	33-8270	宇治市	—	H18.4	
東宇治南地域包括支援センター	五ヶ庄折坂5-149	38-1250		—	H18.4	
南部・三室戸地域包括支援センター	菟道岡谷16-3	23-6115		—	R2.4	
中宇治地域包括支援センター	宇治琵琶1-3	28-3180		—	H18.4	
北宇治地域包括支援センター	小倉町西畠1-4	21-8123		—	H18.4	
横島地域包括支援センター	横島町郡50-1	21-6605		—	R2.4	
西宇治地域包括支援センター	小倉町山際63-1	28-6180		—	H18.4	
南宇治地域包括支援センター	大久保町平盛91-3	45-1544		—	H18.4	

## (9)地域福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	39-9225	宇治市	—	H5.4	
宇治市開地域福祉センター	開町44-13	39-9238		—	H6.4	
宇治市西小倉地域福祉センター	小倉町山際63-1	22-3084		—	H9.6	
宇治市東宇治地域福祉センター	五ヶ庄折坂5-149	38-2331		—	H10.4	
宇治市広野地域福祉センター	広野町大開72-1	48-4351		—	H12.4	
宇治市横島地域福祉センター	横島町石橋13	23-0114		—	H15.5	

## 4. その他

### (1) 無料低額診療事業実施施設

施設名	所在地	電話	設置主体	備考
宇治病院	五ヶ庄芝ノ東54-2	32-6000	社会福祉法人 あじろぎ会	
平成老人保健施設	五ヶ庄芝ノ東54-2	33-5000		

### (2) その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市総合福祉会館	宇治琵琶45	22-0600	宇治市	—	S58.1	
宇治市内職センター	木幡南端48-15	31-8298		—	S50.5	移転 S60.4
宇治市保健・消防センター（健やかセンター・休日急病診療所・歯科サービスセンター）	宇治下居13-2	39-9430		—	H15.11	
コミュニティワークうじ館	宇治善法31ほか	39-9197		—	S51.10	H20.4 名称変更
コミュニティワークこはた館	木幡河原3-12	39-9199		—	S53.6	H20.4 名称変更
法人名	所在地	電話			設立年月	備考
（福）宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45	22-5650	—	—	S47.8	
（一財）宇治市福祉サービス公社	宇治琵琶1-3	28-3150	—	—	H9.3	

### （育成学級）

・月～金曜日：20学級（通学している小学校への入級）・土曜日：8定点学級で開設

学級名	所在地	電話	設置主体	定員	備考
御藏山育成学級	木幡御藏山39-4	32-8406	宇治市	110	土曜日定点
木幡育成学級	木幡赤塚4	32-5011		100	
宇治育成学級	五ヶ庄三番割27	33-2143		200	土曜日定点
岡屋育成学級	五ヶ庄寺界道37-3	32-8407		100	
南部育成学級	五ヶ庄戸ノ内15-1	32-8408		90	
三室戸育成学級	菟道岡谷16-2	23-0212		120	
菟道育成学級	宇治塔川102	23-9704		70	
菟道第二育成学級	宇治琵琶63-3	23-9705		120	土曜日定点
神明育成学級	神明石塚32	22-2715		150	
小倉育成学級	小倉町西畠1-4	23-0232		120	土曜日定点
横島育成学級	横島町吹前35	23-9707		120	土曜日定点
北横島育成学級	横島町本屋敷40-2	20-4555		50	
北小倉育成学級	小倉町堀池72	20-1712		40	
西小倉育成学級	伊勢田町遊田69	20-2006		60	土曜日定点
南北小倉育成学級	小倉町南浦40-1	20-2526		40	
伊勢田育成学級	伊勢田町井戻3	43-2001		100	
平盛育成学級	大久保町平盛91-3	44-0071		80	土曜日定点
西大久保育成学級	大久保町旦椋25	43-0603		50	
大久保育成学級	広野町中島1-1	43-0606		190	土曜日定点
大開育成学級	広野町大開35	44-8288		100	

## (保育所・認定こども園)

(令和2年4月1日現在)

公民区分	施設名	所在地	電話	設置主体	1号定員	2・3号定員	備考
公立保育所	小倉双葉園保育所	小倉町西畠13	39-9207	宇治市		220	一部改築 H5
	宇治保育所	宇治式番84-10	39-9211			165	移転 S50.8
	木幡保育所	木幡東中10-2	39-9213			165	改築 H11・12
	西小倉保育所	伊勢田町遊田69	39-9215			100	
	大久保保育所	大久保町旦椋25	39-9302			120	改築 H25・26
	北木幡保育所	木幡陣ノ内1	39-9221			120	
	善法保育所	宇治善法116-2	39-9223			50	
公立保育所小計					940		
民間保育所（園）	広野保育所	広野町丸山9	43-0242	社会福祉法人 広野保育所		160	
	なかよし保育園	羽戸山一丁目8-4	32-5335	社会福祉法人 春秋福祉会		120	移転 H2.4
	なかよし保育園分園	五ヶ庄二番割5-5	32-5580	同上		30	
	くりくま保育園	大久保町平盛42-3	44-4621	社会福祉法人 栗隈福祉会		120	
	あさひ保育園	菟道大垣内10	24-1551	社会福祉法人 ゆたか会		165	
	Hana花保育園	宇治里尻5-9	21-8739	社会福祉法人 宇治福祉園		60	JR宇治駅前 市民交流プラザ内
	民間保育所（園）小計					655	
民間認定こども園	登りこども園	木幡赤塚8-1	32-3811	社会福祉法人 あけぼの会	15	330	H28.4より 認定こども園に移行
	登りこども園分園	木幡須留7-1	38-1235	同上	0	30	H28.4より 認定こども園に移行
	第2登りこども園	六地蔵奈良町74-1 パティオ六地蔵サ・ミッドモール3階	38-0113	同上	9	90	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 みんなのき三室戸こども園	菟道荒横37	23-3224	社会福祉法人 宇治福祉園	15	200	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園	五ヶ庄梅林72-9	31-3715	同上	15	150	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園分園	木幡西浦38-9	33-3303	同上	0	40	H28.4より 認定こども園に移行
	南浦幼保連携型認定こども園	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人 黎明会	15	130	H28.4より 認定こども園に移行
	南浦くすのき 幼保連携型認定こども園	宇治蔭山10-5	23-0600	同上	6	60	H28.4より 認定こども園に移行
	幼保連携型認定こども園 いすみこども園	横島町本屋敷167	20-0064	社会福祉法人 白菊福祉会	5	140	H28.4より 認定こども園に移行
	ひいらぎこども園	神明石塚65-3	44-0652	社会福祉法人 心華会	8	240	H29.4より 認定こども園に移行
	同胞こども園	大久保町旦椋72-2	44-3632	社会福祉法人 同胞会	5	160	H30.4より 認定こども園に移行
	こひつじこども園	小倉町堀池94-1	20-1295	同上	6	170	H30.4より 認定こども園に移行
	伊勢田こども園	伊勢田町ウトロ1-6	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会	7	210	H31.4より 認定こども園に移行
	明星っ子こども園	五ヶ庄芝ノ東19-5	32-0704	社会福祉法人 宇治明星園	5	145	H31.4より 認定こども園に移行
	横島ひいらぎこども園	横島町大川原75-1	28-4780	社会福祉法人 心華会	6	180	H31.4より 認定こども園に移行
	のぞみこども園	横島町薙場14-8	24-1222	社会福祉法人 不動園	3	90	R2.4より 認定こども園に移行
	民間認定こども園小計				120	2,365	
	合計				120	3,960	